基本政策

1

生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり

守られて安全。つながり合って安心。

自然災害への対策はもちろん、
いざという時に助け合える
「顔の見える関係」づくりを
サポートします。

住み慣れたまちで、生きられる幸せ。

超高齢社会でも、
生き生きと安心して
暮らし続けられる
しくみをつくります。

川崎の未来に向けた第2ステージ!

市民の皆さんとともに、もっともっと住みやすいまちへ。

基本政策１　生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり

- 市民が安心して暮らすためには、市民の生命や財産などが確実に守られることが必要です。しかし、従来の防災の取組だけでは対応が困難な大規模な災害や、世界的規模で見られる気候変動による影響など、安全が脅かされるような出来事が増加していることから、誰もが安心して暮らせるよう、市民の身近な安全や生活基盤の確保に取り組むとともに、都市全体の安全性の向上を図り、大規模災害にも耐えられるまちづくりを進めます。
- また、超高齢社会にあっても、高齢者や障害者など、誰もが個人としての自立と尊厳を保ちながら、住み慣れた地域や自らが望む場で、安心してすこやかに生き生きと暮らせるまちづくりを進めます。

政策の体系

基本政策１　生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり

- 政策1-1　災害から生命を守る
- 政策1-2　安全に暮らせるまちをつくる
- 政策1-3　水の安定した供給・循環を支える
- 政策1-4　誰もが安心して暮らせる地域のつながり・しくみをつくる
- 政策1-5　確かな暮らしを支える
- 政策1-6　市民の健康を守る

政策１-１　災害から生命を守る

政策の方向性

- 高い確率で発生が見込まれる首都直下地震や、毎年発生する台風、突然の大雨など、いつ、どこで起こるか分からない、さまざまな災害に対して、過去の教訓を踏まえながら、的確な対策を進めていかなければなりません。
- かけがえのない市民の生命や財産を守るため、広域的な連携を図りながら、建築物などの耐震対策や浸水対策、消防力の強化に取り組むとともに、いざという時に助け合えるよう、市民の防災意識を高め、日頃から地域などで顔の見える関係性を構築し、地域のリーダーや若者も含めた幅広い世代の市民や企業と力を合わせながら、行政と市民等が一体となった災害に強い、しなやかなまちづくりを推進します。

市民の実感指標

市民の実感指標の名称 （指標の出典）	計画策定時 （H27）〔2015〕	現状 （H28）〔2016〕	目標 （H37）〔2025〕
災害に強いまちづくりが進んでいると思う市民の割合 （市民アンケート）	15.6%	23.1%	25%以上

施策の体系

政策1-1 災害から生命を守る

- 施策1-1-1 災害・危機事象に備える対策の推進
- 施策1-1-2 地域の主体的な防災まちづくりの推進
- 施策1-1-3 まち全体の総合的な耐震化の推進
- 施策1-1-4 消防力の総合的な強化
- 施策1-1-5 安全・安心な暮らしを守る河川整備

施策１　災害・危機事象に備える対策の推進

第１期の主な取組状況

- 「国土強靭化地域計画」をはじめとした災害等に関する計画に基づき、公共インフラの耐震化や防災訓練の充実など、災害危機事象に強いまちづくりを推進しています。また、東日本大震災や熊本地震等への職員派遣などから得られた課題等を踏まえ、公的備蓄体制の強化を図るとともに、大規模災害時における国や他自治体等からの応援の受け入れ態勢の整備を目的とした「受援マニュアル」を策定するなど、災害時に適切な対策を講じるための危機管理体制の充実に取り組んでいます。
- 災害時の対応は、公助だけでなく自助・共助（互助）の取組が重要であることから、自主防災組織の育成・強化や防災ネットワークづくりの促進、企業や団体との防災協定の締結などの災害時の協力体制の整備のほか、「ぼうさい出前講座」や「備える。かわさき」などの啓発冊子により、家庭や事業者などにおける災害への備えについて効果的な周知・啓発を行い、いざというときに地域でお互いに助けあえるしくみづくりにより、地域防災力の向上に向けた取組を進めています。
- 本庁舎及び第２庁舎について、災害対策活動の中枢拠点として機能する耐震性能を確保するための建替えを行い、機能性や経済性、環境、文化、まちづくりなどにも配慮した新本庁舎を整備するための取組を進めています。

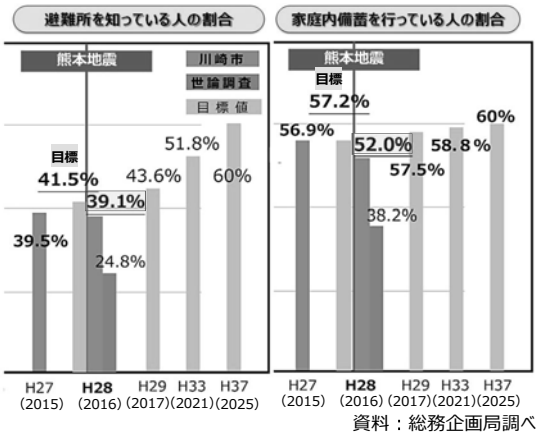

資料：総務企画局調べ

総合防災訓練の実施状況

施策の主な課題

- 避難所を知っている人の割合や家庭内備蓄を行っている人の割合など、市民の自助・共助（互助）にかかわる防災意識が低下傾向にあることから、こうした市民意識の高揚を図るための効果的な取組が求められています。
- 熊本地震等への支援活動から得られた課題等から、迅速な避難所開設に向けた初動対策、より円滑な避難所の運営体制や災害対策本部機能の強化等の取組の必要性が生じています。

施策の方向性

- **「国土強靭化地域計画」や「地域防災計画」等の各種防災計画に基づいたハード・ソフトの両面からの防災・減災対策の推進**
- **地域防災力の更なる強化を目的とした、市民への効果的な啓発や実践的な防災訓練の充実など、災害時に実効性のある取組の推進**
- **全職員一丸となった防災対策を推進するための、職員一人ひとりの防災意識の高揚と災害対応能力の向上に向けた取組の推進**
- **市民の防災意識を高め、「備えていない人が備えていく」ための環境づくりと、「防災から始まる、力強いまち」の実現に向けた危機管理体制の充実**

直接目標

● 災害発生時の被害や生活への影響を減らす

主な成果指標

名　　称 （指標の出典）	計画策定時	現　　状	第１期実施計画期間における目標値	第２期実施計画期間における目標値	第３期実施計画期間における目標値
避難所運営会議を開催している避難所の割合 （総合企画局調べ）	**66.9** % （平成26（2014）年度）	**68.0** % （平成28（2016）年度）	**70.5** %以上 （平成29（2017）年度）	**75.2** %以上 （平成33（2021）年度）	**80** %以上 （平成37（2025）年度）
避難所を知っている人の割合 （市民アンケート）	**39.5** % （平成27（2015）年度）	**39.1** % （平成28（2016）年度）	**43.6** %以上 （平成29（2017）年度）	**51.8** %以上 （平成33（2021）年度）	**60** %以上 （平成37（2025）年度）
家庭内備蓄を行っている人の割合 （市民アンケート）	**56.9** % （平成27（2015）年度）	**52.0** % （平成28（2016）年度）	**57.5** %以上 （平成29（2017）年度）	**58.8** %以上 （平成33（2021）年度）	**60** %以上 （平成37（2025）年度）

計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29（2016～17）年度	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成33（2021）年度	平成34（2022）年度以降
防災対策管理運営事業 国土強靭化地域計画や地域防災計画等、各種の計画を推進し、市の災害対応力の向上を図ります。						
	●国土強靭化地域計画の推進と進捗管理					
	・進捗管理の手法の確立（H28）	・計画の推進	・改定の検討	・「地震防災戦略」との連携を踏まえた改定	→	事業推進
	●地域防災計画（各編）の推進					
	・計画（震災対策編）の改定の検討（H29）	・計画(震災対策編）の改定	・計画(各編）の検証及び見直しの実施	→	→	→
	●業務継続計画（震災対策編）の推進					
	・計画の改定（H29）	・計画の検証及び改定の実施	→	→	→	→
	●「地震防災戦略」の推進と進捗管理					
	・計画の推進と進捗管理	・計画の推進	・改定の検討	・「国土強靭化地域計画」との連携を踏まえた改定	→	→
	・減災目標達成に向けた取組	・取組の推進	→	・減災目標の達成	→	→
地域防災推進事業 自主防災組織の育成、民間企業との連携、防災訓練や研修等による、自助・共助（互助）・公助の取組・連携の強化や各主体の防災意識の向上により、地域防災力の向上を図ります。						
	●自主防災組織等への支援の実施					
	○活動助成金、促進助成金、防災資器材購入補助金による支援					
	・支援の実施	継続実施	→	→	→	事業推進
	○災害時要援護者の登録制度及び支援組織への制度の効果的な啓発					
	・啓発の実施	・二次避難所の整備・拡充の取組と連携した効果的な啓発の実施	→	→	→	→
	○地域の防災訓練支援ツールの周知及び内容の充実					
	・支援ツールの検討	・「みんなで訓練48」、「川崎版HUG」の作成・配布	・内容の充実等を踏まえた取組の推進	→	→	→
	●避難所運営体制の強化					
	・避難所運営マニュアルの改訂（H29） H28避難所運営会議開催数：119回	・動員計画の改定 開催数：125回以上 訓練数：85回以上	・改定の内容等を踏まえた取組の推進 開催数：127回以上 訓練数：87回以上	→ 開催数：129回以上 訓練数：91回以上	→ 開催数：131回以上 訓練数：94回以上	→ →
	●イベントや冊子、講座等による防災啓発の実施					
	○防災広報誌「号外!備える。かわさき」の市内全戸配布（年１回）の実施					
	・配布開始（H29）	継続実施	→	→	→	→

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29（2016～17）年度	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成33（2021）年度	平成34（2022）年度以降
	●地域特性に応じた災害対応の推進					
	○発災時における二次災害を防止するための取組の推進					
	・国指定重点密集市街地（約3,400世帯）への感震ブレーカ等の普及促進に向けた検討	・災害事象や状況に応じた備えに関する広報啓発の実施	→	→	→	→
	○風水害に対してより効果的な避難行動を取るための住民への情報伝達手法の確立					
	・避難対象地域及び避難所の再検討（H29）	・検討の実施	→	・避難に関する考え方の整理及び効果的な伝達方法の確立	→	→
	●災害時における、企業・事業所と地域住民の円滑な連携を目的とした、防災協力事業所制度の推進					
	○登録事業所を対象とした研修会の実施					
	H29研修会：２回	研修会：２回以上	研修会：２回以上	研修会：２回以上	研修会：２回以上	→
	●総合防災訓練（九都県市合同防災訓練）等の実施と検証を通じた地域防災体制の充実					
	○各区複数回の総合防災訓練の充実に向けた取組の推進					
	・各区複数回開始（H29） ・川崎市総合防災訓練の実施	各区：２回以上 うち全市訓練会場 川崎区	各区：２回以上 うち全市訓練会場 幸区	各区：２回以上 うち全市訓練会場 中原区	各区：２回以上 うち全市訓練会場 高津区	→
	○九都県市合同防災訓練の運営・実施					
	・訓練計画の作成（H29）	・訓練計画の作成、実施、検証	・他都市訓練への参加、検証	→	→	→
	●職員一人ひとりの防災意識の高揚と災害対応能力の向上に向けた取組の推進					
	○各局区の訓練の充実に向けた取組の推進					
	・充実に向けた検討	・訓練の実施と検証	→	→	→	→
	○全庁的な図上訓練や研修・講座の実施					
	・充実に向けた検討	訓練・研修：５回以上	訓練・研修：５回以上	訓練・研修：５回以上	訓練・研修：５回以上	→
	○避難所運営体制の強化に向けた研修の実施					
	・実施に向けた検討	研修：７回以上	研修：７回以上	研修：７回以上	研修：７回以上	→
防災施設整備事業 防災関連の施設、各種情報通信システム等を整備し、市の災害対応力及び地域防災力の向上を図ります。	**●防災行政無線等の再整備**					
	○同報系屋外受信機の増設					
	H28屋外受信機（同報系防災行政無線）整備数：全287台	設置数：５か所	設置数：４か所	設置数：４か所	設置数：４か所	→
	○多重系・衛星系防災行政無線の再整備					
	・再整備工事着手（H29）	・再整備工事、完了 ・運用開始	→	→	→	→
	○雨量・水位テレメータシステムの再整備					
	・基本設計	・実施設計	・再整備工事	→	運用開始	→
	○デジタル移動系無線設備の再整備					
	・再整備に向けた検討	・基本設計	・実施設計	・再整備工事	→	運用開始予定（H35）〔2023〕
	○Jアラート情報の庁舎放送設備割込み対象施設の整備					
	H29設置数：30か所	設置数：60か所	設置数：60か所	設置数：60か所	設置数：60か所	→
	●総合防災情報システムの再整備					
	・再整備に向けた検討	・システム検討	・検討結果に基づく取組の推進	→	→	→
	●避難所への備蓄倉庫の整備					
	・備蓄倉庫の新設及び狭小倉庫への対応	・備蓄倉庫の新設及び狭小倉庫への対応	・継続的な備蓄倉庫の維持管理等	→	→	→
	●備蓄物資の計画配置					
	○備蓄品目の検証等を踏まえた備蓄物資の配置					
	・熊本地震等を踏まえた備蓄計画の改定 ・計画を踏まえた備蓄物資の充実（H28） 簡易食料：13.8万食 資器材：衛生用品等	・計画数量に基づき物資を購入（食料・飲料水、携帯トイレ等）	→	→	→	→

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29（2016～17）年度	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成33（2021）年度	平成34（2022）年度以降
臨海部・津波防災対策事業 津波対策やコンビナート災害対策などを実施し、臨海部の総合的な防災力の向上を図ります。	**●「臨海部防災対策計画」に基づく取組の推進** ○計画の周知及び計画の内容を踏まえた訓練等の実施 ・計画の改定	継続実施	→	→	→	事業推進
	●「津波避難計画」に基づく取組の推進 ○計画の周知及び計画の内容を踏まえた訓練等の実施 ・計画の推進	継続実施	→	→	→	→
	○計画的な避難施設の増加に向けた取組の推進 H28津波避難施設数：全93か所	津波避難施設数：全93か所	津波避難施設数：全94か所	津波避難施設数：全95か所	津波避難施設数：全96か所	→
	○実践的な訓練の実施や防災講座の開催 ・訓練等の実施	継続実施	→	→	→	→
	○冊子等を活用した、津波避難情報等の効果的な周知 ・周知の実施	継続実施	→	→	→	→
	○津波ハザードマップの配布による地域のリスクの周知 ・津波ハザードマップの更新（H28）	・マップの配布による地域のリスクの周知	→	→	→	→
帰宅困難者対策推進事業 一斉帰宅の抑制の周知や帰宅困難者用一時滞在施設の確保等を行い、災害時における混乱を抑制するとともに、二次災害を防止します。	**●帰宅困難者用一時滞在施設の確保** ○収容人数を増やすための新施設の確保に向けた調整等の実施 H28収容人数：17,000人	収容人数：17,500人以上	収容人数：18,000人以上	収容人数：18,500人以上	収容人数：19,000人以上	事業推進
	○実践的な訓練の実施 ・訓練等の実施	継続実施	→	→	→	→
	●帰宅困難者対策用無線機、備蓄品の配備 ・備蓄品等の配備	継続実施	→	→	→	→
	●リーフレット配布等による帰宅困難者対策の啓発 ・啓発の実施	継続実施	→	→	→	→
	●災害時帰宅支援ステーションの確保 H28 市内登録数：1,215店舗	・連携の強化	→	→	→	→
公園防災機能向上事業 広域避難場所や幹線道路沿いなどの公園において、ソーラー照明灯や避難誘導標識などの防災関連施設を整備し、防災機能の向上を図ります。	**●身近な公園の防災機能向上の取組の推進** ・取組の検討	・防災機能向上に向けた整備基本計画の策定	・防災機能向上に向けた整備実施計画の策定 ・施設設計	・施設設計、整備	→	事業推進
	●帰宅困難者対策の取組の推進 ○ソーラー照明灯、案内板の整備 ・稲毛公園、南河原公園、万福寺おやしろ公園	・池上新町公園、平間公園	・橘公園			
本庁舎等建替事業 本庁舎等について災害対策活動の中枢拠点としての耐震性能を確保するため、建替えの取組を進めます。	**●新本庁舎の整備** ・基本設計・実施設計 ・環境影響評価手続の実施 ・旧本庁舎の解体完了（H29）	・実施設計 ・環境影響評価手続の実施	・工事着手	→	→	新本庁舎完成予定（H34）〔2022〕
	●第２庁舎の解体と新本庁舎の整備に合わせた第２庁舎跡地広場の整備				・第２庁舎解体設計	→ 跡地広場完成予定（H35）〔2023〕

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29（2016～17）年度	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成33（2021）年度	平成34（2022）年度以降
港湾施設改修（防災・減災）事業 大規模災害時における緊急物資等の輸送機能を確保するため、耐震強化岸壁の整備等を進めます。	**●岸壁耐震改修に向けた取組の推進** ・岸壁耐震改修の推進（千鳥町７号） ・岸壁改修調査（東扇島９号）（H28）	・岸壁耐震改修の推進（千鳥町７号、東扇島９号）	→	→	→	事業推進
	●緊急輸送道路の液状化対策の推進 ・幹線２号道路（H29） ・幹線５号道路（H29）	・幹線１号道路	工事完了			
	●岸壁関連工事の推進 ・浚渫工事の実施	・岸壁関連工事の推進に向けた調整・検討	→	→	→	
水防業務 水防警報等の発令に伴い、河川パトロール等の水防活動を実施するとともに、洪水ハザードマップの改定や周知により、防災力の向上を図ります。	**●水防警報発令時の情報伝達及びパトロール等の水防活動の実施** ・情報伝達および水防活動の実施	継続実施	→	→	→	事業推進
	●洪水ハザードマップの改定および周知 ・洪水ハザードマップの改定（H29）	・洪水ハザードマップの周知	→	→	→	

施策２　地域の主体的な防災まちづくりの推進

第１期の主な取組状況

- 老朽木造住宅等が密集し、建物倒壊や火災延焼による被害の恐れがある密集市街地のうち、延焼の危険性が高いなどの課題がある不燃化重点対策地区（川崎区小田周辺地区、幸区幸町周辺地区）について、建物単位ではなく、地域単位の面的な市街地整備や耐火性能に優れた建築物への建替えを促進するため、建築物の新築時に不燃化を義務付けるとともに、新たな補助制度もあわせて導入するなど、ハード・ソフトの両面から重点対策に取り組んでいます。
- 大規模な地震等に対する効果的な予防対策として、火災延焼リスクの高い地区において、自助・共助（互助）による「地域住民との協働による防災まちづくり」を推進しています。これにより、地域住民の災害リスクへの理解を深め、防災意識の向上を図るとともに、地域住民が主体となって安全な避難が可能となる避難路や一時避難場所等の空間確保に努めることで、まちの延焼被害の軽減を図ります。

不燃化重点対策地区

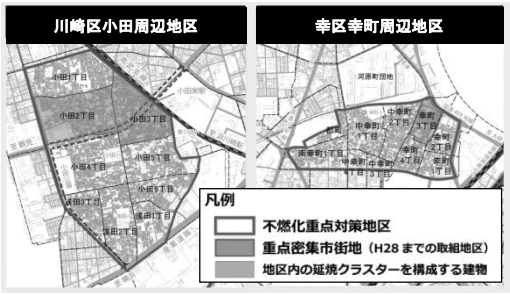

資料：まちづくり局作成

火災延焼リスクの高い地区でのワークショップ

施策の主な課題

- 不燃化重点対策地区については、建築物の新築時の不燃化を義務付ける不燃化推進条例のもと、各種補助事業や防災空地整備などのハード面の取組と、地域住民の防災意識の醸成に向けた啓発などのソフト面の取組を効果的に推進する必要があります。
- 火災延焼リスクの高い地区については、自助・共助（互助）による地域防災力の向上に向けた取組を活性化し、避難路の確保、ブロック塀の改善、耐震化などの物理的な減災対策を推進するとともに、地域主体の取組に対して継続的なフォローなどを実施する必要があります。

施策の方向性

- **不燃化重点対策地区における各種補助事業等の推進による建築物の不燃化の促進**
- **火災延焼リスクの高い地区における減災対策に向けた地域住民との協働による防災まちづくりの推進**

直接目標

● 地域の特性に応じた地域防災力向上により、延焼等による被害を減らす

主な成果指標

名　　称 （指標の出典）	計画策定時	現　　状	第１期実施計画期間における目標値	第２期実施計画期間における目標値	第３期実施計画期間における目標値
重点的に取り組む密集市街地※における大規模地震時の想定焼失棟数の削減割合 （まちづくり局調べ）	**20** % （平成27（2015）年度）	**16.8** % （平成28（2016）年度）	**25** %以上 （平成29（2017）年度）	**30** %以上 （平成32（2020）年度）	**35** %以上 （平成37（2025）年度）
火災延焼リスクの高い地区における大規模地震時の建物倒壊による道路閉塞の確率 （まちづくり局調べ）	**第２期実施計画から新たに設定**	**43** % （平成29（2017）年度）	**－**	**40** %以下 （平成33（2021）年度）	**37** %以下 （平成37（2025）年度）

※　重点的に取り組む密集市街地：川崎区小田周辺地区、幸区幸町周辺地区

計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29（2016～17）年度	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成33（2021）年度	平成34（2022）年度以降
防災都市づくり基本計画推進事業 災害に強いまちづくりに向け、防災施策間の連携を一層強化するとともに、自助・共助(互助)の促進や都市計画手法等を活用した減災対策を推進します。 また、市職員が被災状況に応じて柔軟な復興対策が可能となるよう、発災前の復興準備を行います。	**●「防災都市づくり基本計画」に基づく対策事業の推進** ∘基本計画の進行管理 ・方針策定（H28）、取組の推進、進行管理	・取組の推進、進行管理	→	→	→	事業推進
	∘防災意識の向上と防災まちづくりの啓発活動の実施 H28出前講座実施回数：６回	出前講座等実施回数：５回以上	出前講座等実施回数：５回以上	出前講座等実施回数：５回以上	出前講座等実施回数：５回以上	→
	∘都市復興に向けた事前の取組の推進	・職員向け研修会の実施 ・大規模震災時における都市復興プロセス検討などの実施	市民向けシンポジウム参加者数：50人	・職員向け研修会の実施	市民向けシンポジウム参加者数：50人	→
防災市街地整備促進事業 老朽木造住宅等が密集した市街地の防災上の改善に取り組み、地震発生時等の火災による延焼被害の低減を推進します。	**●不燃化重点対策地区における災害に強い住環境形成の推進** ∘不燃化推進条例に基づく建築物の耐火性能強化等への誘導 ・条例の制定(H28)、全面施行(H29)、地区指定（小田周辺地区、幸町周辺地区）	・不燃化建替えの促進 ・区画道路等の拡幅促進 ・共同化建替えの促進	→	→	→	事業推進
	∘防災空地の整備 H29整備数：１か所	整備数：１か所	整備数：１か所	整備数：１か所	整備数：１か所	→
	∘老朽建築物の除却や建築物の耐火性能強化工事に対する補助の実施 ・補助制度の拡充（H29） H29不燃化補助件数：98件	不燃化補助件数：117件	不燃化補助件数：117件	不燃化補助件数：117件	不燃化補助件数：117件	→
防災まちづくり支援促進事業 火災延焼リスクの高い地区において、自助・共助(互助)を中心とした防災まちづくりを推進し、地域特性に応じた課題を解決し、災害に強いまちづくりを実現します。	**●火災延焼リスクの高い地区における協働による防災まちづくりの促進** ∘取り組む地区の抽出や課題に対応した計画のとりまとめなど防災まちづくりの実施 ・上平間第二町会、渡田山王町会地区でのモデル実施(～H28) ・小向町内会、二子第二町会、かりがね台自治会での実施（H29～H31）	・各年３地区抽出・３か年の取組の実施 ・取組地区の継続的フォローアップ	→	→	→	事業推進

施策３　まち全体の総合的な耐震化の推進

第１期の主な取組状況

- 阪神淡路大震災や熊本地震での教訓を踏まえ、今後想定される首都直下地震や南海トラフの大地震などの巨大地震に対応するため、市内の旧耐震基準の特定建築物（多数の者が利用する建築物や地震により倒壊した場合に道路の通行を妨げ多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物等）や住宅（木造住宅や分譲マンション）に加え、崖地等の宅地の安全性の確保に向けた耐震化を促進するとともに、橋りょう等の耐震対策を計画的に推進し、さらに災害に強いまちづくりに取り組んでいます。
- 建築物の耐震化については、平成 28（2016）年３月に改定した「耐震改修促進計画」に基づき、各種助成制度を運用し、旧耐震基準の特定建築物や住宅の改修等を促進しています。

特定建築物の耐震化率

平成17年（2005年）	平成22年（2010年）	平成27年（2015年）	平成28年（2016年）
85.1%	88.8%	92.4%	92.8%

資料：まちづくり局調べ

大規模盛土造成地（谷埋め型）の滑動崩落のイメージ

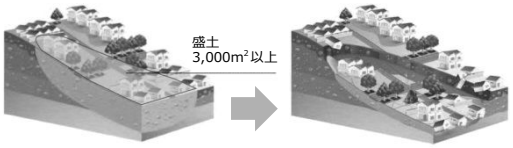

資料：国土交通省「宅地耐震化の取り組みに関するパンフレット」

- 宅地の耐震化については、地震による宅地への影響の調査を実施するなど、大規模盛土による造成地の震災被害を軽減するための取組を推進するとともに、崖崩れ等による被害を未然に防止するため、老朽化した擁壁の改修等を促進しています。

施策の主な課題

- 地震による既存建築物の倒壊や崖崩れ、橋りょうの落橋等の被害を未然に防止し、市民の生命及び財産を保護するため、引き続き、旧耐震基準の特定建築物や住宅の耐震化に関する効果的な周知・啓発や耐震改修等への支援、橋りょう耐震対策などに取り組み、まち全体の総合的な耐震化を推進する必要があります。

施策の方向性

- **「耐震改修促進計画」に基づく特定建築物や住宅の耐震化の促進**
- **大規模盛土造成地における震災被害軽減に向けた取組などによる宅地の耐震化の推進**
- **「橋梁耐震化計画」に基づく計画的な橋りょう耐震対策の推進**

直接目標

● 地震発生時の建築物等の倒壊による被害を減らす

主な成果指標

名　称（指標の出典）	計画策定時	現　状	第１期実施計画期間における目標値	第２期実施計画期間における目標値	第３期実施計画期間における目標値
特定建築物※の耐震化率（まちづくり局調べ）	92 %（平成27（2015）年度）	92.8 %（平成28（2016）年度）	93 %以上（平成29（2017）年度）	95 %以上（平成32（2020）年度）	95 %以上（平成37（2025）年度）
住宅の耐震化率（まちづくり局調べ）	92 %（平成27（2015）年度）	92.7 %（平成28（2016）年度）	93 %以上（平成29（2017）年度）	95 %以上（平成32（2020）年度）	95 %以上（平成37（2025）年度）
橋りょうの耐震化率（建設緑政局調べ）	47 %（平成27（2015）年度）	51.0 %（平成28（2016）年度）	51 %以上（平成29（2017）年度）	61 %以上（平成33（2021）年度）	79 %以上（平成37（2025）年度）

※　特定建築物：「多数の者が利用する建築物」「危険物を貯蔵・処理する建築物」「避難路沿道の建築物」で、一定の規模以上の建築物

計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29（2016～17）年度	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成33（2021）年度	平成34（2022）年度以降
特定建築物耐震対策事業 昭和56年以前に建築された特定建築物を対象に、耐震化の重要性の意識啓発を行い、耐震改修等の費用の一部を助成することで、特定建築物の耐震化を促進します。	**●「耐震改修促進計画」に基づく災害に強いまちづくりの推進**					
	・進行管理	・進行管理	・改定に向けた調査・検討	・計画の改定	・新たな計画に基づく取組の推進	→ 事業推進
	●特定建築物の耐震診断・耐震改修の促進 ○耐震改修等費用の一部助成等の実施					
	H29助成等件数：診断37件、設計２件、改修２件	助成等件数：診断79件、設計１件、改修２件	助成等件数：診断３件、設計１件、改修１件	助成等件数：診断３件、設計１件、改修１件	助成等件数：診断３件、設計１件、改修１件	→
	○避難路沿道の通行障害建築物の耐震化に向けた支援等の実施					
	・耐震診断の促進	・耐震診断の促進	・耐震化に向けた取組の推進	→	→	→
	●特定建築物の耐震化の意識啓発や知識の普及、助成制度の周知					
	H29防災イベント等実施回数：９回	防災イベント等実施回数：５回以上	防災イベント等実施回数：５回以上	防災イベント等実施回数：５回以上	防災イベント等実施回数：５回以上	→
木造建築物耐震対策事業 昭和56年以前に建築された木造住宅を対象に、耐震化の重要性の意識啓発を行い、耐震診断士の派遣や耐震改修等の費用の一部を助成することで、木造住宅の耐震化を促進します。	**●木造住宅の耐震診断・耐震改修の促進** ○耐震診断士派遣の実施					
	H29派遣件数：診断士派遣189件	派遣件数：250件	派遣件数：250件	派遣件数：250件	派遣件数：250件	→ 事業推進
	○耐震改修等費用の一部助成の実施					
	H29助成件数：計61件（診断・設計・改修）	助成件数：計50件（診断・設計・改修）	助成件数：計50件（診断・設計・改修）	助成件数：計50件（診断・設計・改修）	助成件数：計50件（診断・設計・改修）	→
	●木造住宅に対する災害被害の軽減に寄与する取組の推進 ○耐震シェルター等の設置費用の一部助成の実施					
	H29助成件数：４件	助成件数：３件	助成件数：３件	助成件数：３件	助成件数：３件	→
	●木造住宅の耐震化に関する意識啓発や知識の普及、助成制度の周知					
	H29防災イベント等実施回数：９回	防災イベント等実施回数：５回以上	防災イベント等実施回数：５回以上	防災イベント等実施回数：５回以上	防災イベント等実施回数：５回以上	→

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29（2016～17）年度	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成33（2021）年度	平成34（2022）年度以降
民間マンション耐震対策事業 昭和56年以前に建築された分譲マンションを対象に耐震化の重要性の意識啓発を行い、予備診断の実施や、耐震改修等の費用の一部を助成することで、マンションの耐震化を促進します。	**●マンションの耐震診断・耐震改修の促進** ○予備診断の実施 H29派遣件数：予備診断１棟	診断件数：５棟	診断件数：５棟	診断件数：５棟	診断件数：５棟	事業推進
	○耐震改修等費用の一部助成の実施 H29助成件数：一般診断177戸、設計99戸	助成件数：一般診断150戸、設計50戸、改修50戸	助成件数：一般診断150戸、設計50戸、改修50戸	助成件数：一般診断150戸、設計50戸、改修50戸	助成件数：一般診断150戸、設計50戸、改修50戸	
	●マンション管理組合に向けた耐震化に関する意識啓発や知識の普及、助成制度の周知 H29講習会実施回数：2回	講習会実施回数：２回	講習会実施回数：２回	講習会実施回数：２回	講習会実施回数：２回	
宅地防災対策事業 大規模盛土造成地における調査及び必要に応じた対策の検討、擁壁の改修等の宅地防災工事への助成を行うことにより、宅地の耐震化を推進します。	**●大規模盛土造成地における防災対策の推進** ・調査の実施	・調査結果の分析	・分析結果を踏まえた取組の推進			事業推進
	●宅地の防災対策の促進 ○宅地防災工事に対する一部助成の実施 H29助成件数：２件	助成件数：６件	助成件数：６件	助成件数：６件	助成件数：６件	
	●宅地防災に関する情報の周知による市民の防災意識の向上 ○ハザードマップを活用した防災対策等に関する啓発活動の実施 H29実施回数：２回	実施回数：２回	実施回数：２回 ・ハザードマップの更新	実施回数：２回 ・ハザードマップの更新	実施回数：２回	
耐震対策等橋りょう整備事業 重要な橋については、目標とする耐震性能を引き上げるとともに、比較的小規模な橋についても防災上の視点で重要性が高いものについて耐震化を実施し、公共構造物の安全性、信頼性をさらに向上させていきます。	**●「川崎市橋梁耐震化計画」に基づく橋りょう耐震化の推進** ○「川崎市橋梁耐震化計画」に基づく取組 ・「川崎市橋梁耐震化計画」の策定(H28)	・計画に基づく取組の推進				事業推進
	○比較的規模の大きい主要な橋梁の耐震対策の実施 ・塩浜陸橋着手	・塩浜陸橋				
	○一般橋梁の耐震対策の実施 H28対策実施：10橋	対策実施：７橋	対策実施：８橋	対策実施:10橋	対策実施:10橋	

施策４　消防力の総合的な強化

第１期の主な取組状況

- 大地震等、有事の際に迅速かつ的確な対応が図られるよう、防災拠点の機能強化のための航空隊庁舎や消防訓練センター内の補助訓練塔の整備を行いました。また、消防指令システムの更新や多言語通訳業務の適切な運用を図るなど、消防体制の強化に取り組んでいます。
- 消防団は、市民の指導的立場に立ち、地域に密着した消防機関として、火災、風水害その他の災害に対する消防活動等の中核を担っており、消防団員が災害現場で使用する無線機、防塵マスク、防塵メガネ、救命胴衣などの資器材を整備するとともに、消防団員の新たな確保対策として「学生消防団員活動認証制度」を創設し、大学生等の入団促進を図るなど、消防団活動の充実に取り組んでいます。

航空隊庁舎と消防ヘリコプター「そよかぜ２号」（手前）

訓練を行う消防団

施策の主な課題

- 首都直下地震などの大規模災害や、東京 2020 オリンピック・パラリンピックを契機としたグローバル化及びテロ・NBC 災害等を想定した適切な対応が求められています。また、大規模災害等に対応するためには、防災活動拠点の整備等の消防体制の強化を図るとともに、消防団活動の充実等の地域防災力の強化を図る必要があります。

施策の方向性

- **消防力の基盤となる防災活動拠点の整備等による消防体制の充実強化**
- **大規模災害やテロ・NBC 災害※等の各種災害を見据えた災害対応能力の向上**
- **消防団活動の充実強化や町内会等との連携による地域防災力の向上**

※　NBC 災害とは、核（nuclear）、生物（biological）、化学物質（chemical）による特殊災害のことを言います。

直接目標

● 消防力を強化することで、さまざまな災害から市民を守る

主な成果指標

名　　称 （指標の出典）	計画策定時	現　　状	第１期実施計画期間における目標値	第２期実施計画期間における目標値	第３期実施計画期間における目標値
出火率 （火災件数／人口１万人） （消防局調べ）	**2.58** 件 （平成22（2010）～26（2014）年の平均）	**2.45** 件 （平成24（2012）～28（2016）年の平均）	**2.49** 件以下 （平成25（2013）～29（2017）年の平均）	**2.48** 件以下 （平成29（2017）～33（2021）年の平均）	**2.46** 件以下 （平成33（2021）～37（2025）年の平均）
消防団員数の充足率 （定員数（1,345人）に対する現員数の割合） （消防局調べ）	**87.8** % （平成27（2015）年４月）	**86.5** % （平成29（2017）年４月）	**89.7** %以上 （平成30（2018）年４月）	**90.8** %以上 （平成34（2022）年４月）	**93.0** %以上 （平成38（2026）年４月）

計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29（2016～17）年度	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成33（2021）年度	平成34（2022）年度以降
消防署所改築事業 迅速な出場や確実な消防活動を確保するため、老朽化した庁舎・施設等を整備し、消防力の強化を図ります。		**●消防訓練センター内の主訓練塔改築工事** ・改築工事	・改築工事完了			
		●航空隊新庁舎工事 ・竣工(H29)・旧庁舎解体工事	・旧庁舎解体工事完了			
		●消防署所等の整備 ○老朽化した消防署所等の改築等に向けた検討 ・改築等の検討	継続実施	→	→	事業推進
		○宿河原出張所改築工事				
		・基本・実施・解体設計・解体工事	・改築工事完了			
消防指令体制整備事業 消防活動に関連する各システムや消防救急デジタル無線設備などを適切に維持管理し、迅速、的確な消防指令体制を確保します。		**●消防指令システムの運用** ・更新整備・運用開始(H29)	・運用・維持管理	→	・更新に向けた検討 ・更新整備	→ 更新整備完了 運用開始予定 (H34)〔2022〕
		●消防情報管理システムの運用 ・改修整備(H29)	・運用・維持管理	→	・更新に向けた検討	→ 更新整備完了 運用開始予定 (H34)〔2022〕
		●「かわさきWeb119」（音声による119番通報が困難な場合における通報システム）の運用 ・運用 ・登録者拡大に向けた説明会の実施	・運用 ・システムに関する周知等の実施	・更新に向けた検討	・更新整備完了・運用開始	→
		●多言語通訳業務の適切な運用 ・消防救急活動等の円滑化のための電話同時通訳サービスの実施	継続実施	→	→	→
		●固定局（多重無線）設備の再整備 ・再整備に向けた基本設計（H29）	・再整備に向けた実施設計	・再整備工事着手	・再整備工事完了 ・運用開始	→
消防艇管理事業 発生が危惧される大規模地震、特殊災害や新たな社会的要因による危機事象等、海上及び沿岸における各種災害に対応できる体制を確保します。		**●消防艇（2艇体制）の運用・維持管理** ・運用・維持管理	継続実施	→	→	事業推進
		●新消防艇（大型艇）に係る設計・建造 ・設計（H29）	・建造	・建造完了		
		●新消防艇（小型艇）に係る設計・建造 ・新消防艇建造に向けた検討	・設計内容の検討・調整	・設計	・建造完了	

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29（2016～17）年度	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成33（2021）年度	平成34（2022）年度以降
消防団関係事業 消防団員の確保及び必要な資器材や個人装備品の整備など、消防団活動の充実・強化や処遇改善を図るとともに、各種訓練等を通じて災害対応能力の向上を図ります。		**●消防団員の確保及び体制の充実・強化に向けた取組** ∘消防団員アンケート結果の検証・分析 ・検証・分析	継続実施 →	→	→	→ 事業推進
		∘消防団活動の広報 ・各種イベント等を活用した広報等の実施	継続実施 →	→	→	→
		∘消防団応援事業所制度の充実 ・充実に向けた取組	継続実施 →	→	→	→
		∘学生消防団員活動認証制度の周知 ・周知の実施	継続実施 →	→	→	→
		●災害対応能力向上のための取組の推進 ・消防隊と連携した消防訓練や救助資器材の取扱訓練の実施	継続実施 →	→	→	→
		・必要な資器材や個人装備品の整備	継続実施 →	→	→	→
警防活動事業 各種訓練等を実施し、災害対応能力の向上を図ります。		**●総合的な災害対応力の向上に向けた取組の推進** H28訓練・研修数：50回	訓練・研修数：年36回以上	訓練・研修数：年36回以上	訓練・研修数：年36回以上	訓練・研修数：年36回以上 → 事業推進
		●消火ホースキットの活用 ∘活用方法等の町内会等への訓練指導 ・活用等に関するアンケート結果の検証・分析 ・普及啓発活動及び訓練指導の実施 ・計175か所の全避難所への配備完了	・全避難所に配備完了の消火ホースキットを活用した町内会等への訓練指導 →	→	→	→
火災予防事業 放火防止対策や、住宅用火災警報器の設置促進に関する広報活動を推進します。また、学校教育・地域教育における将来の担い手育成や、地震体験車の活用等により、地域防災力の向上を図ります。		**●放火火災防止対策を中心とする広報活動** ・防火指導員制度等を活用した広報活動	継続実施 →	→	→	→ 事業推進
		●住宅用火災警報器の設置促進及び適正な維持管理・交換促進に向けた取組 ・各種広報媒体、消防フェア等のイベントを活用した広報の実施	・設置促進及び適正な維持管理・交換促進に向けた広報の実施 →	→	→	→
		・市内の住宅用火災警報器の設置率調査の実施	→	→	→	→
		●地域防災力向上に向けた学校教育や地域教育における将来の担い手育成の取組 ・「みんなが消防士」、「地域防災スクール」、「少年消防クラブ」、「幼年消防クラブ」の実施	継続実施 →	→	→	→
		●地震体験車の活用による地域防災力向上の取組 ・地震体験車による消防訓練等の実施	継続実施 →	→	→	→

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29（2016～17）年度	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成33（2021）年度	平成34（2022）年度以降
査察活動事業 火災の予防及び火災による被害の軽減を図るため、効果的な立入検査及び法令違反の是正等を行います。	**●査察活動の実施** ・適正な違反処理の実施 ・社会福祉施設及び病院・診療所等への消防法令改正に関する指導の完了 H28立入検査実施数：3,569か所	継続実施 →				事業推進
		立入検査実施数：3,500か所以上	立入検査実施数：3,500か所以上	立入検査実施数：3,500か所以上	立入検査実施数：3,500か所以上	→
	●社会的影響が大きい防火対象物に対する査察活動の実施 ○社会的影響の大きい火災が発生した施設の類似施設等に対する査察活動の実施 H28特別立入検査実施数：90か所	継続実施 →				
	●「防火対象物に係る表示制度」及び「違反対象物に係る公表制度」の推進 ・「違反対象物に係る公表制度」を活用した違反処理の実施	継続実施 →				
	H28「防火対象物に係る表示制度」に基づく表示：16か所	「防火対象物に係る表示制度」に基づく表示：16か所以上	「防火対象物に係る表示制度」に基づく表示：16か所以上	「防火対象物に係る表示制度」に基づく表示：16か所以上	「防火対象物に係る表示制度」に基づく表示：16か所以上	→
危険物施設等規制事業 危険物保有事業所の自主保安体制の構築を推進します。また大規模地震発生時における石油コンビナート地区の災害の発生や拡大の防止及び被害の軽減を図るため、地震対策を推進します。さらに火薬類取締法及び高圧ガス保安法の事務・権限が神奈川県から移譲されることに伴う事務執行体制を確保します。	**●危険物保有事業所への立入検査の実施** H28立入検査実施数：437か所	立入検査実施数：430か所以上	立入検査実施数：430か所以上	立入検査実施数：430か所以上	立入検査実施数：430か所以上	事業推進
	●危険物保有事業所の安全担当者講習会の開催 H29受講者数：216人	受講者数：年200人以上	受講者数：年200人以上	受講者数：年200人以上	受講者数：年200人以上	→
	●石油コンビナート地区における災害対策の実施 ○石油コンビナート等災害防止法に定める特定事業所に対する指導等の実施 ・神奈川県石油コンビナート等防災計画の災害想定に基づく事業所の地震・津波対策の実態等の把握	・地震・津波発生時における特定防災施設等の応急対策指導 →				
				・地震・津波発生時における特定防災施設等の防災規程見直し指導 →		
	●内部浮き蓋付特定屋外タンク新基準適合化の推進 H28新基準適合率：37%	・平成36（2024）年が期限である基準適合への前倒し指導の継続的な実施 →				
	●火薬類取締法及び高圧ガス保安法の事務・権限の移譲に伴う事務の実施 ・火薬類に関する事務（製造、販売等の許可、立入検査等）の開始（H29）	継続実施 →				
	・高圧ガスに関する事務開始に向けた条例改正（H29）等	・高圧ガスに関する事務（製造、貯蔵等の許可、立入検査等）の開始 →				

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29（2016～17）年度	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成33（2021）年度	平成34（2022）年度以降
庁舎等整備事業 消防署所等の施設・設備の点検整備を実施し、防災拠点機能を確保します。	**●庁舎等の改修・補修の実施** ・緊急を要する施設及び設備等の補修工事の実施 ・王禅寺出張所改修工事完了（H29）	継続実施 →	→	→	→	事業推進
	●消防団器具置場の改築・改修工事等の実施 ・器具置場緊急工事の実施 ・二子班器具置場改築工事完了（H28）	継続実施 ・市ノ坪班器具置場基本・実施・解体設計	→ ・市ノ坪班器具置場改築工事・竣工・解体 ・中央生田班器具置場の生田出張所への移転に向けた検討	→ ・木月班器具置場基本・実施・解体設計 ・旧器具置場解体設計	→ ・木月班器具置場解体・改築工事・竣工 ・旧器具置場解体工事完了 ・生田出張所への移転	
	●老朽化した千鳥町出張所桟橋の改築 ・設計完了（H29）	・工事完了				
救助活動事業 各種訓練等を実施し、高度な知識と技術を有する救助隊員を育成するとともに、大規模災害及びテロ災害等における体制強化を図ります。	**●大規模災害やテロ災害等への対応力向上の取組の推進** ○NBC災害等を想定した関係機関との合同訓練の実施	・東京2020オリンピック・パラリンピック等を見据えた大規模商業施設等における訓練の実施	→	→ ・関係機関との合同訓練の実施	→	事業推進
	○NBC災害等に関する外部機関が主催する専門的な講習会等への参加	・職員派遣の実施	→	→	→	
	○震災等の大規模自然災害及びＮＢＣ災害に対応するための装備品の充実	・装備品の配備	→	→	→	
	●技術向上に向けた訓練の実施 ・県内各消防本部等との合同訓練の実施等	継続実施	→	→	→	

施策５　安全・安心な暮らしを守る河川整備

第１期の主な取組状況

- 近年、局地的な集中豪雨の多発や都市化の進展に伴い、浸水被害の増大が想定されています。本市では、暫定的な取組として３年に１回程度（時間雨量 50 ㎜）の降雨に対応できる河川改修を進めており、総合的な治水・浸水対策として、五反田川放水路などの河川整備のほか、既存の調整池などの雨水流出抑制施設の活用や、下水道施策とも連携を図りながら、災害に備えた川づくりに向けて取組を進めています。

施策の主な課題

- 治水・浸水対策として、河川改修等の整備を着実に推進するとともに、市民の防災意識の向上などのソフト対策との連携による取組を進める必要があります。

施策の方向性

- **河川改修等の計画的な整備推進**
- **市民防災意識の向上などソフト対策と連携した取組の推進**

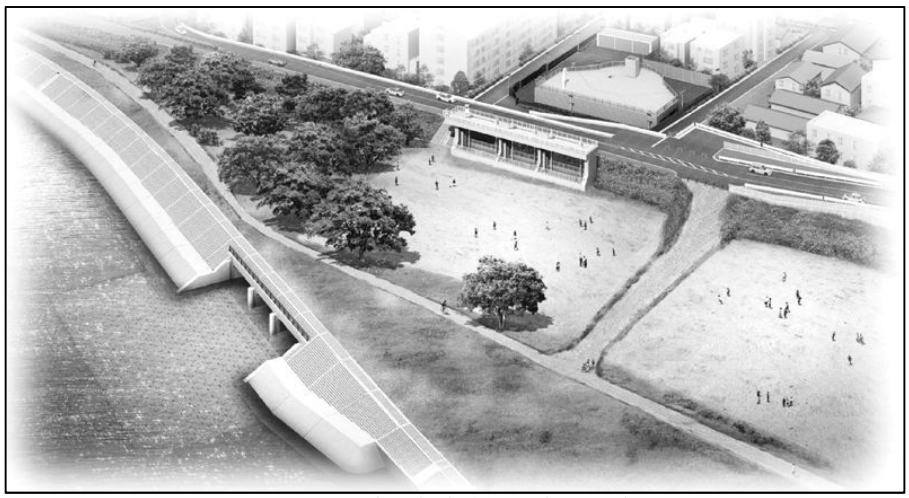

五反田川放水路（放流部）完成イメージ

河川改修前の状況（平瀬川支川）

河川改修後の状況（平瀬川支川）

直接目標

● 水害から市民の生命、財産を守る

主な成果指標

名　　称 （指標の出典）	計画策定時	現　　状	第１期実施計画期間における目標値	第２期実施計画期間における目標値	第３期実施計画期間における目標値
時間雨量50㎜対応の河川改修率 （建設緑政局調べ）	**81** % （平成27（2015）年度）	**81** % （平成28（2016）年度）	**81** %以上 （平成29（2017）年度）	**91** %以上 （平成33（2021）年度）	**91** %以上 （平成37（2025）年度）
五反田川放水路の供用により洪水による氾濫から守られる面積の割合 （建設緑政局調べ）	**50** % （平成27（2015）年度）	**－** （第2期以降の供用開始により効果が発現するため）	**50** % （平成29（2017）年度）	**100** % （平成33（2021）年度）	**100** % （平成37（2025）年度）

計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29（2016～17）年度	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成33（2021）年度	平成34（2022）年度以降
河川計画事業 気候変動等に伴う大雨や局地的集中豪雨から市民の生命と財産を守り、都市の壊滅的な被害を避けるため、「河道整備」の着実な推進や洪水の発生に備える「減災対策」等に向けた調査・検討などを進めます。		**●国と流域自治体で構成される協議会による「水防災意識社会　再構築ビジョン」に基づく取組** ・協議会による「水防災意識社会　再構築ビジョン」の取組方針の策定(H29)	・「水防災意識社会　再構築ビジョン」に基づく取組の進行管理	→	→	事業推進
五反田川放水路整備事業 五反田川の洪水全量を地下トンネルで直接多摩川へ放流する放水路の整備を進めます。		**●五反田川放水路整備工事の推進** ・施設整備工事 ・樋門・堤外水路築造工事	継続実施 ・樋門・堤外水路築造工事の完成	→	→	完成予定(H35)〔2023〕
河川改修事業 3 年に1 回程度（時間雨量50 ㎜）の降雨に対応した河川改修を進め、治水安全度の向上を図ります。		**●一級河川平瀬川支川改修事業の推進** ・護岸改修工事 **●準用河川三沢川改修事業の推進** ・事業調整	・護岸改修工事 ・用地取得 ・事業調整	→ ・護岸改修工事	→	事業推進
河川施設更新事業 治水安全度の確保のため、護岸の緊急対策工事を実施するほか、老朽化した河川施設の更新を計画的に進めます。		**●平瀬川護岸改修事業の推進** ・緊急対策工事 **●河川施設の計画的な更新に向けた取組の推進** ・計画的な河川施設の更新に向けた検討	・緊急対策工事の完了 ・優先対策検討区間の計画的な更新の取組 ・上河原堰堤等における施設更新に向けた取組	→	→	事業推進

政策１-２　安全に暮らせるまちをつくる

政策の方向性

- 自転車や高齢者・通学児童などに関わる交通事故、地域における犯罪など、身近な安全を脅かす問題への対策が求められています。ルール遵守の徹底、防犯意識やマナーの向上等を図ることで、これらを未然に防止し、安全・安心な社会を実現するため、市民や地域で活動する団体、警察等との連携による安心して暮らせるまちづくりの取組を推進します。
- また、超高齢社会を見据えて、高齢者や障害者など誰もが安全、快適に暮らすことのできるユニバーサルデザインに配慮しながら、地域の生活基盤となる道路の維持・管理を図るなど、身近な生活環境の整備を進めます。

市民の実感指標

市民の実感指標の名称 （指標の出典）	計画策定時 （H27）〔2015〕	現状 （H28）〔2016〕	目標 （H37）〔2025〕
安全・安心な日常生活を送っていると思う市民の割合 （市民アンケート）	54.1%	63.3%	54.1%以上

施策の体系

政策１-２ 安全に暮らせるまちをつくる

- 施策1-2-1 防犯対策の推進
- 施策1-2-2 交通安全対策の推進
- 施策1-2-3 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
- 施策1-2-4 地域の生活基盤となる道路等の維持・管理

施策１　防犯対策の推進

第１期の主な取組状況

- 地域で発生する空き巣、ひったくり、放火などの犯罪の防止に向け、市民、地域団体、事業者、警察、行政などが協働・連携し、防犯意識の高揚・啓発や地域の自主防犯活動を促進しています。また、町内会・自治会等が管理する防犯灯について、LED 化したうえで維持管理を川崎市に移管する防犯灯 LED 化 ESCO 事業により、夜間通行の安全確保などに取り組んでいます。
- 路上喫煙から歩行者の安全を確保するため、路上喫煙防止重点区域を中心とした防止指導員による巡回・指導を実施するとともに、路上喫煙防止キャンペーンなどによる意識啓発に取り組んでいます。

施策の主な課題

- 市民アンケートによると「市政の仕事で今後特に力を入れてほしいこと」の第１位は「防犯対策」となっており、市民に身近で関心が高い分野であることから、犯罪の未然防止に向けた効果的な取組が求められています。
- 路上喫煙から歩行者の安全を確保するため、路上喫煙防止キャンペーンによる意識啓発や防止指導員による指導・啓発活動を推進する必要があります。また、商店街等を訪れる市民が安心して公共の場所を通行できるよう、商店街や神奈川県警と連携しながら、客引き行為等の防止に向けた取組を引き続き進める必要があります。

施策の方向性

- **防犯設備の設置促進による安全・安心な生活環境の整備**
- **多様な主体と連携した防犯対策による地域の防犯力の強化**
- **消費者被害の未然防止に向けた関係機関との連携による取組の推進**

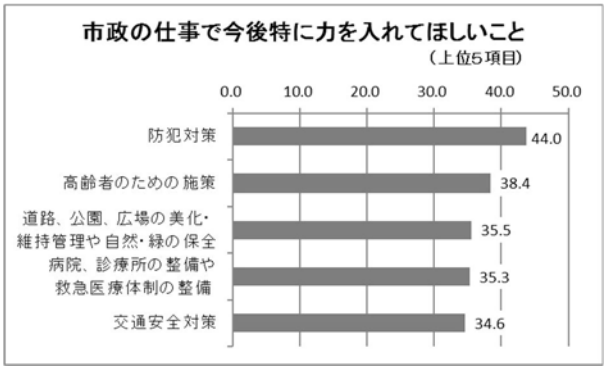

資料：平成 29（2017）年度かわさき市民アンケート

路上喫煙防止キャンペーン

直接目標

● 市内で発生する犯罪を未然に防ぐ地域づくりを進める

主な成果指標

名　　称 （指標の出典）	計画策定時	現　　状	第１期実施計画期間における目標値	第２期実施計画期間における目標値	第３期実施計画期間における目標値
空き巣等の刑法犯認知件数 （神奈川県警察統計資料）	**10,685** 件 （平成26（2014）年）	**9,177** 件 （平成28（2016）年）	**10,400** 件以下 （平成29（2017）年）	**8,500** 件以下 （平成33（2021）年）	**8,500** 件以下 （平成37（2025）年）
路上喫煙防止重点区域通行量調査で確認された喫煙者数 （市民文化局調べ）	**42** 人 （平成26（2014）年度）	**30** 人 （平成28（2016）年度）	**36** 人以下 （平成29（2017）年度）	**29** 人以下 （平成33（2021）年度）	**23** 人以下 （平成37（2025）年度）
消費生活相談の年度内完了[※1]率[※2] （経済労働局調べ）	**98.2** % （平成26（2014）年度）	**99.5** % （平成28（2016）年度）	**－**	**99.0** %以上 （平成33（2021）年度）	**99.0** %以上 （平成37（2025）年度）

※1　完了とは、年度内に相談対応が完了したことを指します。

※2　消費生活相談の年度完了率は、第１期実施計画では、全消費生活相談件数のうち、他機関への紹介のみで終了した案件と継続処理案件を除いた相談件数の割合を年度内完了率として示していましたが、第２期実施計画では他機関への紹介のみで終了した案件数を母数からも除く算定方法に見直しています。

計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29（2016～17）年度	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成33（2021）年度	平成34（2022）年度以降
防犯対策事業 市民、事業者、地域の防犯関連団体、警察、行政等と協働・連携し、犯罪のない安全・安心な川崎をめざした取組を推進します。	**●多様な主体と連携した防犯意識の普及啓発や防犯活動の推進** ○「安全・安心まちづくり推進協議会」によるパトロールや見守りなどの自主防犯活動等の実施 ・自主防犯活動等の実施	継続実施	→	→	→	事業推進
	○地域で活動する自主防犯活動団体への支援 ・団体への支援	継続実施	→	→	→	
	○各種イベント等における広報啓発活動の実施 ・広報による啓発	継続実施	→	→	→	
	●防犯カメラ設置補助の実施 H29補助：60台	継続実施	→	→	→	
	●ESCO事業によるLED防犯灯の維持管理等の実施 H28既設灯LED化工事：約50,000灯 ・維持管理及び新設(H29)	継続実施	→	→	→	
	●市内の犯罪情報の一元化及び迅速な情報発信を目的とした「かわさき安全・安心ネットワークシステム」の運用 ・システム構築(H29) ・運用開始(H29)	・システムの運用	→	→	→	
	●警察官ＯＢなど専門知識を有する「安全・安心まちづくり対策員」による地域パトロールと住宅の防犯診断の実施 H28パトロール数：週５日間実施 H28診断数：45件	診断件数：50件以上	診断件数：50件以上	診断件数：50件以上	診断件数：50件以上	→
	●出張防犯相談コーナーの開設 H28開設数：33回	開設数：35回以上	開設数：35回以上	開設数：35回以上	開設数：35回以上	→
	●専門相談員による犯罪被害者支援相談の実施 H28実施数：15回	継続実施	→	→	→	→

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29（2016～17）年度	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成33（2021）年度	平成34（2022）年度以降
路上喫煙防止対策事業 路上喫煙から歩行者の安全を守るため、喫煙のルール遵守についての普及啓発や重点区域における巡回活動・指導を実施します。						
	●路上喫煙防止指導員による巡回活動・指導、啓発等の実施					
	・巡回・指導の実施	継続実施	→	→	→	事業推進
	●ポイ捨て禁止と連携した路上喫煙防止キャンペーンの実施					
	H28開催数：92回	開催数：90回	開催数：90回	開催数：90回	開催数：90回	→
	●路上喫煙者に係る通行量調査の実施					
	・調査の実施	継続実施	→	→	→	→
	●路上喫煙防止重点区域の拡大等に向けた検討					
	・溝口駅周辺の区域拡大(H28) ・川崎駅周辺の区域拡大(H29)	・重点区域の検討	→	→	→	→
客引き行為等防止対策事業 市民等が安心して公共の場所を利用または通行することができるよう、「客引き行為」等の防止に向けた取組を進めます。						
	●商店街や県警と連携した客引き行為等防止キャンペーン等の実施					
	H28開催数：3回	開催数：3回	開催数：3回	開催数：3回	開催数：3回	事業推進
	●客引き行為等防止指導員の巡回活動による指導、啓発等の実施					
	・巡回・指導の実施	継続実施	→	→	→	→
	●客引き行為等防止重点区域の検討					
	・条例施行(H28) ・ＪＲ川崎駅東口周辺の区域指定(H28) ・川崎駅周辺の区域拡大(H29)	・重点区域の検討	→	→	→	→
消費生活相談情報提供事業 消費生活に関する相談や苦情に対して、消費生活相談員が専門的な知見に基づく情報提供等の適切かつ迅速な処理を行い、消費者被害の救済及び未然防止を図ります。						
	●「川崎市消費者行政推進計画」に基づく取組の推進					
	・「川崎市消費者行政推進計画」の改定(H28)	・推進計画（2017～2019年度）に基づく消費生活に関する相談や苦情への対応	・推進計画（2017～2019年度）に基づく取組の推進・検証及び計画の改定	・次期「消費者行政推進計画」に基づく取組の推進	→	事業推進
	●消費生活相談に係る相談窓口体制の強化					
	・土曜日の相談受付の検証及び対応	・土曜日の相談受付の実施	→	→	→	→
	●消費生活相談員等に対する研修機会の確保					
	・相談員等のレベルアップに向けた研修会等の実施	継続実施	→	→	→	→
消費者啓発育成事業 消費者被害の未然防止等のための消費者の自立支援及び消費者市民社会の形成に向けた消費者教育の効果的な推進を図ります。						
	●年齢や特性に応じた消費者被害未然防止等のための消費者教育の展開					
	・出前講座や講演会等の実施による消費者教育の展開	継続実施	→	→	→	事業推進
	●消費生活に関する情報発信の実施					
	・情報誌、メールマガジン等による情報発信の実施	継続実施	→	→	→	→
	●消費者市民社会の形成に向けた消費者教育・啓発の実施					
	・イベントや教育講座等による消費者教育・啓発の実施	継続実施	→	→	→	→

施策２　交通安全対策の推進

第１期の主な取組状況

- 交通ルールの遵守及び交通マナーの向上のため、キャンペーンでの啓発活動により市民の交通安全意識の高揚を図るとともに、幼児から高齢者までライフステージごとに交通安全教室を実施するなど、「交通事故のない安全で住みよい社会」の実現に向けた取組を進めています。
- 通学児童が巻き込まれる交通事故等が発生していることから、歩行者と車両を分離することで安全を確保するための歩道の設置やスクールゾーン対策を推進するとともに、道路標識、カーブミラー、区画線など道路安全施設の整備を行っています。
- 市内の各駅周辺や商店街などの放置自転車対策として、駐輪場の整備や自転車等放置禁止区域の指定を行うとともに、自転車利用者の駐輪場への誘導やルール・マナー等の啓発活動を行うなど、「放置のない住みよい安全なまちづくり」の実現に向けた取組を進めています。

施策の主な課題

- 交通事故発生件数、死傷者数ともに減少傾向にありますが、交通事故全体に占める高齢者事故件数の割合が増加していること、自転車が関与する事故の割合が高い水準で推移していることなどから、高齢者と自転車に関する交通事故防止対策が求められています。
- 交通ルールの遵守及び交通マナーの向上に向けた啓発活動、歩道の設置や交差点の改良による交通事故の未然抑止、歩行者の安全な通行を確保するための放置自転車の削減などに引き続き取り組む必要があります。

施策の方向性

- **交通事故防止に向けたライフステージごとの啓発の推進**
- **歩道、交差点及び道路安全施設の継続的な整備**
- **地域の実情に応じた駐輪場の整備や駐輪場への誘導と放置自転車の撤去活動の実施**

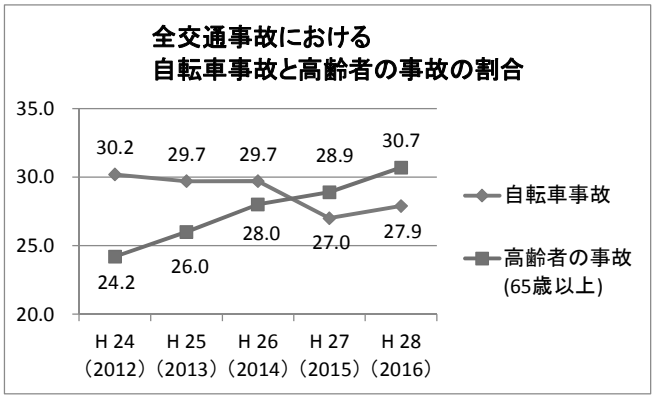

資料：市民文化局調べ

自転車の安全な乗り方教室

直接目標

● 市内の交通事故を減らす

主な成果指標

名　称（指標の出典）	計画策定時	現　状	第１期実施計画期間における目標値	第２期実施計画期間における目標値	第３期実施計画期間における目標値
交通事故発生件数（神奈川県警交通年鑑）	**3,696** 件（平成26（2014）年）	**3,218** 件（平成28（2016）年）	**3,500** 件以下（平成29（2017）年）	**3,200** 件以下（平成33（2021）年）	**3,000** 件以下（平成37（2025）年）
放置自転車の台数（建設緑政局調べ）	**3,367** 台（平成27（2015）年度）	**2,935** 台（平成28（2016）年度）	**3,200** 台以下（平成29（2017）年度）	**2,800** 台以下（平成33（2021）年度）	**2,600** 台以下（平成37（2025）年度）

計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29（2016～17）年度	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成33（2021）年度	平成34（2022）年度以降
交通安全推進事業 交通事故の防止に向け、行政、交通安全関係団体、警察、市民等と協働・連携し、交通事故のない安全で住みやすいまちの実現をめざした活動を進めます。	**●各種団体等で構成する「交通安全対策協議会」を中心とした交通安全運動等の実施** ○各季（春・夏・秋・年末）及び強化月間でのキャンペーン実施 ・啓発活動の実施	継続実施	→	→	→	事業推進
	●交通安全意識の高揚に向けた交通安全教室の開催 ○幼児、小・中・高校生、成人及び高齢者と、各年齢段階での交通安全教室・講話の実施 H28開催数：475回	開催数：490回以上	開催数：490回以上	開催数：490回以上	開催数：490回以上 →	
	●高齢運転者の交通事故防止を目的とした啓発活動の実施 ○運転適性検査及び認知・判断力講習会の開催 ・啓発活動の実施	・啓発活動の充実（高齢者向け講習会等）	→	→	→	
	●自転車マナーアップ指導員による巡回活動の実施 H28巡回数：週4回	継続実施	→	→	→	
	●児童生徒の登下校時の安全確保のためのスクールゾーン対策の実施 ○「スクールゾーン」・「文」の路面表示の補修・新設 H28路面表示：50件	路面表示：50件	路面表示：50件	路面表示：50件	路面表示：50件 →	
	○通学路の電柱巻付表示の設置 H29電柱巻付表示：746件	電柱巻付表示：750件	電柱巻付表示：750件	電柱巻付表示：1,450件	電柱巻付表示：1,500件 →	
	●交通事故相談所における交通事故被害者支援のための専門相談の実施 ○高津区役所内相談ブースにて専門相談員による交通事故相談の実施 ・相談の実施	継続実施	→	→	→	
	○中原区役所内相談ブースにて弁護士による交通事故相談の実施 ・相談の実施	継続実施	→	→	→	
安全施設整備事業 交通事故の抑止を目的とした歩道設置や交差点改良、カーブミラー、区画線などを整備し、歩行者等の安全を確保します。	**●歩行者と車両を分離することで安全を確保する歩道の設置** H28実績:2,865m	歩道設置延長：年1,000m以上	→	→	→	事業推進
	●交通事故を抑止し、円滑な交通を促す交差点改良の実施 H28実績:22か所	改良箇所数：年7箇所以上	→	→	→	
	●道路安全施設の整備および維持補修 ・道路標識、防護柵、区画線などの整備、維持補修	継続実施	→	→	→	
		・東京2020オリンピック・パラリンピックに向けた道路標識の英語表記の改善等の取組	・東京2020オリンピック・パラリンピックに向けた道路標識の英語表記の改善等の取組完了			

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29（2016～17）年度	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成33（2021）年度	平成34（2022）年度以降
放置自転車対策事業 歩行者の安全な通行を確保するため、放置自転車の削減に向けた駐輪場整備や適正な自転車利用の誘導など総合的な対策を推進します。	**●川崎駅東口周辺地区総合自転車対策の推進** ・新川通り駐輪場の整備 小川町地区代替駐輪場の詳細設計 ・小川町地区道路改良工事 ・京急高架下駐輪場の整備	・新川通り駐輪場の整備 ・小川町地区代替駐輪場の整備 ・小川町地区道路改良工事 ・京急高架下駐輪場の整備完了	・小川町地区代替駐輪場の整備完了 ・小川町地区道路改良工事完了	・新川通り駐輪場の整備完了		
	●駐輪場等の整備・拡充 ・駐輪場不足地区への整備・拡充（平間駅、宿河原駅周辺ほか）	・駐輪場不足地区への整備・拡充（向ヶ丘遊園駅、宮崎台駅周辺ほか） ・駐輪場の効率的な管理運営に向けた取組の推進	→	→	→	事業推進
	●放置禁止区域の指定 ・平間駅、宿河原駅、小田栄駅の指定	・指定に向けた取組の推進（若葉台駅）	→	→	・若葉台駅の指定	→
	●放置対策・利用環境整備の推進 ・放置自転車の撤去 ・駐輪場への誘導 ・啓発活動	継続実施	→	→	→	→
踏切道改善推進調査事業 踏切事故の危険性を低下させるため、踏切の安全対策を進めます。	**●「地方踏切道改良計画」の策定に向けた検討** ・調査及び検討	・計画策定に向けた関係機関との協議調整	→	・「地方踏切道改良計画」の策定	・計画に基づく取組の推進	事業推進
	●踏切の安全性向上に向けた取組の推進 ・踏切道の調査及び対策内容の検討	継続実施	→	→	→	→

施策３　ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

第１期の主な取組状況

- 市民生活に身近な鉄道駅などを中心に、高齢者や障害者にも利用しやすい環境整備や、外国人にも配慮した多言語表示など、きめ細やかな取組を進めることにより、誰もが利用しやすいユニバーサルデザイン都市の実現に向けたまちづくりを推進しています。
- 鉄道による地域分断の改善や踏切を横断する駅利用者等の安全性・利便性の向上に向け、JR 津田山駅の橋上駅舎等の整備や JR 稲田堤駅の橋上駅舎化に必要な用地取得などを進めています。また、高齢者や障害者など誰もが安全・安心に鉄道駅を利用できるようにするため、ホームドア等の整備に向けた取組を推進しています。

JR 津田山駅橋上駅舎化完成イメージ

東急田園都市線溝の口駅ホームドア

施策の主な課題

- 東京 2020 オリンピック・パラリンピックを契機に推進する「かわさきパラムーブメント推進ビジョン」や国における「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」などを踏まえ、心のバリアフリーなども含めたユニバーサルデザインのまちづくりを推進する必要があります。
- 誰もが利用しやすい交通環境の形成に向けて、引き続き、車椅子のまま利用できる交通手段の確保や身近な鉄道駅における安全性・利便性の向上等に取り組む必要があります。

施策の方向性

- **ソフト・ハードの両面からのバリアフリーの取組の推進**
- **誰もが利用しやすいユニバーサルデザインタクシーの普及の促進**
- **鉄道駅の安全性・利便性の確保に向けたホームドア等整備の促進及び片側改札駅の改良の推進**

直接目標

● 誰もが訪れやすく暮らしやすい「ユニバーサルデザインのまち」にする

主な成果指標

名　　称 （指標の出典）	計画策定時	現　　状	第１期実施計画期間における目標値	第２期実施計画期間における目標値	第３期実施計画期間における目標値
バリアフリー化すべき重要な特定の道路※1の整備割合 （まちづくり局調べ）	35 % （平成26（2014）年度）	58 % （平成28（2016）年度）	65 %以上 （平成29（2017）年度）	100 % （平成32（2020）年度）	100 % （平成37（2025）年度）
市内法人タクシーに占めるユニバーサルデザインタクシーの割合 （まちづくり局調べ）	2.5 % （平成26（2014）年度）	2.8 % （平成28（2016）年度）	10 %以上 （平成29（2017）年度）	10 %以上 （平成32（2020）年度）	16.25 %以上 （平成37（2025）年度）
誰もが安全・安心に公共的施設※2を利用できると感じる人の割合 （市民アンケート）	49.1 % （平成27（2015）年度）	46.1 % （平成28（2016）年度）	49.3 %以上 （平成29（2017）年度）	49.7 %以上 （平成33（2021）年度）	50 %以上 （平成37（2025）年度）

※１　重要な特定の道路：高齢者や障害者等が日常的に利用する施設と駅を結び、移動等円滑化が必要なものとしてバリアフリー基本構想等に位置づけられた道路
※２　公共的施設　　：福祉のまちづくり条例第 2 条に定める官公庁施設、医療施設、教育文化施設、公共交通機関の施設、宿泊施設、商業施設、共同住宅、事務所、道路、公園、その他の不特定かつ多数の者の利用する施設

計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29（2016～17）年度	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成33（2021）年度	平成34（2022）年度以降
ユニバーサルデザイン推進事業 「バリアフリー基本構想・推進構想」の進捗管理とともに、ユニバーサルデザイン社会の実現に向け、誰もが利用しやすいまちづくりを推進します。	**●誰もが訪れやすく暮らしやすいまちに向けた取組の推進** ○ユニバーサルデザインの理解促進に向けた取組の推進 ・事業者等への普及啓発	継続実施	→	→	→	事業推進
	○「誰もが分かりやすい公共サイン整備に関するガイドライン」に基づく取組の推進 ・川崎駅周辺地区の取組	継続実施	→	→	→	
	●「バリアフリー基本構想・推進構想」に基づくバリアフリー化の推進 ○バリアフリー基本構想・推進構想の進捗管理 ・基本構想改定（溝口駅周辺地区、武蔵小杉駅周辺地区） ・事業進捗管理	・バリアフリーマップの改定など事業進捗管理の実施	→	→	→	
ユニバーサルデザインタクシー導入促進事業 ユニバーサルデザインタクシーの導入を促進し、高齢者や障害者など誰もが利用しやすい移動手段の確保を図ります。	**●ユニバーサルデザインタクシー導入の促進** H29補助台数：6台 ・方針策定	・導入の促進(30台)	・導入の促進(30台)	・導入の促進(30台)	・導入の促進(30台)	事業推進
	●拠点駅や公共施設、病院等を中心としたユニバーサルデザインタクシー対応乗り場整備の推進 ・整備の実施（溝口駅南口、新百合ヶ丘駅南口等）	・整備の検討・調整、取組の推進	→	→	→	

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29（2016～17）年度	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成33（2021）年度	平成34（2022）年度以降
南武線駅アクセス向上等整備事業 鉄道による地域分断の改善や踏切を横断する駅利用者の安全性・利便性を高めるなど、駅へのアクセスの向上を図ります。	**●JR稲田堤駅の駅アクセス向上の取組の推進** ・用地取得	・自由通路及び橋上駅舎化の工事着手	・整備推進	→	→	事業完了予定（H35）〔2023〕
	●JR津田山駅の駅アクセス向上の取組の推進 ・自由通路及び橋上駅舎化の工事着手	・整備推進	事業完了			
	●JR中野島駅の駅アクセス向上の取組の推進 ・臨時改札口設計	・臨時改札口整備、完了 ・自由通路及び橋上駅舎化の基礎調査・調査設計	・事業化に向けた取組の推進	→	→	
	●JR久地駅の駅アクセス向上の取組の推進 ・自由通路及び橋上駅舎化の基礎調査	・調査設計	・事業化に向けた取組の推進	→	→	
鉄道駅ホームドア等整備事業 高齢者や障害者をはじめとする駅利用者のホームからの転落や、ホーム上の列車接触事故を防止するため、ホームドア等の整備の促進により、安全で安心な公共交通環境の整備を推進します。	**●ホームドア等の整備促進による転落・接触事故の防止** ○補助制度等を活用した整備の促進 ・南武線主要駅など整備に向けた鉄道事業者との協議・調整 ・東急田園都市線溝の口駅整備完了（H29）	継続実施	・京急本線京急川崎駅の整備完了	→	→	事業推進

施策４　地域の生活基盤となる道路等の維持・管理

第１期の主な取組状況

- 経済活動を支える道路、橋りょう、トンネル、また、日常的に人々に利用される歩道橋、エスカレーター、エレベーターについては、常に安全で良好な状態で利用できるよう適切に管理するとともに、事故を未然に防止することが求められていることから、「道路維持修繕計画」や「橋梁長寿命化修繕計画」に基づいて、着実に修繕・点検を実施しています。
- 河川・水路についても、市民の安全を守るために、適切な維持管理・補修などを行い、水害の防止と環境の保全に取り組む必要があることから、計画的かつ着実に維持管理を実施するため、平成 29（2017）年度に「河川維持管理計画（土木構造物編）」を策定し、取組を進めています。

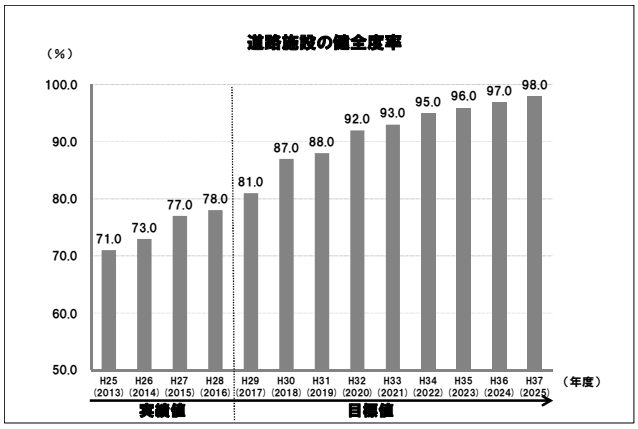

資料：建設緑政局調べ

施策の主な課題

- 道路、橋りょう等のインフラの老朽化が進んでいることから、今後は整備費・維持管理経費など中長期にわたる財政負担等を踏まえて、施設等の効率的かつ効果的な維持管理のあり方の検討を進めていく必要があります。
- 道路等のインフラは、経済活動などの生活基盤となることから、災害時においても早期復旧が可能となるよう、道路台帳図のデジタル化など、適正な管理に向けた取組を進める必要があります。

施策の方向性

- **予防保全の考え方による計画的な維持管理の推進**
- **適切な維持管理による施設等の長寿命化の推進**
- **道水路の効率的な管理や災害復旧等に寄与する道路台帳図のデジタル化の推進**

直接目標

● 誰もが安全、快適に道路を利用できる

主な成果指標

名　　称 （指標の出典）	計画策定時	現　　状	第１期実施計画期間における目標値	第２期実施計画期間における目標値	第３期実施計画期間における目標値
道路施設の健全度 （５年以内に補修や修繕が不要な道路施設の割合） （建設緑政局調べ）	**73** % （平成26（2014）年度）	**82** % （平成28（2016）年度）	**81** %以上 （平成29（2017）年度）	**93** %以上 （平成33（2021）年度）	**98** %以上 （平成37（2025）年度）
不法占拠解消の累計件数 （平成29年３月末時点の不法占拠件数1,396件） （建設緑政局調べ）	**90** 件 （平成26（2014）年度）	**277** 件 （平成28（2016）年度）	**330** 件以上 （平成29（2017）年度）	**650** 件以上 （平成33（2021）年度）	**970** 件以上 （平成37（2025）年度）
被災時の復旧に寄与する道路台帳図の割合 （建設緑政局調べ）	**6** % （平成27（2015）年度）	**29** % （平成28（2016）年度）	**53** %以上 （平成29（2017）年度）	**100** % （平成31（2019）年度）	**100** % （平成37（2025）年度）

計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29（2016～17）年度	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成33（2021）年度	平成34（2022）年度以降
計画的な道路施設補修事業 誰もが安全・安心に道路施設を利用できるよう、定期的な点検や予防保全の考え方による計画的な維持管理を適切に進め、施設の機能確保を図ります。	**●「道路維持修繕計画」に基づく取組の推進** ・実施プログラムに基づく計画的な取組（幹線道路の舗装、トンネル、道路擁壁、道路照明、横断歩道橋等）	継続実施 →	→	→	→	事業推進
		・「道路維持修繕計画」の検証・改訂				
	●「橋梁長寿命化修繕計画」に基づく取組の推進（修繕工事、補修工事、橋梁点検等） ○実施プログラムに基づく計画的な取組 ・塩浜陸橋、生田根岸跨線橋ほか５橋	・塩浜陸橋、生田根岸跨線橋ほか４橋 →	→	・塩浜陸橋、生田根岸跨線橋 ・「橋梁長寿命化修繕計画」の改訂 →	→	
河川・水路維持補修事業 治水安全度の確保のため、河川・水路施設の適切な維持管理を行うとともに、施設の長寿命化を図ります。	**●河川・水路施設の適切な維持管理の推進** ○計画的な維持管理に向けた取組 ・「河川維持管理計画（土木構造物編）」の策定(H29)	・「河川維持管理計画（機械・電気通信設備編）（その他付属設備編）」の策定に向けた検討	・「河川維持管理計画（機械・電気通信設備編）（その他付属設備編）」の策定			
	○適切な維持管理の推進 ・河川施設等の保守点検、補修等の適切な維持管理	・「河川維持管理計画」に基づく適切な維持管理 →	→	→	→	事業推進

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29（2016～17）年度	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成33（2021）年度	平成34（2022）年度以降
道水路不法占拠対策事業 本市が管理する道水路敷には、正当な権利なく家屋や工作物等が占有しているところがあり、行政財産本来の用途が妨げられているため、除却指導や法的措置などを実施することによって不法占拠の解消を進めます。	**●不法占拠対策に向けた取組の推進** ○不法占拠の予防と早期発見に向けた取組 ・道路パトロール等の実施	継続実施	→	→	→	事業推進
	○不法占拠者への指導の実施 ・継続的な除却指導	継続実施	→	→	→	
	○解消困難案件への対応 ・新たな手法による指導の検討 ・法的措置の検討	・新たな手法による指導の検討 ・法的措置の検討	→	・新たな手法による指導の実施 →	→ ・法的措置の実施	→
道水路台帳整備事業 道水路の効率的な管理や災害復旧に寄与する道路台帳図のデジタル化を進めます。また、土地境界査定業務の効率的な執行と世界測地系による公共座標化に向けた取組を推進します。	**●道水路台帳図のデジタル化の推進** ・デジタル化に伴うシステム構築	・デジタル化に伴うシステム構築	→	→	・デジタル道水路台帳図システムの運用開始	事業推進
	●土地境界査定業務の効率的な執行 ○土地境界査定業務の実施 ・業務の実施	継続実施	→	→	→	→
	○土地境界査定業務の効率的な執行に向けた取組 ・土地境界査定業務の課題抽出	・土地境界査定業務の課題解決に向けた検討	・土地境界査定業務の見直し			
	●境界標、公共基準点の保全 ・保全の実施	継続実施	→	→	→	→
	●測量成果の適正管理 ・適正管理	継続実施	→	→	→	→

政策１-３　水の安定した供給・循環を支える

政策の方向性

- 水道と下水道は、市民生活に欠くことのできない生活基盤となっています。今後想定される大規模地震や、近年の気候変動による集中豪雨などに備えつつ、水道と下水道が将来にわたりしっかりと機能するよう、施設の耐震化や老朽化した施設の更新などを計画的に進める必要があります。今後も、市民生活をしっかりと支えるため、安全でおいしい水道水を安定的に供給し、使った水はきれいにして川や海に戻すという水循環や、まちを大雨から守るという大切な役割を果たす、上下水道機能の形成に取り組みます。

市民の実感指標

市民の実感指標の名称 （指標の出典）	計画策定時 （H27）〔2015〕	現状 （H28）〔2016〕	目標 （H37）〔2025〕
上下水道サービスについて満足している市民の割合 （市民アンケート）	60.6%	63.0%	65%以上

施策の体系

政策１-３ 水の安定した供給・循環を支える

- 施策1-3-1 安定給水の確保と安全性の向上
- 施策1-3-2 下水道による良好な循環機能の形成

施策１　安定給水の確保と安全性の向上

第１期の主な取組状況

- いつまでも安心して使用することのできる水道水を安定して供給するため、将来の水需要を的確に捉えつつ、配水池・配水塔など主要な水道施設の更新・耐震化や、重要施設への供給ルートや震災時の被害が懸念される老朽配水管など重要な管路の耐震化に取り組んでいます。
- 応急給水拠点の利便性を高め、より迅速な応急給水を図るため、配水池・配水塔と供給ルートの耐震化が完了した市立小学校・中学校に、給水器具の設置等の手間なく利用できる開設不要型応急給水拠点の整備を進めています。

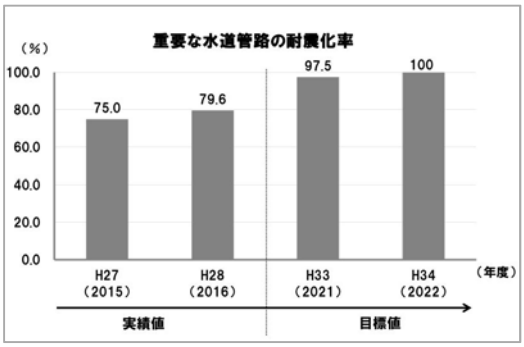

資料：上下水道局調べ

- 良質で安全な水道水を安定して供給できるように、水道水の安全性に影響を及ぼす可能性のある要因を分析し、水源から給水栓まで徹底した水質管理を実施するとともに、上下水道局ホームページなどにより水道水の安全性に関する情報を提供しています。
- 将来にわたり持続可能な工業用水道を実現するため、長沢浄水場の工業用水道施設の耐震化や経年化した施設・管路の更新などを計画的に実施しています。

給水栓における水質管理

施策の主な課題

- 水道施設においては、平成 27（2015）年度末に浄水場の更新・耐震化が完了しましたが、引き続き、配水池などの基幹施設や管路の更新・耐震化を重点的に進めていく必要があるほか、工業用水道施設についても、浄水場などの施設・管路の更新・耐震化を継続して推進するとともに、送水管などの主要な管路の更新に向けた検討を進める必要があります。
- 地域防災拠点に位置付けられる市立中学校を中心に応急給水拠点の整備を進め、概ね半径 750m以内で給水が受けられるようになりましたが、引き続き、配水池・配水塔や管路の耐震化の進捗にあわせて、利便性の高い開設不要型応急給水拠点の整備を推進する必要があります。
- 最新の科学的知見に基づき、水道水質基準は常に見直しされ逐次改正が行われています。良質で安全な水の安定供給のためには、水源水質の保全対策を継続するとともに、きめ細やかな水質管理・検査体制を維持・継続する必要があります。

施策の方向性

- **経年化した水道施設・管路の更新及び耐震化の推進**
- **配水池・配水塔と市立小中学校への開設不要型応急給水拠点の整備**
- **良質で安全な水の安定供給に向けた水質管理の徹底**
- **経年化した工業用水道施設・管路の更新・耐震化及び主要管路の更新に向けた検討**

直接目標

● 安全でおいしい水を安定的に供給する

主な成果指標

名　　称 （指標の出典）	計画策定時	現　　状	第１期実施計画期間における目標値	第２期実施計画期間における目標値	第３期実施計画期間における目標値
重要な管路の耐震化率 （上下水道局調べ）	**70.6** % （平成26（2014）年度）	**79.6** % （平成28（2016）年度）	**85.1** %以上 （平成29（2017）年度）	**97.5** %以上 （平成33（2021）年度）	**100** % （平成34（2022）年度）
管路の耐震化率 （上下水道局調べ）	**第２期実施計画から新たに設定**	**30.2** % （平成28（2016）年度）	－	**38.3** %以上 （平成33（2021）年度）	**44.9** %以上 （平成37（2025）年度）
災害時の確保水量※ （上下水道局調べ）	**2.8** 万㎥ （平成26（2014）年度）	**10.7** 万㎥ （平成28（2016）年度）	**11.1** 万㎥以上 （平成29（2017）年度）	**16.4** 万㎥以上 （平成30（2018）年度）	**16.5** 万㎥ （平成34（2022）年度）
開設不要型応急給水拠点の整備率 （上下水道局調べ）	**7.6** % （平成26（2014）年度）	**17.4** % （平成28（2016）年度）	**26.2** %以上 （平成29（2017）年度）	**66.1** %以上 （平成33（2021）年度）	**100** % （平成35（2023）年度）

※　災害時の確保水量は、第１期実施計画では、確保水量の目標値を１人１日３リットルを使用する想定で、何日分確保されているかを示していましたが、計画確保水量の達成状況に関わらず、将来推計人口の変動の影響を受けるため、第２期実施計画では指標管理を水量に見直しています。

計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29（2016～17）年度	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成33（2021）年度	平成34（2022）年度以降
主要施設の更新・耐震化事業 配水池・配水塔など主要な水道施設の耐震化や災害時の水道水の確保を目的とした緊急遮断弁の整備等を進めます。	**●主要な水道施設の更新・耐震化の推進** ○末吉配水池の更新・耐震化 ・更新・耐震化の推進	・更新・耐震化の完了				
	○宮崎配水塔の更新・耐震化 ・更新・耐震化の推進	・更新・耐震化の完了				
	○黒川配水池の耐震化 ・耐震化の完了					
	○潮見台配水池の耐震化 ・耐震化の推進	・耐震化の完了				
	○長沢浄水場排水処理施設の更新・耐震化		・更新・耐震化の着手 →			
	○黒川高区配水池の耐震化				・耐震化の着手 →	耐震化完了予定（H34）〔2022〕
	○千代ヶ丘配水塔２号塔の耐震化				・耐震化の着手 →	耐震化完了予定（H34）〔2022〕
	●災害時の水道水の確保を目的とした緊急遮断弁の整備の推進 ○末吉配水池への整備 ・整備の推進	・整備の完了				
	○潮見台配水池への整備 ・整備の推進	・整備の完了				
	○宮崎配水塔への整備 ・整備の推進	・整備の完了				
	○黒川配水池への整備 ・整備の完了					

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29（2016～17）年度	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成33（2021）年度	平成34（2022）年度以降
送・配水管の更新・耐震化事業 経年化した送・配水管を計画的に更新・耐震化します。また、災害に備えて、重要な管路の耐震化や開設不要型応急給水拠点の整備を優先的に進めます。		**●経年化した送水管・配水本管の計画的な更新の推進** ○配水本管の更新の推進 ・更新の推進	継続実施	→	→	→
		○送水管の更新を見据えた連絡送水管の整備の推進		・整備の着手	→	→
		●重要施設への供給ルートや震災時の被害が懸念される老朽配水管などの重要な管路の耐震化の推進 ・重要な管路の耐震化の推進	継続実施	→	→	重要な管路の耐震化完了予定(H34)〔2022〕
		●更新時期を迎えた配水管の計画的な更新・耐震化の推進	・配水管の更新・耐震化の着手	→	→	→
		●給水器具の設置等の手間なく利用できる開設不要型応急給水拠点の整備の推進 ・市立小中学校23校（22か所） ・配水池・配水塔1か所	・市立小中学校12校（11か所） ・配水池・配水塔3か所	・市立小中学校14校（14か所）	・市立小中学校20校（20か所）	・市立小中学校21校（21か所） → 整備完了予定(H35)〔2023〕
給水管の更新事業 漏水の主な原因となっている老朽給水管の計画的な更新を進めます。		**●老朽給水管の計画的な更新の推進** ○配水管の更新に合わせた更新の推進 ・更新の推進	・更新の完了			
		○給水管の漏水修理に合わせた更新の推進 ・更新の推進	・更新の完了			
		○計画的な老朽給水管の更新の推進 ・更新の推進	・更新の完了			
		●新たな老朽給水管対策の推進 ・新たな老朽給水管対策の検討及び計画策定	・新たな老朽給水管対策の検討及び計画策定	・新たな老朽給水管対策の推進	→	事業推進
水道水質の管理業務 良質で安全な水道水をご家庭に届けるため、水源から給水栓まで徹底した水質管理を継続して実施します。		**●「水安全計画」による総合的な水質管理の実施** ○水源から給水栓までの水質検査による水質管理の実施 ・水質管理の実施	継続実施	→	→	事業推進
		○水質自動測定装置による水質管理の実施 ・水質管理の実施	・水質管理の実施	→	・精度の向上した水質自動測定装置の導入による水質管理の実施 →	→
		●「水質検査計画」に基づく水質検査の実施と情報の提供 ○水質データ処理システムを活用した水質検査結果の管理 ・水質データ処理システムを活用した水質検査結果の管理	・水質データ処理システムを活用した水質検査結果の管理	・信頼性の向上した水質データ処理システムの導入・活用による水質検査結果の管理	→	→
		○「水道GLP」の認定による精度と信頼性の高い検査の実施 ・「水道GLP」の認定による検査の実施	・「水道GLP」の認定更新による検査の実施	・「水道GLP」の認定による検査の実施	→	→
		○ホームページ等を通じた水道水の安全性に関する情報の提供 ・情報の提供の実施	継続実施	→	→	→
		●塩素臭の少ないおいしい水の供給への取組 ・残留塩素濃度の低減化に向けた取組の推進	継続実施	→	→	→

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29（2016～17）年度	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成33（2021）年度	平成34（2022）年度以降
工業用水道施設の整備事業 浄水場など主要な工業用水道施設の耐震化や経年化した管路の更新を計画的に進めます。	**●経年化した管路の計画的な更新の推進** ・経年化した管路の更新の推進	継続実施	→	→	→	事業推進
	●工業用水道施設の更新・耐震化の推進 ○長沢浄水場浄水施設の耐震化の推進 ・耐震化の完了					
	○主要設備の更新の推進 ・更新の推進	継続実施	→	→	→	
	○長沢浄水場排水処理施設の更新・耐震化の推進		・更新・耐震化の着手	→	→	
	●主要な管路の更新に向けた検討 ・送水管の更新に向けた検討	継続実施	→	→	→	

施策２　下水道による良好な循環機能の形成

第１期の主な取組状況

- 大規模地震発生時でも下水道機能を損なうことがないよう、避難所と水処理センターとを結ぶ下水管きょなど、重要な管きょを優先し、特に老朽化した下水管きょが多く、地盤の液状化による被害も想定される川崎駅以南の地域に重点化を図り耐震化を推進しています。
- 近年多発する局地的集中豪雨などにより浸水被害が発生していることから、重点化地区に位置付けている地域の対策を推進しています。
- 快適な水辺環境を確保するため、東京湾における富栄養化の原因となっている窒素やりんを大幅に除去できる高度処理について、入江崎水処理センターなどで導入を進めています。
- 合流式下水道は雨天時に川や海に処理しきれない下水が放流されるしくみであることから、雨天時の放流回数を減らしたり、ごみを取り除いたりするなどの対策を推進しています。
- 健全な下水道機能を継続的に維持していくため、長寿命化計画に基づく管きょや施設の老朽化対策等を進めています。

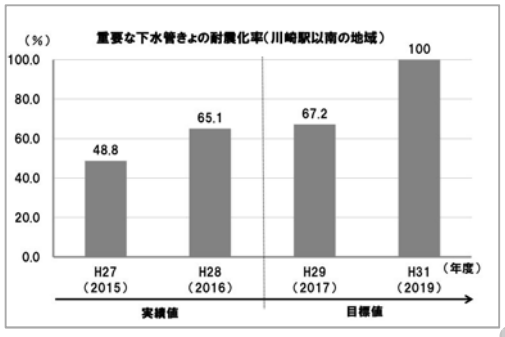

資料：上下水道局調べ

大師河原貯留管

施策の主な課題

- 近い将来発生が危惧されている大規模地震に備え、被災時の市民生活への影響を最小限に抑えるため、被災時に必要となる下水道機能に重点化を図り、計画的かつ効率的に下水道施設の地震対策を進めていく必要があります。
- 浸水対策については、これまで取組を進めてきた重点化地区での整備を完了させるとともに、新たに重点化地区に位置付けた地区では、既存施設の更なる活用方策を導入するなど効果的かつ効率的な対策を進めていく必要があります。
- 東京湾では下水処理水などに含まれる窒素やりんを原因として富栄養化が進み、赤潮などの被害が依然として発生しているなど、更なる水質改善が必要であるため、目標水質の達成を目指した高度処理化を進める必要があります。
- 合流式下水道については、下水道法施行令において平成 35（2023）年度までに達成すべき技術上の基準が定められているなど、公共用水域の改善に向けた着実な事業の推進が求められています。
- 昭和初期から整備を進めてきた下水道施設は、経年劣化が進行していることから、長寿命化計画（ストックマネジメント計画）に基づく計画的な老朽化対策等を進めるとともに、今後も増え続ける老朽化した施設への対策を実施し、安定的に質の高い下水道サービスを継続的に提供するため、アセットマネジメントの導入を進める必要があります。

施策の方向性

- **下水道の管きょ・施設の地震対策の推進**
- **重点化地区等における浸水対策の推進**
- **水処理センターの高度処理化の推進**
- **下水道法施行令への対応に向けた合流式下水道の改善**
- **下水道の管きょ・施設の老朽化対策の推進とアセットマネジメントの導入**

直接目標

● 地域の安全と環境を守り、きれいな水を川崎の川と海に返す

主な成果指標

名　　称 （指標の出典）	計画策定時	現　　状	第１期実施計画期間における目標値	第２期実施計画期間における目標値	第３期実施計画期間における目標値
重要な管きょの耐震化率（川崎駅以南の地域） （上下水道局調べ）	**33.5** % （平成26（2014）年度）	**65.1** % （平成28（2016）年度）	**67.2** %以上 （平成29（2017）年度）	**100** % （平成31（2019）年度）	**100** % （平成37（2025）年度）
浸水対策実施率（丸子、宮崎、大師河原、馬絹、久末地区） （上下水道局調べ）	**22.6** % （平成26（2014）年度）	**57.6** % （平成28（2016）年度）	**57.8** %以上 （平成29（2017）年度）	**100** % （平成30（2018）年度）	**100** % （平成37（2025）年度）
合流改善率（雨天時に川や海に処理しきれない下水が放流されることへの対策） （上下水道局調べ）	**68.5** % （平成26（2014）年度）	**68.5** % （平成28（2016）年度）	**73.5** %以上 （平成29（2017）年度）	**73.5** %以上 （平成33（2021）年度）	**100** % （平成35（2023）年度）
高度処理普及率 （上下水道局調べ）	**第２期実施計画から新たに設定**	**27.0** % （平成28（2016）年度）	**－**	**59.3** %以上 （平成33（2021）年度）	**100** % （平成36（2024）年度）

※　第２期実施計画期間中に「重要な管きょの耐震化率」と「浸水対策実施率」は 100%になりますが、これらに代わる新たな成果指標として、「重要な管きょの耐震化率（川崎駅以北の地域）」と「浸水対策実施率（三沢川、土橋、京町・渡田、川崎駅東口周辺、大島、観音川地区）」を定め、引き続き事業を推進することとしており、目標値については今後調査を行い決定します。

計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29（2016～17）年度	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成33（2021）年度	平成34（2022）年度以降
下水道の管きょ・施設の地震対策事業 避難所や重要な医療機関等と水処理センターとを結ぶ下水管きょなどの重要な下水管きょや、水処理センター、ポンプ場の耐震化などを推進します。	**●川崎駅以南の地域の重要な管きょの耐震化の推進** ・耐震化の推進	・耐震化の推進	・耐震化の完了			
	●川崎駅以北の地域の重要な管きょの耐震化の推進 ・耐震診断の実施	・耐震診断の完了 ・耐震化の推進	→	→	→	
	●水処理センター、ポンプ場の耐震化の推進 ○管理機能の確保に向けた取組の推進（戸手ポンプ場ほか） ・取組の推進	・取組の推進	・管理機能の確保完了			
	○汚水揚水機能の確保に向けた取組の推進（入江崎水処理センター、渡田ポンプ場ほか） ・取組の推進（入江崎水処理センター） ・取組の推進（渡田ポンプ場ほか）	・取組の完了（入江崎水処理センター） 継続実施	→	→	→	汚水揚水機能の確保完了予定(H37)〔2025〕
浸水対策事業 浸水シミュレーション結果などから、浸水リスクの高いことが確認された重点化地区や局地的な浸水箇所において、雨水管きょや貯留管などの整備を推進します。	**●重点化地区における雨水管きょや貯留管などの整備の推進** ○これまでの重点化地区（大師河原地区）における浸水対策の推進 ・浸水対策の推進	・浸水対策の完了				
	○新たな重点化地区（三沢川、土橋、京町・渡田、川崎駅東口周辺、大島、観音川地区）における浸水対策の推進 ・計画策定及び浸水対策の推進	・計画策定及び浸水対策の推進	→	・浸水対策の推進	→	事業推進
	●局地的な浸水箇所における対策の推進 ・個別の状況確認を踏まえた対策の推進	継続実施	→	→	→	

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29（2016～17）年度	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成33（2021）年度	平成34（2022）年度以降
高度処理事業 これまでの下水処理に加え、赤潮などの原因となる窒素やりんも大幅に除去できるよう、水処理センターの高度処理化を推進します。		**●水処理センターの増設や改造、再構築にあわせた高度処理化の推進** ○入江崎水処理センター（西系）の高度処理化の推進				
	・高度処理化の推進	・高度処理化の完了				
		○等々力水処理センターの高度処理化の推進				
	・高度処理化の推進	継続実施	→	→	→	水処理センターの高度処理化完了予定（H36）〔2024〕 ※高度処理として取り扱うことのできる処理方法等を含む
		●既存施設の一部改造や運転管理の工夫による段階的高度処理の導入に向けた取組の推進 ○入江崎（東系）、加瀬、麻生水処理センターにおける段階的な高度処理の導入に向けた取組の推進				
	・段階的対応策の検討	・段階的対応策の検討及び段階的な高度処理の導入に向けた取組の推進	→	→	→	
合流式下水道の改善事業 合流式下水道による公共用水域の水質汚濁を防止するため、貯留管の整備や遮集幹線※の能力増強に向けた整備などを推進します。		**●合流式下水道の改善の推進** ○大師河原地区における合流式下水道の改善事業の推進				
	・大師河原貯留管の整備の推進	・大師河原貯留管の整備の完了	・大師河原ポンプ場の改築の推進	→	→	改善事業完了予定（H34）〔2022〕
		○六郷遮集幹線の整備の推進				
	・整備の推進	継続実施	→	→	→	整備完了予定（H35）〔2023〕
		○ごみの流出防止対策の推進				
	・対策の完了					
下水道の管きょ・施設の老朽化対策及び未普及解消事業 長寿命化計画（ストックマネジメント計画）に基づく下水道の管きょや施設・設備の老朽化対策等を進めるとともに、アセットマネジメントの導入に向けた取組を推進し、本格的に運用します。また、未普及地域の解消に向けた取組を推進します。		**●老朽化した下水管きょの計画的な再整備の推進**				
	・管きょ再整備重点地域における計画的な再整備の推進	継続実施	→	→	→	事業推進
		●水処理センター・ポンプ場の設備更新や再構築の推進				
	・渡田ポンプ場などにおける設備更新や再構築の推進	継続実施	→	→	→	
		●アセットマネジメントの導入に向けた取組の推進				
	・導入に向けた取組の推進	・導入に向けた取組の推進	・導入に向けた取組の完了	・本格的な運用	→	
		●未普及地域解消の推進				
	・解消に向けた取組の推進	継続実施	→	→	→	

※遮集幹線：合流式下水道の管きょの中で、晴天時は汚水を、雨天時は汚水と一定量の雨水を水処理センターまで送る幹線

政策１-４　誰もが安心して暮らせる地域のつながり･しくみをつくる

政策の方向性

- ひとり暮らしや認知症の高齢者、障害のある高齢者が増加するなど、地域生活を取り巻く状況は急速に変化しています。このような中で、市民の健康寿命の延伸をめざすとともに、保健・医療・福祉・住まい等の関係機関の連携を強化することや、地域のさまざまな主体が、世代を越えて、支え合い、助け合うことで、高齢者や障害者をはじめとした誰もが、役割と生きがいを持ち、住み慣れた地域や自らが望む場で生涯にわたって安心して暮らし続けられるしくみづくりを進めます。

市民の実感指標

市民の実感指標の名称 （指標の出典）	計画策定時 （H27）〔2015〕	現状 （H28）〔2016〕	目標 （H37）〔2025〕
高齢者や障害者が生き生きと生活できるような環境が整っていると思う市民の割合 （市民アンケート）	20.7%	26.6%	25%以上

施策の体系

政策１-４　誰もが安心して暮らせる地域のつながり･しくみをつくる

- 施策1-4-1 総合的なケアの推進
- 施策1-4-2 高齢者福祉サービスの充実
- 施策1-4-3 高齢者が生きがいを持てる地域づくり
- 施策1-4-4 障害福祉サービスの充実
- 施策1-4-5 障害者の自立支援と社会参加の促進
- 施策1-4-6 誰もが暮らしやすい住宅･居住環境の整備
- 施策1-4-7 生き生きと暮らすための健康づくり

施策１　総合的なケアの推進

第１期の主な取組状況

- 「地域包括ケアシステム推進ビジョン」に基づき、市民が、住み慣れた地域や本人の望む場で、安心して暮らし続けることができるしくみをつくるため、必要な資源の把握や、体制整備など、「土台づくり」を進めています。
- そのような中で、保健師等の専門職による「個別支援の強化」と「地域力の向上」を推進するため、平成 28（2016）年４月に各区役所に「地域みまもり支援センター」を設置するとともに、地域に地域包括ケアシステムの考え方を広めていくため、ポータルサイトの開設や、関係者間の主体的な連携のしくみづくりのための連絡協議会などを実施しています。
- 介護保険法の改正に伴い、平成 28（2016）年度から「介護予防・日常生活支援総合事業」を実施し、多様なサービスの提供主体の参入促進と地域の担い手づくり及び地域活動への支援に取り組んでいます。

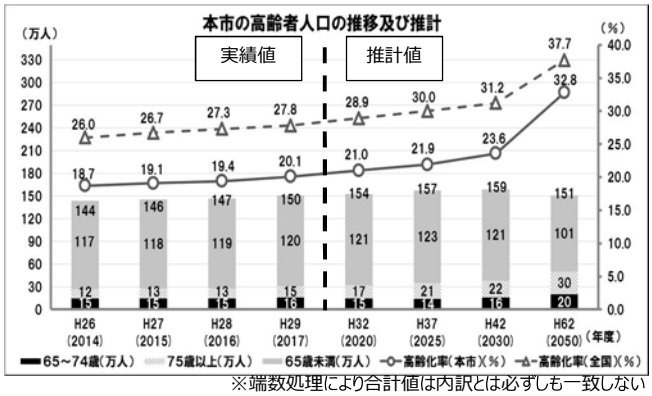

※端数処理により合計値は内訳とは必ずしも一致しない

資料：第６期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画及び第７期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画掲載資料を基に作成

施策の主な課題

- 地域包括ケアシステムの推進に向けて、「地域包括ケアシステム推進ビジョン」の考え方の共有をより一層進めるとともに、地域における将来のあるべき姿についての合意形成がなされることと、地域内の多様な主体が、それぞれの役割に応じて具体的な行動を行えるようになることが必要です。
- 高齢化によるさらなる要支援・要介護者の拡大が見込まれる中で、増大・多様化する介護や生活支援サービスに対する需要に対応できる持続能なサービス提供のしくみや、ＩＣＴを活用した医療・介護データに基づく健康づくり・介護予防に向けた取組が求められています。
- 増加傾向にある、医療ニーズを有する高齢者への在宅医療の提供や看取り、さらにはそれらを支える家族等を支援するためのしくみの充実が課題となっています。

施策の方向性

- **「地域包括ケアシステム推進ビジョン」に基づく、市民が、住み慣れた地域や本人の望む場で、安心して暮らし続けることができるしくみづくりの更なる推進**
- **地域包括ケアシステムの必要性や「地域包括ケアシステム推進ビジョン」の考え方の地域全体での共有**
- **地域資源の活用によるセルフケア意識の醸成や地域の支え合い・助け合いなど、日常生活支援・介護予防の取組の推進**
- **医療・看護・介護の連携による地域における包括的かつ継続的な在宅療養のしくみづくりの推進**

直接目標

● 多様な主体による地域での支え合いのしくみをつくる

主な成果指標

名　称（指標の出典）	計画策定時	現　状	第１期実施計画期間における目標値	第２期実施計画期間における目標値	第３期実施計画期間における目標値
高齢者のうち、介護を必要とする人（要介護・要支援認定者）の割合※1 （健康福祉局調べ）	**17.07** % 前期高齢者 **4.82** % 後期高齢者 **32.02** % （平成26（2014）年度）	**17.91** % 前期高齢者 **4.77** % 後期高齢者 **32.33** % （平成29（2017）年度）	**18.40** %以下 前期高齢者 **4.81** %以下 後期高齢者 **32.59** %以下 （平成29（2017）年度）	**19.18** %以下 前期高齢者 **5.15** %以下 後期高齢者 **33.04** %以下 （平成32（2020）年度）	**22.99** %以下 前期高齢者 **5.14** %以下 後期高齢者 **35.50** %以下 （平成37（2025）年度）
地域包括ケアシステムの考え方の理解度※2 （市民アンケート）	**10.1** % （平成27（2015）年度）	**9.9** % （平成28（2016）年度）	**16.0** %以上 （平成29（2017）年度）	**32.0** %以上 （平成33（2021）年度）	**42.0** %以上 （平成37（2025）年度）
在宅チーム医療を担う人材育成研修の受講者累計数 （健康福祉局調べ）	**308** 人 （平成26（2014）年度）	**609** 人 （平成28（2016）年度）	**750** 人以上 （平成29（2017）年度）	**1,350** 人以上 （平成33（2021）年度）	**1,950** 人以上 （平成37（2025）年度）
介護予防の取組として、地域の活動に参加する人の割合 （高齢者実態調査）	**10.6** % （平成25（2013）年度）	**11.5** % （平成28（2016）年度）	**10.6** %以上 （平成28（2016）年度）	**15.0** %以上 （平成31（2019）年度）	**20.0** %以上 （平成37（2025）年度）
民生委員児童委員の充足率 （健康福祉局調べ）	**90.5** % （平成27（2015）年4月）	**87.8** % （平成28（2016）年12月）	**96.2** %以上 （平成30（2018）年4月）	**97.2** %以上 （平成34（2022）年4月）	**98.2** %以上 （平成38（2026）年4月）
認知症サポーター養成者数（累計） （健康福祉局調べ）	**24,034** 人 （平成26（2014）年度）	**41,980** 人 （平成28（2016）年度）	**35,900** 人以上 （平成29（2017）年度）	**78,480** 人以上 （平成33（2021）年度）	**110,480** 人以上 （平成37（2025）年度）

※１　第２期実施計画から、前期高齢者と後期高齢者のそれぞれに占める要介護・要支援認定者の割合を目標値として設定しています。
※２　ここで言う「理解度」とは、地域包括ケアシステムの内容を知っていることに加え、具体的にどのように行動したらよいかが分かっていることとしています。

計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29（2016～17）年度	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成33（2021）年度	平成34（2022）年度以降
地域包括ケアシステム推進事業 誰もが、住み慣れた地域等で、安心して暮らし続けることができるしくみである、地域包括ケアシステムの構築を推進します。	**●地域包括ケアシステムの理解促進に向けた普及啓発の取組の実施** ・町内会にリーフレット45,000部を全戸回覧 H28出前講座等の参加者数：約44,000人	・リーフレットやポータルサイトなど、多様な手法による普及啓発の推進	→	→	→	・医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供されるしくみの構築 ・介護・医療・健康づくり、障害福祉等関連分野の計画に基づく具体的な施策・事業の推進
	●多様な主体と連携した地域づくりの取組の推進 ○地域資源の把握及び人材の養成・場づくりの推進 ・地区カルテ等を活用した、地域資源の把握・人材の養成・場づくりの推進	・小地域単位でのワークショップ等の開催促進	→	→	→	
	○多様な主体による取組の共有・連携の推進 H29地域包括ケアシステム連絡協議会の開催回数：3回	開催回数：２回 ・充実強化、会員数の拡大	開催回数：２回	開催回数：２回	開催回数：２回	
		連絡協議会の協議内容を検討する地域包括ケアシステム運営委員会の設置、開催：２回	開催回数：２回	開催回数：２回	開催回数：２回	
	○地域包括ケアシステム懇話会の開催（交流会・講演会） H29開催回数：3回	開催回数：３回	開催回数：３回	開催回数：３回	開催回数：３回	

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29（2016～17）年度	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成33（2021）年度	平成34（2022）年度以降
	●関係機関のネットワークによる住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるしくみづくり					
	・関係機関によるネットワークの構築及び各関係機関の強化	・包括的相談支援体制の充実	→	→	→	
介護予防事業 高齢者の自立支援の取組を推進するとともに、要支援・要介護認定者等の重症化を防ぐため、効果的な介護予防の取組を進めます。	**●地域の実情に応じた多様なサービスの提供の実施**					
	・介護予防・生活支援サービス事業（総合事業）の実施	・要支援者等を対象とした本市独自の訪問型・通所型サービスの実施	→	→	→	事業推進
		・要支援者等への家事援助に従事する「かわさき暮らしサポーター」の養成	→	→	→	
	●介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた地域の担い手づくり及び活動への支援					
	・一般介護予防事業（総合事業）の実施	・地域における担い手の発掘	→	→	→	
		・介護予防活動グループの立ち上げ、活動の支援	→	→	→	
		・介護予防のための体操教室や講座を通じた介護予防の普及啓発	→	→	→	
	●自立支援・重度化防止に向けた取組の推進					
		・改正介護保険法を踏まえた課題分析と自立支援の取組の検討	→	→	→	
認知症高齢者対策事業 認知症に関する普及啓発や徘徊高齢者等SOSネットワークの充実を図り、認知症高齢者等の地域による見守り機能の充実を図ります。	**●認知症対応力向上に向けた各種研修の開催**					
	H29認知症介護指導者養成研修受講者数：1人	受講者数：2人以上	受講者数：2人以上	受講者数：2人以上	受講者数：2人以上	事業推進
	H29認知症サポート医養成研修受講者数：3人	受講者数：3人以上	受講者数：3人以上	受講者数：3人以上	受講者数：3人以上	→
	H28フォローアップ研修受講者数：35人	受講者数：30人以上	受講者数：30人以上	受講者数：30人以上	受講者数：30人以上	→
	H29かかりつけ医研修受講者数：28人	受講者数：50人以上	受講者数：50人以上	受講者数：50人以上	受講者数：50人以上	→
	H28病院勤務医療従事者の認知症対応力向上研修受講者数：111人	受講者数：150人以上	受講者数：150人以上	受講者数：150人以上	受講者数：150人以上	→
	●認知症訪問支援チームによる早期診断・早期対応に向けた取組					
	H29：3区で試行実施	・全区実施及び市民向け普及啓発の推進	→	→	→	
	●認知症高齢者等の支援の実施					
	○認知症サポーター養成講座の実施					
	H28受講者数：9,090人	受講者数：8,000人以上	受講者数：8,000人以上	受講者数：8,000人以上	受講者数：8,000人以上	→
	○認知症の人が早期に適切な医療・介護サービスにつながる支援の実施					
	・若年性認知症ガイドブック、認知症ケアパス等の普及 ・認知症カフェの普及	継続実施	→	→	→	
	●介護者の負担軽減に向けた取組の推進					
	○認知症介護経験者によるピアカウンセリングや専門医療相談等の実施					
	・認知症コールセンターの運営	継続実施	→	→	→	
	○徘徊高齢者の早期発見に向けた取組の推進					
	・「徘徊高齢者等SOSネットワーク事業」の実施	継続実施	→	→	→	

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29（2016～17）年度	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成33（2021）年度	平成34（2022）年度以降
在宅医療連携推進事業 医師、看護師、介護支援専門員など多職種が連携し、医療・介護サービスを包括的に提供する環境づくりに取り組みます。		**●24時間365日の在宅医療推進のしくみづくり** ○多職種連携の促進に向けた在宅チーム医療を担う地域リーダー研修等による人材養成				
	H29在宅チーム医療を担う人材育成研修の受講者数：累計764人	受講者数：累計900人以上	受講者数：累計1,050人以上	受講者数：累計1,200人以上	受講者数：累計1,350人以上	→ 事業推進
	○各区に配置した在宅療養調整医師による在宅療養の推進					
	・在宅療養調整医師の配置（７名）	継続実施 →	→	→	→	→
	●医療と介護の連携に向けたしくみづくり ○在宅療養推進協議会における多職種連携の強化、在宅療養患者に対する一体的な支援体制の構築に向けた協議の実施					
	H29協議会開催回数：3回	協議会開催回数：３回	協議会開催回数：３回	協議会開催回数：３回	協議会開催回数：３回	→
	○円滑な多職種連携による、日常の療養や退院、急変時における、より良いケアの提供の推進					
	・円滑な連携を図るためのルール・ツールづくり	継続実施 →	→	→	→	→
	○多職種への医療的助言、医療資源等の把握、退院調整支援等の取組の推進					
	・在宅医療サポートセンターの運営	継続実施 →	→	→	→	→
	○在宅医療・介護連携におけるリハビリテーション体制のあり方の検討					
		・検討体制の構築	・実態の調査	・実態を踏まえた取組の検討	→	→
	○看取りの提供体制の検討					
		・実態の調査	・実態を踏まえた取組の検討	・取組の推進	→	→
	●在宅医療・ケアに関する市民啓発の推進					
	H29シンポジウム開催回数：1回	在宅医療や終末期をテーマとしたシンポジウムの開催回数：１回	シンポジウムの開催回数：１回	シンポジウムの開催回数：１回	シンポジウムの開催回数：１回	→
	・リーフレット「在宅医療Q&A」、在宅医療情報誌「あんしん」の発行	・リーフレット等の発行、配布 →	→	→	→	→
福祉センター再編整備事業 高齢者や障害者の在宅生活の支援を推進するため、地域リハビリテーションセンターや、特別養護老人ホーム、障害者入所施設等を含む福祉センター跡地活用施設を整備します。		**●福祉センターの再編整備の推進**				
	・運営法人の選定、整備事業者の募集・選定（H28） ・基本・実施設計、既存建物解体(H29)	・着工 →	→	完成 ・福祉センター跡地活用施設への(仮称)南部リハビリテーションセンター整備による、南中北３地域における地域リハビリテーションセンター整備の完了・開所		
地域見守りネットワーク事業 ひとり暮らし高齢者等の異変を早期に発見し、支援ができるよう、地域に密着した事業者とのネットワークを構築します。		**●単身高齢者等の生活上の課題に対して「発見の目」となる支え合いのしくみづくりの推進** ○地域見守りネットワークの広報の実施				
	・市政だより等による広報	継続実施 →	→	→	→	→ 事業推進
	○協力民間事業所の拡充に向けた取組の実施					
	H28協力事業者数：50か所	協力事業者数：56か所以上	協力事業者数：59か所以上	協力事業者数：62か所以上	協力事業者数：65か所以上	→
	○人命救助につながった協力民間事業者への表彰					
	H28表彰者数：２件	継続実施 →	→	→	→	→
災害救助その他援護事業 災害時に高齢者や障害者等の安全確保や円滑な避難を支援する災害時要援護者避難支援制度の運用など災害時援護体制の整備を図ります。		**●災害時の要援護者に対する見守り体制の推進**				
	・「災害時要援護者避難支援制度」に基づく取組の推進	・制度の広報、対象者の把握、地域における日頃からの見守り支援の推進、必要に応じた登録の勧奨等 →	→	→	→	→ 事業推進
	●災害時に支援が必要な方の避難場所である、二次避難所の整備					
	H29二次避難所の整備：202か所	二次避難所の整備：合計202か所以上	二次避難所の整備：合計202か所以上	二次避難所の整備：合計202か所以上	二次避難所の整備：合計202か所以上	→

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29（2016～17）年度	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成33（2021）年度	平成34（2022）年度以降
		対象施設と区本部及び施設所管部署との連携強化を目的とした会議又は開設運営訓練の実施：各区１回以上 ・備蓄品整備のモデル実施（各区２施設） ・二次避難所開設・運営マニュアルの改訂	対象施設と区本部及び施設所管部署との連携強化を目的とした会議又は開設運営訓練の実施：各区１回以上 ・モデル実施を踏まえた整備の検討・実施 ・二次避難所開設・運営マニュアルの運用、検証	対象施設と区本部及び施設所管部署との連携強化を目的とした会議又は開設運営訓練の実施：各区１回以上	対象施設と区本部及び施設所管部署との連携強化を目的とした会議又は開設運営訓練の実施：各区１回以上	→
	●大規模災害時における医療・福祉拠点機能の強化					
		・病院等の関係機関との情報連携や調整機能の整備に向けた取組の実施	→	→	→	→
	●火災風水害等の遺族への弔慰金及び被災者への見舞金の支給					
	H28支給件数：92件	継続実施	→	→	→	→
民生委員児童委員活動育成等事業 地域の身近な相談相手であり、見守り役でもある、民生委員児童委員を、条例及び国の参酌基準に基づき適正に配置し、育成・支援することを通じて、地域福祉の推進を図ります。	**●民生委員児童委員の適正配置の実施**					
	・増員に向けた調整や複数担当制などの欠員対策による担当世帯数の適正化	・条例及び国の参酌基準に基づく欠員対策の推進による適正配置	→	→	→	事業推進
	●民生委員児童委員協議会への運営補助等による民生委員児童委員の育成・支援					
	・取組の推進	・協議会への支援を通じた民生委員児童委員の育成・支援	→	→	→	→
	●活動環境整備のための効果的な研修の実施及び広報の充実					
	・効果的な研修の実施及び広報の強化	・行政・社会福祉協議会・民児協の連携による効果的な研修の実施 ・さまざまな媒体を活用した広報強化による活動支援の充実	→	→	→	→
自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業 ひとりでも多くの生命を守るため、地域の多様な主体と協働した、安心して暮らせるまちづくりにより、自殺に追い込まれない社会の実現に向けた取組を進めます。	**●自殺の防止等に関する市民の理解の増進**					
	・普及啓発活動の実施	・自殺予防に関する普及啓発事業の実施	→	→	→	事業推進
	●自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上					
	○身近な人の様々な悩みに気づき、寄り添い、見守り、話を聴き、支援につなぐゲートキーパーの養成					
	H29市民向け講座の実施回数：４回 H29民間事業者、職能団体、市職員等への講座開催回数：11回	市民向け講座の実施回数：５回 民間事業者、職能団体、市職員等への講座開催回数：12回	市民向け講座の実施回数：５回 民間事業者、職能団体、市職員等への講座開催回数：12回	市民向け講座の実施回数：６回 民間事業者、職能団体、市職員等への講座開催回数：13回	市民向け講座の実施回数：６回 民間事業者、職能団体、市職員等への講座開催回数：13回	→
	○障害者相談支援センター、地域包括支援センターなどの地域保健福祉機関における地域精神保健関連研修との相互連携の推進					
	H29地域精神保健関連研修開催回数：南・中・北部各１回	地域精神保健関連研修開催回数：南・中・北部各１回	地域精神保健関連研修開催回数：南・中・北部各１回	地域精神保健関連研修開催回数：南・中・北部各１回	地域精神保健関連研修開催回数：南・中・北部各１回	→
	●自殺未遂者に対する支援の実施					
	・地域における自殺未遂者支援モデルの検討	・自殺未遂者やその家族支援のための、関係機関による連携体制の構築	→	→	→	→
	●「自殺対策総合推進計画」に基づく取組の推進					
	・「第2次自殺対策総合推進計画」の策定（H29）	・計画に基づく取組の実施	→	・「第3次自殺対策総合推進計画」の策定	・計画に基づく取組の実施	→

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29（2016～17）年度	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成33（2021）年度	平成34（2022）年度以降
権利擁護事業 高齢者、障害者を含め誰もが、虐待や消費者被害等の権利侵害を受けることなく、安心して生活できるよう、社会生活における相談支援の提供等の、権利擁護の取組を推進します。	**●成年後見制度の法人後見や社会福祉法に定める日常生活自立支援事業を行う「あんしんセンター」の運営**					
	運営数：各区１か所	運営数：各区１か所	運営数：各区１か所	運営数：各区１か所	運営数：各区１か所	事業推進
	●成年後見制度の普及啓発、親族向け・関係機関向け研修の開催					
	H29開催回数：4回	開催回数：4回	開催回数：4回	開催回数：4回	開催回数：4回	
	●成年後見制度利用促進法に基づく取組の検討					
	・成年後見制度利用促進法に対する取組の検討	・利用促進に関する施策についての基本計画の策定及び審議会等設置の検討	→	・検討結果に基づく取組の推進	→	
		・権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける取組全体のコーディネートを担う中核機関等設置の検討	→	・検討結果に基づく取組の推進	→	
	●市民後見人の養成と業務支援の取組の推進					
	・市民後見人の支援等の推進	・市民後見人の養成、フォローアップ及び裁判所から選任された後見人の相談支援の実施	→	→	→	
	●市職員への虐待対応研修、事例検討会の開催及び弁護士等による相談支援事業の実施					
	H29市職員向け虐待対応研修開催数：2回	市職員向け虐待対応研修：２回	市職員向け虐待対応研修：２回	市職員向け虐待対応研修：２回	市職員向け虐待対応研修：２回	
	・事例検討会の開催、権利擁護に関する弁護士相談事業の実施	継続実施	→	→	→	
	●障害者差別解消法に基づく取組の実施					
	・市職員の服務規律である「対応要領」の施行・周知、及び研修等の実施 ・市民や事業者への普及・啓発 ・障害者差別解消支援地域協議会の運営	継続実施	→	→	→	
障害者相談支援事業 障害者相談支援センター等の運営を通じて、障害者の地域生活を支えるため、相談支援を実施します。	**●障害者相談支援センターの運営及び体制強化に向けた検討**					
	・各区に基幹型１か所、地域型３か所、計28か所設置	継続実施	→	→	→	事業推進
	・障害者相談支援センターの体制強化に向けた現行体制の検証（H29）	・検証結果に基づく体制強化に向けた検討	・検討結果に基づく取組の推進	→	→	
	●地域自立支援協議会の推進					
	H29開催回数：4回	開催回数：4回以上	開催回数：4回以上	開催回数：4回以上	開催回数：4回以上	
	●指定特定相談支援事業所の拡充に向けた、計画相談支援体制の強化等					
	・体制強化に向けたあり方の検討	・体制強化に向けた検討	・検討結果に基づく取組の推進	→	→	

施策２　高齢者福祉サービスの充実

第１期の主な取組状況

- 高齢者が安心して暮らせる多様な居住環境の実現に向けて、「特別養護老人ホーム」や「認知症高齢者グループホーム」等とともに、中重度の要介護者を在宅で支えることを目的とする地域密着型サービスの充実に向けて、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」や「（看護）小規模多機能型居宅介護」等の整備を計画的に進めています。
- 介護サービス事業者が提供するサービスの質を適正に評価することにより、要介護度等の改善・維持に対する取組意識を高め、市民が安心して介護サービスを利用できるしくみである「かわさき健幸福寿プロジェクト」を本格実施し、要介護度等の改善・維持に取り組んでいます。

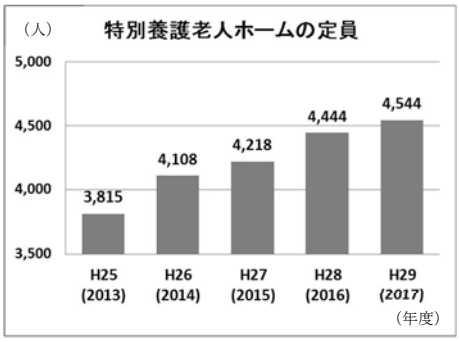

資料：健康福祉局調べ

施策の主な課題

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる多様な居住環境の実現を図るため、在宅での生活や、在宅での生活が困難となった際に利用できる介護サービス基盤が必要です。また、要介護・要支援高齢者の増加に伴う介護ニーズの増大と多様化に対して、引き続き柔軟に対応することができるサービスの着実な提供が求められています。
- 高齢者福祉施設については、老朽化と、福祉ニーズの増大や多様化・複雑化に対応するため、サービスの質を低下させずに、中長期的な施設ニーズの動向を踏まえた再編整備を実施していく必要があります。
- いわゆる団塊の世代が後期高齢者（75 歳以上）になる平成 37（2025）年に向け、医療・看護・介護サービスの人材確保が喫緊の課題となっています。限られた資源を効果的・効率的に活用して、持続可能なケアの提供体制を構築していく必要があります。

施策の方向性

- **高齢者が住み慣れた地域や本人が望む場所で安心して暮らし続けることができる、質の高い介護サービス基盤の整備とサービスの着実な提供**
- **老朽化した高齢者福祉施設の長寿命化や、建て替えに合わせた再編・統合、公設施設の運営手法等の見直しなどによる、介護サービスの提供基盤の確保**
- **専門性を有する介護人材が、質の高いケアを継続して提供できるよう、限られた人的資源の効率的・効果的な活用**

直接目標

● 介護が必要になっても高齢者が生活しやすい環境をつくる

主な成果指標

名　称（指標の出典）	計画策定時	現　状	第１期実施計画期間における目標値	第２期実施計画期間における目標値	第３期実施計画期間における目標値
介護サービスを受けながら住み慣れた地域で暮らす高齢者の数（主な「地域密着型サービス」の延べ利用者数）（健康福祉局調べ）	**10,380** 人／年（平成27（2015）年度）	**12,651** 人／年（平成28（2016）年度）	**19,668** 人／年以上（平成29（2017）年度）	**23,316** 人／年以上（平成32（2020）年度）	**38,568** 人／年以上（平成37（2025）年度）
現在利用している在宅サービスの評価（「不満」のない方の割合）（高齢者実態調査）	**94.3** %（平成25（2013）年度）	**92.9** %（平成28（2016）年度）	**94.3** %以上（平成28（2016）年度）	**94.3** %以上（平成31（2019）年度）	**94.3** %以上（平成37（2025）年度）
かわさき健幸福寿プロジェクトの実施結果（プロジェクト参加者の要介護度の改善率・維持率）（健康福祉局調べ）	**改善 16.7** % **維持 63.9** %（平成27（2015）年度）	**改善 15.9** % **維持 49.1** %（平成28（2016）年度）	**改善 17** %以上 **維持 65** %以上（平成29（2017）年度）	**改善 17** %以上 **維持 65** %以上（平成33（2021）年度）	**改善 17** %以上 **維持 65** %以上（平成37（2025）年度）
かわさき健幸福寿プロジェクトの参加事業所数（健康福祉局調べ）	**第２期実施計画から新たに設定**	**246** 事業所（平成28（2016）年度）	**－**	**300** 事業所以上（平成33（2021）年度）	**400** 事業所以上（平成37（2025）年度）
介護人材の不足感（介護人材の確保・定着に関する実態調査）	**75.7** %（平成25（2013）年度）	**77.2** %（平成28（2016）年度）	**74** %以下（平成28（2016）年度）	**72** %以下（平成31（2019）年度）	**70** %以下（平成37（2025）年度）

計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29（2016～17）年度	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成33（2021）年度	平成34（2022）年度以降
福祉人材確保対策事業 人材の呼び込み、就労支援、定着支援、キャリアアップ支援の4つの柱で、介護人材確保と定着の支援に取り組みます。	**●多様な人材の参入を促進し、人材の呼び込みにつながる取組を実施** ・パンフレット作成・配布等、介護職のイメージアップのための普及啓発の実施	・学生や保護者向けのパンフレット作成等による普及啓発の実施	→	→	→	事業推進
	●介護の仕事に就くための支援の実施 ○福祉人材確保に向けた事業者の支援 H29就職相談会参加者数：290人 H29外国人介護人材雇用セミナー参加者数：27人	就職相談会参加者数：400人以上 外国人介護人材雇用セミナー参加者数：15人以上	就職相談会参加者数：400人以上 外国人介護人材雇用セミナー参加者数：15人以上	就職相談会参加者数：400人以上 外国人介護人材雇用セミナー参加者数：15人以上	就職相談会参加者数：400人以上 外国人介護人材雇用セミナー参加者数：15人以上	→
	○潜在的有資格者の掘り起こし等の就労支援 H28バスツアー等への参加者数：52人	・再就職支援セミナー等の実施	→	→	→	→
	●医療・介護人材の定着支援の実施 ○福祉人材バンクによる就職相談の実施及び就労促進 H28「メンタルヘルス相談窓口」による就労実績：56人	「メンタルヘルス相談窓口」による就労目標：60人以上	「メンタルヘルス相談窓口」による就労目標：60人以上	「メンタルヘルス相談窓口」による就労目標：60人以上	「メンタルヘルス相談窓口」による就労目標：60人以上	→
	○介護職員の安定した雇用の確保と定着に向けた取組の実施 ・求職者向けの研修と介護事業所へのインストラクター養成研修の一体的な実施	継続実施	→	→	→	→

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29（2016～17）年度	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成33（2021）年度	平成34（2022）年度以降
	○介護ロボットや、外国人、シニア高齢者など多様な人材の活用の促進					
		・普及啓発等による介護ロボットの導入支援及び法改正に伴う外国人介護人材の受入に向けた各種研修やメンタルケア等の実施 →				
	●管理者向け人材育成研修や介護福祉士国家試験対策講座など人材開発研修センターによる研修の実施					
	H28実施回数：67回	実施回数：70回以上	実施回数：70回以上	実施回数：70回以上	実施回数：70回以上 ・人材開発センターの福祉センター跡地活用施設への移転	→
介護サービスの基盤整備事業 多様な手法により、特別養護老人ホーム等の整備や地域密着型サービスの充実などの、地域居住の実現に向けた介護サービス基盤の整備を進めます。	**●「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（かわさきいきいき長寿プラン）」の着実な推進**					
	・「第７期」計画の策定（H29）	・計画に基づく取組の実施 →		・「第8期」計画の策定	・計画に基づく取組の実施 →	
	●特別養護老人ホームの整備					
	H28開所：226床 H29開所：100床 累計：4,544床	開所：122床 累計：4,666床	開所：238床 累計：4,904床	開所：230床 累計：5,134床	・取組の推進 →	累計:5,700床 (H37)〔2025〕
	・川崎区境町地区、麻生区王禅寺東地区、麻生区東百合丘地区に整備	・高津区久末地区	・高津区久末大谷地区 ・中原区井田地区	・川崎区日進町地区 ・地区未定（民有地）	・地区未定（民有地） →	
	●特別養護老人ホームへの入居申込のしくみの再構築					
		・正確な入居申込状況の把握など円滑な入居に向けたしくみづくり	・新たなしくみに基づく入居申込制度の運用 →			
		・入居申込者の迅速な入居につながるシステムの開発及び運用開始 →				
	●福祉センター跡地活用施設における特別養護老人ホームの整備					
	・工事着手（H29） →			開所		
	●介護付有料老人ホームの整備					
	H29.3の定員数：7,304名 H30.3の定員数：7,352名	H33（2021）.3までに定員7,592名（240名分）を整備 →			・取組の推進 →	累計:7,992名 (H37)〔2025〕
	●認知症高齢者グループホームの整備					
	H29.3のユニット数：211ユニット H30.3のユニット数：229ユニット	H33（2021）.3までに累計271ユニット（42ユニット分）を整備 →			・取組の推進 →	累計:340ユニット (H37)〔2025〕
	●定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備					
	H29開所：9か所 累計：21か所	H33（2021）.3までに累計28か所（7か所分）を整備 →			・取組の推進 →	累計：40か所 (H37)〔2025〕
	●（看護）小規模多機能型居宅介護の整備					
	H28開所：4か所 H29開所：５か所 累計：59か所	H33（2021）.3までに累計81か所（22か所分）を整備 →			・取組の推進 →	累計：114か所 (H37)〔2025〕
	●高齢者福祉施設の老朽化対策及び再編整備の推進					
	○「高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画」及び「高齢者・障害児者福祉施設再編整備第1次実施計画」に基づく取組の実施					
	・「基本計画」及び「第１次実施計画」の策定（H29）	・計画に基づく建替え支援の実施 →				・第2次実施計画の策定予定 (H38)〔2026〕
	●介護サービスの質の確保に向けた取組の実施					
	・監査指導の実施	継続実施 →				

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29（2016～17）年度	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成33（2021）年度	平成34（2022）年度以降
ひとり暮らし支援サービス事業 ひとり暮らし高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、支援に取り組みます。	**●ひとり暮らし等高齢者の地域における見守り事業の実施** ・民生委員児童委員の協力による状況把握や安否確認等の実施	・地域における見守りの継続実施	→	→	→	事業推進
	●区役所及び地域包括支援センターの支援による市民主体の見守りの推進 ○互助のしくみや関係機関との連携体制の強化に向けた取組の推進 ・地域特性に応じた市民主体の「見守りネットワークづくり」	継続実施	→	→	→	
	○互助の担い手不足に課題のある地域における見守り体制の構築	・高齢化の進んだ団地における見守り体制の構築	→	→	→	
	●ＩＣＴを活用した効率的・効果的な高齢者見守り支援の実施 ・緊急通報システムの運用	・緊急通報システムの継続実施	→	→	→	
介護保険事業 介護を要する状態になっても、利用者自身の選択に基づく介護サービスの利用により、できる限り在宅で自立した日常生活が営めるように、介護サービスを総合的かつ一体的に提供します。	**●介護保険制度の安定的な運用** ・ニーズを踏まえた利用者本位のサービス提供 ・保険料未納者に対する収納対策の実施	・ニーズを踏まえたサービス提供の実施 ・介護保険料の滞納整理強化及び収入未済額縮減の推進	→	→	→	事業推進
	●介護サービスの事業量の見込や見込量を確保するための方策等について定める「介護保険事業計画」の策定 ・「第７期介護保険事業計画」の策定（H29）	・計画に基づく取組の実施	→	・「第８期介護保険事業計画」の策定	・計画に基づく取組の実施	→
かわさき健幸福寿プロジェクト 要介護度等の改善・維持を図った介護サービス事業所及びサービス利用者に、インセンティブを付与することで、安心して介護サービスを利用できるしくみづくりをめざします。	**●プロジェクト実施による要介護度等の改善・維持の推進** H28参加事業所数：246か所 H28参加利用者数：214人	参加事業所数：250か所以上 参加利用者数：225人以上	参加事業所数：267か所以上 参加利用者数：240人以上	参加事業所数：284か所以上 参加利用者数：256人以上	参加事業所数：300か所以上 参加利用者数：270人以上	→ 参加事業所数：400か所以上(H37)〔2025〕 参加者数：360か所以上(H37)〔2025〕
	●事業所が提供するサービスの質の向上及び利用者の生活の質の向上に向けた取組の推進 ○介護サービス利用者・介護サービス事業所の参加に向けた意識の醸成 ・一定の成果をあげた事業所及び利用者に対するインセンティブの付与	継続実施	→	→	→	
		・介護保険制度への反映など、国の動向を踏まえた事業実施のあり方の見直し・検討	→	→	→	
	○プロジェクトの取組の積極的な周知及利用者・事業所の取組意欲の醸成 H28事業所を対象とした自立支援に重点を置いたケアに関する講習会参加者数：21人	自立支援の実践のための講習会参加者数：30人以上	講習会参加者数：30人以上	講習会参加者数：30人以上	講習会参加者数：30人以上	→
	H29取組事例発表会の開催回数：1回	取組事例の共有による意識醸成と実践の促しのための研修会等開催回数：1回	研修会等開催回数：1回	研修会等開催回数：1回	研修会等開催回数：1回	→

施策３　高齢者が生きがいを持てる地域づくり

第１期の主な取組状況

- 高齢化がますます進行し、高齢者の孤立化・閉じこもり予防の重要性が増す中、生きがい・健康づくりや介護予防など、高齢者が地域でいつまでも元気でいきいきと暮らせるための取組である「介護予防いきいき大作戦」を地域全体で進めるとともに、「いきいきセンター」・「いこいの家」の運営や、「シルバー人材センター」への支援等により、高齢者が社会参加するしくみと場の充実・確保に取り組んでいます。
- 子どもから高齢者までの多世代の交流促進に向けて、「いこいの家」と「こども文化センター」の連携モデル事業を 13 か所で実施するとともに、地域コミュニティ形成のための拠点の一つとして、両施設の活用の検討を進めています。

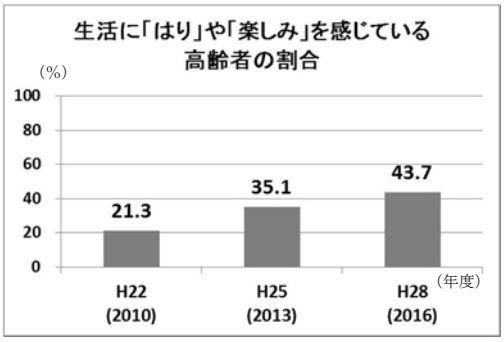

資料：高齢者実態調査

施策の主な課題

- 高齢者がこれまで培ってきた経験や知識を活かして地域活動に参加することのできるしくみの充実や、子どもから高齢者までの多世代による日常的な交流を促進する地域コミュニティの拠点づくりが求められています。

施策の方向性

- **さまざまな経験や知識を有する高齢者の地域づくりへの参加や、高齢者の生きがい、健康づくりを支援するしくみや環境の整備**
- **子どもから高齢者までの多世代による日常的な交流を促進し、あらゆる世代の多様な人材が活動する地域コミュニティの拠点づくりに向けた取組の実施**

直接目標

● 高齢者が生きがいをもって暮らせる環境をつくる

主な成果指標

名　　称 （指標の出典）	計画策定時	現　　状	第１期実施計画期間における目標値	第２期実施計画期間における目標値	第３期実施計画期間における目標値
収入を伴う仕事をしている高齢者の割合 （高齢者実態調査）	**26.7** % （平成25（2013）年度）	**29.6** % （平成28（2016）年度）	**27.8** %以上 （平成28（2016）年度）	**32.5** %以上 （平成31（2019）年度）	**38.3** %以上 （平成37（2025）年度）
シルバー人材センターを通じて、仕事に就いた高齢者の数 （健康福祉局調べ）	**2,453** 人 （平成25（2013）年度）	**2,480** 人 （平成28（2016）年度）	**2,500** 人以上 （平成29（2017）年度）	**2,550** 人以上 （平成33（2021）年度）	**2,600** 人以上 （平成37（2025）年度）
ほぼ毎日外出している高齢者の割合 （高齢者実態調査）	**48.1** % （平成25（2013）年度）	**50.8** % （平成28（2016）年度）	**50.0** %以上 （平成28（2016）年度）	**52.5** %以上 （平成31（2019）年度）	**55.0** %以上 （平成37（2025）年度）
高齢者向け施設（いきいきセンター）の利用実績 （指定管理事業報告書）	**289,028** 人 （平成25（2013）年度）	**28.2万** 人 （平成28（2016）年度）	**29万** 人以上 （平成29（2017）年度）	**29.1万** 人以上 （平成33（2021）年度）	**29.2万** 人以上 （平成37（2025）年度）
生活に「はり」や「楽しみ」を感じている高齢者の割合 （高齢者実態調査）	**35.1** % （平成25（2013）年度）	**43.7** % （平成28（2016）年度）	**36** %以上 （平成28（2016）年度）	**50** %以上 （平成31（2019）年度）	**55** %以上 （平成37（2025）年度）

計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29（2016～17）年度	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成33（2021）年度	平成34（2022）年度以降
高齢者外出支援事業 高齢者の外出を支援することにより、高齢者の社会参加を促進します。	**●高齢者の外出支援に向けた取組の実施** ○持続可能な制度の構築を図りながら、高齢者の社会参加に向けた取組の実施 ・バス優待乗車証の交付	継続実施 →	→	→	→	事業推進
	○高齢者の増加に対応した持続可能な制度の構築に向けた検討・調整 ・制度のあり方の検討	継続実施 →	→	→	→	
	○ＮＰＯ等による適正かつ円滑な有償送迎サービスの提供 ・福祉有償運送の道路運送法上の手続における事業者支援	継続実施 →	→	→	→	
高齢者就労支援事業 希望する高齢者の就業の機会を確保することにより、生きがいづくりと社会参加を促進します。	**●高齢者の就業の場の確保** ○シルバー人材センターに対する支援の実施 H28会員数：4,744人 受注件数：8,544件 一人月平均就業日数：10.9日	継続実施 →	→	→	→	事業推進

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29（2016～17）年度	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成33（2021）年度	平成34（2022）年度以降
生涯現役対策事業 高齢者が地域で生き生きとした生活を送ることができるよう、生きがいづくりを支援します。	**●「シニアパワーアップ推進事業」の実施** H29自己啓発講演会開催回数：1回 H29シニア向け傾聴講座開催回数：1回 H29パソコン講座開催回数：3回 H29情報誌の発行回数：4回	講演会開催回数：1回 シニア向け傾聴講座開催回数：１回 パソコン講座開催回数：３回 情報誌の発行回数：４回	講演会開催回数：1回 シニア向け傾聴講座開催回数：１回 パソコン講座開催回数：３回 情報誌の発行回数：４回	講演会開催回数：1回 シニア向け傾聴講座開催回数：１回 パソコン講座開催回数：３回 情報誌の発行回数：４回	講演会開催回数：1回 シニア向け傾聴講座開催回数：１回 パソコン講座開催回数：３回 情報誌の発行回数：４回	事業推進
	●高齢者の健康と福祉の総合的な祭典である全国健康福祉祭（ねんりんピック）への選手派遣 H29選手派遣: 18種目120名 ・神奈川大会開催に向けた取組の推進	選手派遣： 20種目、約140名 継続実施	選手派遣： 21種目、約150名	選手派遣： 21種目、約150名	選手派遣： 26種目、約300名 ・神奈川大会の開催（川崎市での種目開催）	
	●「介護予防いきいき大作戦」の推進 H29講演会開催回数：1回	講演会開催回数：1回	講演会開催回数：1回	講演会開催回数：1回	講演会開催回数：1回	
	●敬老祝品の贈呈と市長敬老訪問の実施 H29対象者数：5,060人	継続実施				
いこいの家・いきいきセンターの運営 高齢者が地域活動に積極的に参加する場を提供するとともに、介護予防の拠点として高齢者の健康増進を図るため、いこいの家及びいきいきセンターを適切に運営します。	**●指定管理者によるいこいの家48か所、いきいきセンター7か所の運営** H28いこいの家利用者数：587,392人 ・いきいきセンター併設老人デイサービスセンターの廃止に向けた利用者の移行調整及び跡地整備の検討	継続実施 ・移行調整及び跡地整備の検討	・調整及び検討結果を踏まえた取組の実施			
	●施設の老朽化対策に係る補修工事及び長寿命化予防保全工事の実施 H29実施数：2か所	実施数：２か所	実施数：２か所	実施数：２か所	実施数：２か所	
	●いこいの家、いきいきセンターの移転・整備 ○等々力緑地再編整備に係る等々力いこいの家の移転 ・再編整備のスケジュール変更に伴う移転時期の変更	・行政区を単位とした指定管理者の選定	・第４期指定管理期間の開始	・移転、供用開始		
	○小杉駅周辺地区（日本医科大学地区）への中原いきいきセンターの移転 ・中原いきいきセンターの移転整備に向けた検討	継続実施				・移転、供用開始予定（H37）〔2025〕
	●こども文化センターとの連携強化による多世代交流に向けた取組の推進 H29モデル事業実施数：13か所	・モデル事業の充実 ・多世代交流のための取組の継続実施とさらなる推進のための手法の検討				・検討結果を踏まえた事業の実施

施策４　障害福祉サービスの充実

第１期の主な取組状況

- できる限り身近な地域で、あらゆる生活上の障害に対する総合的かつ専門的支援を提供するため、平成 28（2016）年度に中部リハビリテーションセンターを開設し、さらに福祉センター跡地への（仮称）南部リハビリテーションセンターの設置に向けた整備を進めるなど、障害者相談支援センター等の地域の相談支援体制を支えるしくみの充実を図っています。

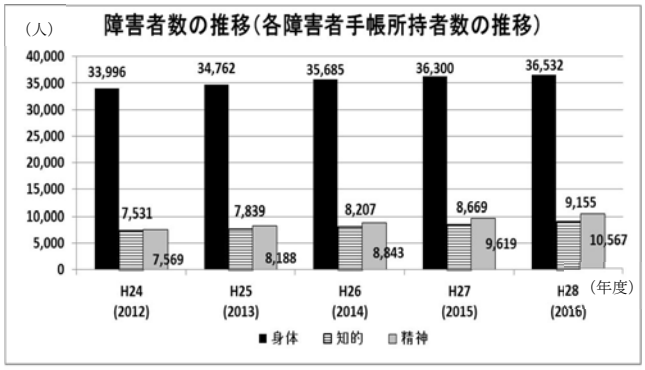

資料：健康福祉局調べ

- 地域での自立した住まいの場の一つであるグループホームや日中活動の場である生活介護事業所、地域生活支援拠点機能（相談、短期入所、地域の体制づくり等）を備えた施設などを整備するとともに、地域リハビリテーションセンター等の専門機関と連携してサービスの質の向上を図るなど、増加・多様化するニーズに対応するため、障害者の地域生活支援の充実を図っています。

施策の主な課題

- 支援を必要とする障害者が増加傾向にあり、また、障害の多様化や高齢化に伴う重度化・重複化が進んでいるため、障害者の自立した地域生活に向けて、多様化するニーズにきめ細かく対応した保健・医療・福祉などの総合的な支援を、効果的かつ効率的に受けることのできるしくみの充実が必要です。
- 障害児者福祉施設については、老朽化と、福祉ニーズの増大や多様化・複雑化に対応するため、サービスの質を低下させずに、中長期的な施設ニーズの動向を踏まえた再編整備を実施していく必要があります。

施策の方向性

- **行政と民間事業者等との役割分担と連携のもと、ライフステージや障害の状況に合わせた支援体制の構築**
- **障害者の地域生活の支援に向けた、居宅支援や短期入所、日中通所などのサービスの提供や、地域における住まいの基盤の整備**
- **老朽化した障害児者福祉施設の長寿命化や、建替えに合わせた再編・統合、公設施設の運営手法等の見直しなどによる、障害福祉サービスの提供基盤の確保**

直接目標

● 障害者が生活しやすい環境をつくる

主な成果指標

名　　称 （指標の出典）	計画策定時	現　　状	第１期実施計画期間における目標値	第２期実施計画期間における目標値	第３期実施計画期間における目標値
日中活動系サービスの利用者数 （健康福祉局調べ）	**4,324** 人／月 （平成26（2014）年度）	**4,740** 人／月 （平成28（2016）年度）	**4,865** 人／月以上 （平成29（2017）年度）	**6,928** 人／月以上 （平成33（2021）年度）	**7,254** 人／月以上 （平成37（2025）年度）
グループホームの利用者数 （健康福祉局調べ）	**998** 人／月 （平成26（2014）年度）	**1,114** 人／月 （平成28（2016）年度）	**1,331** 人／月以上 （平成29（2017）年度）	**1,459** 人／月以上 （平成33（2021）年度）	**1,819** 人／月以上 （平成37（2025）年度）
長期（１年以上）在院者数 （精神障害）※ （健康福祉局調べ）	65歳未満 **306** 人 65歳以上 **345** 人 （平成25（2013）年度）	65歳未満 **279** 人 65歳以上 **434** 人 （平成29（2017）年度）	65歳未満 **271** 人以下 65歳以上 **290** 人以下 （平成29（2017）年度）	65歳未満 **234** 人以下 65歳以上 **401** 人以下 （平成33（2021）年度）	65歳未満 **189** 人以下 65歳以上 **368** 人以下 （平成37（2025）年度）

※　第２期実施計画から、65 歳未満と 65 歳以上の長期入院者の人数を目標値として設定しています。

計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29（2016～17）年度	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成33（2021）年度	平成34（2022）年度以降
障害福祉サービスの基盤整備事業 障害者の地域における生活の場や、日中活動の場を確保するため、障害者入所施設、通所事業所等の整備を進めます。	**●障害者通所事業所の整備** H29生活介護事業所数：全60か所 ・中原区内施設（平間配水所用地）設計 ・その他の区への整備の検討	生活介護事業所数：全63か所 ・建設工事 ・検討結果に基づく取組の推進	生活介護事業所数：全63か所	生活介護事業所数：全64か所 開所	生活介護事業所数：全64か所	→
	●短期入所事業所の整備 ○特別養護老人ホームへの併設や拠点型施設における整備 ・拠点型施設への整備（川崎区4床）（H28）	・整備推進	・特別養護老人ホームに併設（中原区12床）	・拠点型施設における整備（中原区12床）	・整備推進	→
	○福祉センター跡地活用施設における整備の推進 ・工事着手（H29）	・整備推進	→	・開所（20床）		
	●障害児・者福祉施設の老朽化対策及び再編整備の推進 ○「高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画」及び「高齢者・障害児者福祉施設再編整備第1次実施計画」に基づく取組の実施 ・「基本計画」及び「第１次実施計画」の策定（H29）	・計画に基づく建替え支援の実施	→	→	→	・第2次実施計画の策定予定（H38）〔2026〕
	●障害福祉サービスの質の確保に向けた取組の実施 ・監査指導の実施	継続実施	→	→	→	→

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29（2016～17）年度	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成33（2021）年度	平成34（2022）年度以降
障害者日常生活支援事業 障害者の地域生活を支えるため、障害福祉サービスを提供します。	**●障害者のニーズに応じた在宅生活等を支援する取組の推進** ○持続可能な制度の構築を図りながら、サービスの提供による地域生活支援の実施 ・居宅支援サービス、移動支援サービス等の実施 ・ショートステイ事業の実施 ・グループホーム事業の実施	継続実施 ・一定の要件を備えた生活介護事業所における営業時間後の日中一時支援の検討 ・肢体不自由の方のためのグループホームに対する整備費補助の充実	・検討結果に基づく取組の実施			事業推進
	●精神障害者への地域移行支援の実施 ・個別支援の実施	・中部リハビリテーションと連携した地域移行支援の実施 ・北部地区をモデル圏域とした重層的な地域支援連携体制の構築に向けた取組の推進				
	H29研修会、協議会の開催回数：7回	研修会、協議会の開催回数：6回以上	研修会、協議会の開催回数：6回以上	研修会、協議会の開催回数：6回以上	研修会、協議会の開催回数：6回以上	
障害児施設事業 障害児の地域生活や施設における日常生活を支えるため、障害（児）福祉サービスを提供します。	**●障害児の地域生活等を支えるための障害（児）福祉サービスの実施** ○持続可能な制度の構築を図りながら、サービスの提供による地域生活支援の実施 ・障害（児）福祉サービスや医療費の給付	継続実施 ・医療的ケア児支援を目的とする関係機関の協議の場の設置と協議結果に基づく取組の推進 ・医療的ケア児者の実態把握の実施 ・放課後等デイサービスの本市独自のガイドラインの策定				事業推進
	●障害児支援利用計画の策定を行う指定障害児相談支援事業所の充実 H29事業所数：計48か所	事業所数：2事業所指定　計50か所	事業所数：2事業所指定　計52か所	事業所数：2事業所指定　計54か所	事業所数：2事業所指定　計56か所	
障害者福祉用具等支給・貸与事業 障害者等の身体機能を補完または代替している補装具の購入・修理のための費用の支給や、障害者等の社会参加を促進するための日常生活用具の給付を行います。	**●法令や国の通知に基づく適正な補装具の給付** H28給付件数：3,198件	継続実施				事業推進
	●障害者等の社会参加を促進するための日常生活用具の給付 H28給付件数：31,557件	継続実施				
井田地区福祉施設再編整備事業 障害者の地域生活の支援や、施設の老朽化等に対応するため、「リハビリテーション福祉・医療センター」の再編整備を進めます。	**●社会復帰棟跡地の活用として、特別養護老人ホームの建設** ・運営法人の選定（H28） ・工事着手（H29）	・整備推進	開設			
	●リハビリテーション福祉センターの附属施設である体育館・プールのあり方の検討 ・老朽化対策を含めた今後のあり方の検討	・建物劣化調査の実施	・建物劣化調査を踏まえた取組の実施			事業推進

施策５　障害者の自立支援と社会参加の促進

第１期の主な取組状況

○ 法定雇用率の引き上げなどにより障害者雇用の拡大が図られる中、就労移行支援事業所や就労援助センターなど就労支援機関を中心とした障害者の一般就労に向けた支援や、企業の雇用を支援する取組など、障害者の企業への就労とその定着に向けた支援を積極的に進めています。

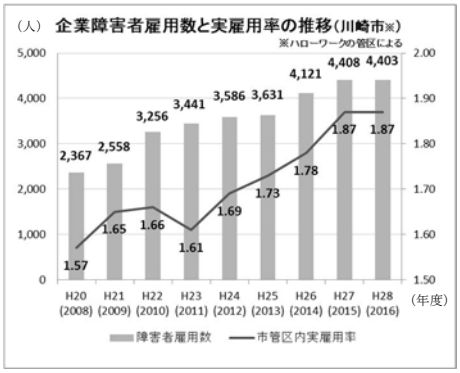

資料：健康福祉局調べ

施策の主な課題

○ 法改正による精神障害者の雇用義務化や法定雇用率の引き上げなど障害者雇用を取り巻く環境の変化に対応した取組を推進する必要があります。

○ 障害のある人もない人も、お互いを尊重し、共に支えあえる地域社会の実現に向けた意識の醸成（心のバリアフリー）が必要です。

施策の方向性

- **障害者が就労することで社会的・経済的に自立し、豊かな地域生活を送ることができるよう、障害者雇用を取り巻く環境の変化に対応した取組の推進**
- **多様な主体が連携して、さまざまなイベントや場面などをとらえた共生社会に向けた取組の推進**

直接目標

● 障害者が社会で活躍しやすい環境をつくる

主な成果指標

名　　称 （指標の出典）	計画策定時	現　　状	第１期実施計画期間における目標値	第２期実施計画期間における目標値	第３期実施計画期間における目標値
障害福祉施設からの一般就労移行者数 （健康福祉局調べ）	**180** 人 （平成26（2014）年度）	**217** 人 （平成28（2016）年度）	**228** 人以上 （平成29（2017）年度）	**272** 人以上 （平成33（2021）年度）	**315** 人以上 （平成37（2025）年度）
障害者が社会参加しやすいまちだと思う市民の割合 （市民アンケート）	**30** % （平成27（2015）年度）	**30.4** % （平成28（2016）年度）	**31** %以上 （平成29（2017）年度）	**33** %以上 （平成33（2021）年度）	**35** %以上 （平成37（2025）年度）

計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29（2016～17）年度	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成33（2021）年度	平成34（2022）年度以降
障害者就労支援事業 一般企業への就労を希望する方への就労支援や、企業への雇用支援、障害福祉サービス事業所等の工賃向上に取り組むことで、障害者の就労を推進します。	**●障害者等への就労支援の実施** ○一般就労に向けた支援の実施 ・就労援助センターや就労移行支援事業所を中心とした就労支援等の実施	継続実施 →				事業推進
	・短時間雇用創出プロジェクトのモデル実施など障害者の多様な働き方の推進	・民間ノウハウの活用を踏まえた効果的な取組の実施 →				
	●障害者雇用を行う企業への支援の実施 ○障害者雇用に関する理解の促進とノウハウの共有 H28障害者就労ネットワーク会議開催回数：1回	障害者就労ネットワーク会議開催回数：1回	障害者就労ネットワーク会議開催回数：1回	障害者就労ネットワーク会議開催回数：1回	障害者就労ネットワーク会議開催回数：1回 →	
	・パターン・ランゲージや職場定着支援プログラム（K-STEP)の普及・啓発	・障害者雇用促進ネットワーク会議の開催等による企業への支援 →				
	●障害福祉サービス事業所等に対する工賃向上の取組 ・業務の共同受注窓口である「川崎市障がい者施設しごとセンター」を中心とした取組の実施	継続実施 →				
	H29販売会の開催回数：5回	開催回数：5回	開催回数：5回	開催回数：5回	開催回数：5回 →	

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29（2016～17）年度	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成33（2021）年度	平成34（2022）年度以降
障害者社会参加促進事業 障害者の自立と社会参加を促進するため、障害者週間記念事業や障害者スポーツの普及・啓発に向け、活動の場の充実や情報の提供等に取り組みます。	**●障害者社会参加推進協議会の実施** H28開催回数：2回	開催回数：２回	開催回数：２回	開催回数：２回	開催回数：２回	事業推進
	●障害者週間記念のつどいの開催 H28開催回数：1回	開催回数：１回	開催回数：１回	開催回数：１回	開催回数：１回	
	●障害者作品展の開催 H28開催回数：1回	開催回数：１回	開催回数：１回	開催回数：１回	開催回数：１回	
	●障害者の自立と社会参加を促進する生活訓練等事業の実施 H28参加者数：3,606人	参加者数：3,500人	参加者数：3,500人	参加者数：3,500人	参加者数：3,500人	
	●心のバリアフリーの理念を踏まえた障害者支援の実施 ・神奈川県内共通の「ヘルプマーク」の配布・普及	継続実施				
障害者の移動手段の確保対策事業 バス乗車券・重度障害者福祉タクシー利用券交付事業等を実施し、外出時の移動手段を確保します。	**●バス乗車券（ふれあいフリーパス）の交付** H28交付者数：16,928人	継続実施				事業推進
	●重度障害者福祉タクシー利用券の交付 H28交付者数：11,355人	継続実施				
	●主に全身性障害のため移動が困難な方等の移動手段を確保する、福祉キャブ（リフト・ストレッチャー付き福祉車両）の運行 H28稼働件数：5,143回	継続実施				

施策６　誰もが暮らしやすい住宅・居住環境の整備

第１期の主な取組状況

- 子育て世帯の転出や高齢化の進行、空き家の増加など、本市の住宅政策を取り巻く状況の変化が生じていることから、「住宅基本計画」を平成 29（2017）年３月に改定しました。この計画に基づき、誰もが安心して暮らせる住まいの確保及び居住環境の維持・向上に向け、住宅の質の向上や既存住宅の再生・利活用に加え、それぞれの世帯がニーズやライフスタイルに合わせて住宅を選択できるよう、民間事業者に対する多様な住宅の供給誘導などに取り組んでいます。

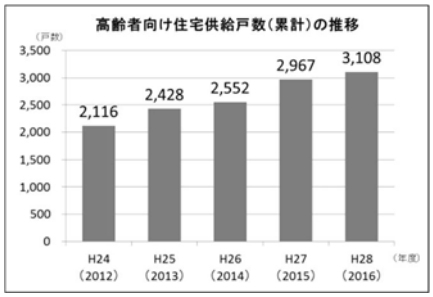

資料：まちづくり局調べ

- 空き家の問題については、空き家率が比較的低い本市においては、空き家の発生の抑制が重要であることから、住宅の良質化や利活用等の予防的な取組も含めた「空家等対策計画」を平成 29（2017）年３月に策定し、空き家等の対策を総合的かつ計画的に推進しています。
- 市営住宅の効率的な整備・管理の推進により住宅確保要配慮者の居住の安定を図るため、平成 29（2017）年３月に「第４次市営住宅等ストック総合活用計画」を策定し、住宅に困窮する低所得者に対する住宅供給だけでなく、地域包括ケアシステムの構築に向けた市営住宅の有効活用を進めています。また、居住支援協議会の適切な運営等により、民間賃貸住宅を活用した取組を進めており、公営住宅や民間住宅施策による重層的な住宅セーフティネットの構築に取り組んでいます。

施策の主な課題

- 高齢単身世帯や高齢夫婦のみ世帯が増加していることや、子育て世帯の市外への転出が超過傾向にあることなどから、高齢者や子育て世帯等が安心して住み続けられるよう、多様な居住ニーズやライフスタイル、ライフステージに応じた住宅の供給やしくみづくりに取り組む必要があります。
- 高度成長期に計画的に整備された住宅地や団地等においては、建物の経年とあわせて住民の高齢化が進行し、空き家の増加やまちの活力の低下が懸念されていることから、まちの維持・再生に向けた地域主体の活動に対する支援が必要となっています。
- 増加している住宅確保要配慮者の居住の安定化を図るため、市営住宅ストックを総合的に活用するとともに、民間賃貸住宅を活用した円滑な入居支援と安定した生活支援などが求められています。

施策の方向性

- **高齢者や子育て世帯等が安心して住み続けられる住まい・住まい方の構築**
- **既存住宅の活用強化と流通促進に向けた誘導、高経年の住宅地や団地型マンションの維持・再生に向けた支援の推進**
- **重層的な住宅セーフティネットの構築に向けた市営住宅の活用と居住支援協議会の適切な運営**

直接目標

● それぞれのニーズやライフスタイルに合った住宅が選択できる環境を整える

主な成果指標

名　　称（指標の出典）	計画策定時	現　　状	第１期実施計画期間における目標値	第２期実施計画期間における目標値	第３期実施計画期間における目標値
住宅に関する市民の満足度（まちづくり局調べ）	**73** %（平成25（2013）年度）	**－**（５年毎の調査による）	⇒	**77** %以上（平成30（2018）年度）	**80** %以上（平成35（2023）年度）
リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数※１に対する割合（まちづくり局調べ）	**2.2** %（平成25（2013）年度）	**－**（５年毎の調査による）	⇒	**3.2** %以上（平成30（2018）年度）	**4.5** %以上（平成35（2023）年度）
生活支援施設等の併設や地域と連携した取組等を行っている市営住宅の団地（100戸以上※２）の割合（まちづくり局調べ）	**17** %（平成26（2014）年度）	**21** %（平成28（2016）年度）	**24** %以上（平成29（2017）年度）	**26** %以上（平成33（2021）年度）	**28** %以上（平成37（2025）年度）

※１　住宅ストック戸数：市内にある住宅の総戸数（平成 25（2013）年度：約 753,000 戸）
※２　施設の併設等には、一定以上の規模を要することから 100 戸以上の市営住宅を対象としています。

計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29（2016～17）年度	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成33（2021）年度	平成34（2022）年度以降
住宅政策推進事業 「住宅基本計画」に基づき、住宅の質の向上や市場の誘導等を行うための施策立案や調査等を実施します。		**●「住宅基本計画」に基づく住宅・住環境に関わる施策の推進**				
	・計画改定（H28）	・進行管理	→	→	・計画改定に向けた取組の検証・調整	→ 事業推進
		●住宅・土地統計調査、住生活総合調査等に関する取組の推進				
	・調査結果をとりまとめた「川崎市の住宅事情」の公表（H29）			・H30（2018）年調査結果の集計	・H30（2018）年調査結果の分析	→
		●子育て世帯の市内定住促進に向けた子育てしやすい住環境づくり				
	・調査の実施(H29)	・市内定住促進に資する支援制度の検討	・市内定住促進に資するモデル事業の実施	・市内定住促進に資するモデル事業の実施・効果検証	・検証結果を踏まえた支援制度の本格実施	→
		●健康長寿の住まいづくりに向けた取組の推進				
	・取組の検討	・断熱化の促進に向けた支援制度の検討	→	・断熱化の促進に向けたモデル事業の実施	・断熱化の促進に向けたモデル事業の実施、効果検証	→
高齢者等に適した住宅供給推進事業 川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムを支える子育て世帯や高齢者等の多様なニーズに対応した住宅の供給推進に取り組みます。		**●「高齢者居住安定確保計画」に基づく高齢者の住まいに関する施策の推進**				
	・計画改定（H29）	・取組の推進、進行管理	・計画改定に向けた検討	・計画改定	・取組の推進、進行管理	→ 事業推進
		●サービス付き高齢者向け住宅等の高齢者向け住宅の供給促進				
	・誘導・指導監督	・誘導・指導監督による供給の促進	→	→	→	→
		●多様なサービス付き高齢者向け住宅の供給に向けた取組の推進				
	・実態調査の実施(H29)	・モデル事業の検討	・モデル事業の実施	→	・モデル事業の実施、効果検証、今後のあり方検討	→
		●子育て等あんしんマンション認定制度に基づく良質な子育て世帯向け住宅の供給促進				
	・「子育て等あんしんマンション認定制度」改定（H28）	認定件数：４件以上 ・制度改定	認定件数：４件以上	認定件数：４件以上	認定件数：４件以上 ・制度検証	→

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29（2016～17）年度	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成33（2021）年度	平成34（2022）年度以降
住宅・マンション良質化支援推進事業 民間住宅・マンションのバリアフリー化、長寿命化、適切な維持管理等に対する支援等の取組を推進することで、誰もが安全で快適に暮らせる、良質な住宅の形成を図ります。	**●分譲マンション共用部分の段差か所における手すり・スロープ等の設置に要する工事費の助成** H28助成件数：20件	助成件数：16件	助成件数：16件	助成件数：16件	助成件数：16件	事業推進
	●住宅やマンションのリフォーム事例集の発行や講習会等を通じた周知、啓発の実施 ・周知、啓発の実施	継続実施				
	●マンションの適正管理に向けた取組の推進 ・効果的な支援のあり方の検討	・市内関係団体と連携したモデル事業の実施 ・マンション実態調査の実施		・モデル事業の実施、効果検証	・支援の実施	
	●高経年団地等の再生に向けた取組の推進 ・支援のあり方の検討	・支援スキームの検討	・支援スキームの構築	・支援の実施		
住情報提供推進事業 総合的な住宅相談窓口の運営や、地域の担い手と住まいに関する取組を連携して進めます。	**●高齢者の住み替えや空き家の利活用等に関する相談体制の充実** H28相談件数：82件	相談件数：100件以上	相談件数：100件以上	相談件数：100件以上 ・相談窓口の検証	相談件数：100件以上 ・より効果的な体制の構築	事業推進
	●住宅リフォームやマンション管理に関する相談体制の充実 H28相談件数：654件	相談件数：700件以上	相談件数：700件以上	相談件数：700件以上 ・相談窓口の検証	相談件数：700件以上 ・より効果的な体制の構築	
	●住宅の質の向上、各種認定制度・助成制度等に関する普及啓発 H28講習会・セミナー参加者数：62人	講習会・セミナー参加者数：100人以上	講習会・セミナー参加者数：100人以上	講習会・セミナー参加者数：100人以上	講習会・セミナー参加者数：100人以上	
民間賃貸住宅等居住支援推進事業 高齢者、障害者、低所得者、外国人等の居住の安定に向け、多様な主体との連携により入居支援や入居後の生活支援等の取組を推進します。	**●「居住支援協議会」による入居・生活支援の促進** ・協議会の設立（H28）	・入居支援体制の構築	・入居支援体制による支援の実施			事業推進
	●既存住宅を活用した住宅要配慮者世帯向けの住まいの確保 ・登録住宅制度の開始（H29）	・住宅セーフティネット法に基づく「(仮称)賃貸住宅供給促進計画」の策定 ・登録住宅の改修支援制度の構築	・取組の推進、進行管理 ・改修支援制度の実施（改修支援件数：5件）	・改修支援制度の実施（改修支援件数：10件）	・改修支援制度の実施（改修支援件数：15件） ・制度検証	
	●居住支援制度による住宅確保要配慮者の居住の安定化 ・居住支援制度による入居支援（H28支援件数：143件）	継続実施				
既存ストック活用推進事業 空き地や空き部屋などの遊休不動産を潜在的な地域資源（既存ストック）と捉え、これらの活用支援による、新たな魅力の創出や身近な地域交流の場づくりを進めます。	**●既存ストックや地域資源を活かしたリノベーションに関する取組等の推進** ○空き地や空き部屋などを活用した民間事業等の促進 ・検討基盤の構築（H29） H28検討会参加者：250人	・民間事業の促進 ・公共空間の有効活用等に向けた検討				事業推進
	○インバウンドビジネスの推進による遊休不動産の活用 ・取組の方向性の検討	・情報発信と人材育成・コミュニティづくり、普及促進 ・リノベーション補助制度の構築、モデル事業の実施	・リノベーションモデル事業の実施、検証	・検証結果を踏まえた取組の推進		

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29（2016～17）年度	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成33（2021）年度	平成34（2022）年度以降
市営住宅等ストック活用事業 「市営住宅等ストック総合活用計画」に基づき、建替えや改善の実施、地域包括ケアシステムの構築に向けた市営住宅の活用を進めます。						
	●「市営住宅等ストック総合活用計画」に基づく効率的な整備・管理の推進					
	・計画改定（H28）	・取組の推進、進行管理				事業推進
			・管理・整備等の運営の総合的なあり方検討		・計画改定に向けた取組の検討	
	・将来的な集約・再編に向けた検討	・将来的な集約・再編に向けた検討				
	●計画的な市営住宅の建替え及び改善等の推進					
	H28建替え・改善等完了棟数：5棟	建替え・改善等実施完了棟数：４棟	建替え・改善等実施完了棟数：10棟	建替え・改善等実施完了棟数：11棟	建替え・改善等実施完了棟数：９棟	
	●「地域包括ケアシステム」の構築に向けた大規模建替えに伴う市営住宅用地の活用の推進					
	・市営住宅用地の活用に関する調整	継続実施				
	H29市営住宅用地の活用：１団地	市営住宅用地の活用：１団地	市営住宅用地の活用：１団地		市営住宅用地の活用：１団地	
市営住宅等管理事業 市営住宅等の計画的な維持管理等の実施や効果的な入居・管理体制の導入を進めるとともに、的確な滞納対策を実施することで、住宅困窮世帯等への適切な市営住宅の提供を図ります。						
	●「市営住宅等ストック総合活用計画」に基づく計画的な維持管理					
	・修繕・維持管理の実施	継続実施				
	●社会情勢の変化等を踏まえた市営住宅等管理業務に関する取組の推進					
	・管理業務の外部委託の実施、モニタリングの実施	継続実施				次期管理業務外部委託実施予定(H34)〔2022〕
			・管理業務の検証及び今後のあり方の検討	・次期管理業務の外部委託方法の決定	・次期管理業務の外部委託の調整	
	●住宅に困窮する若年子育て世帯等の入居機会の拡大					
	・期限付き入居制度の構築に向けた検討	・期限付き入居制度の構築・実施	・期限付き入居制度の実施		・期限付き入居制度の実施・検証	
	●市営住宅等の使用に関する適正管理					
	・使用料の適正管理	継続実施				
	・不適正使用に対する対応等	継続実施				
市営住宅等再生事業 市営住宅等入居者の高齢化に伴う連絡人の不在や空き駐車場の増加などへの対策、中堅所得層を入居対象としている特定公共賃貸住宅に関する制度の見直しを行うなど、市営住宅等の適切な運営・活用を図ります。						
	●市営住宅における新たな管理手法の導入・検証					
	・連絡人制度の見直し	・新たな連絡人制度の実施			・新たな連絡人制度の検証	事業推進
	●関係局区や地域と連携した場所の提供など高齢者の見守り活動等支援					
	・支援の実施	継続実施				
	●福祉サービス等の来訪者等の利便性向上に資する市営住宅の空き駐車場へのコインパーキングの管理・運営					
	・コインパーキングの管理・運営及び拡充	・コインパーキングの管理・運営				
	●特定公共賃貸住宅に関する制度の見直し・運用					
	・モデル事業の実施	・制度の見直し	・新制度による運用			
空き家利活用推進事業 「空家等対策計画」に基づき、空き家の現地調査及び所有者への意向調査の実施や、地域特性に応じた空き家活用等の取組を支援します。						
	●「空家等対策計画」に基づく取組の推進					
	・計画改定（H28）	・進行管理		・計画改定に向けた検討	・計画改定	事業推進
	●空き家の利活用等に向けた空き家に関する情報の把握					
	・現地調査・データベースの構築（H29）	・データベースの更新 ・空き家所有者アンケート調査の実施		・空き家動向調査の実施		
	●地域特性に応じた空き家活用に向けた取組の推進					
	・モデル事業の実施		・モデル事業の実施・検証	・検証結果を踏まえたコーディネート支援や改修支援制度の本格実施		

施策７　生き生きと暮らすための健康づくり

第１期の主な取組状況

- 生涯を通じた主体的な健康づくりとそれを支える環境づくりに向けて、企業や関係団体と連携して、健康づくりの取組を働きかけるイベント等を実施するとともに、国保特定健康診査受診者のうち、生活習慣病の発症や重症化の可能性のある人に対して受診勧奨を行うなど、生活習慣病の予防やライフステージに応じた健康づくりの促進を図っています。
- がん検診の受診率向上のため、未受診者や精密検査対象者等に対し、コールセンターや新たに導入したがん検診台帳システムを活用した個別受診勧奨などの取組を推進しています。

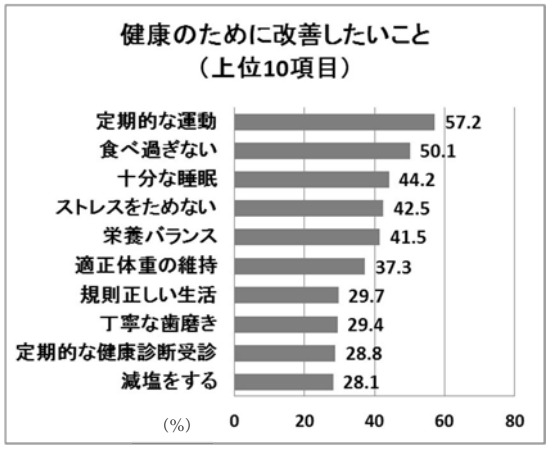

資料：平成 28（2016）年度川崎市健康意識実態調査

施策の主な課題

- これまでの取組や健康志向の高まりなどにより、市民の健康づくりに関する知識の普及は進んでいますが、自身の健康状態や生活機能に関心を持って、ライフステージに応じた日常生活の中での自発的な健康づくりや介護予防に取り組み、継続することを動機づけるための支援が必要です。

施策の方向性

- **地域団体・企業等の多様な主体と連携しながら、介護予防の取組と一体となった、生涯を通じた主体的な健康づくりとそれを支える環境づくりの推進**
- **「がん」の早期発見・早期治療に向けたがん検診の受診率向上と、生活習慣の改善等がんにならないための取組の推進**

直接目標

● 健康で生き生きとした生活を送る市民を増やす

主な成果指標

名　称（指標の出典）	計画策定時	現　状	第１期実施計画期間における目標値	第２期実施計画期間における目標値	第３期実施計画期間における目標値
主観的健康観（「非常に健康」「ほぼ健康」と回答した市民の割合）（健康意識実態調査）	男性 73.7 % 女性 76.8 % （平成23（2011）年度）	男性 71.7 % 女性 79.0 % （平成28（2016）年度）	男性 75.5 %以上 女性 78.5 %以上 （平成28（2016）年度）	男性 77.0 %以上 女性 80.0 %以上 （平成33（2021）年度）	男性 77.0 %以上 女性 80.0 %以上 （平成38（2026）年度）
特定健康診査実施率 特定保健指導実施率 （国民健康保険） （特定健康診査・特定保健指導実施状況報告）	24.5 % 6.0 % （平成26（2014）年度）	26.2 % 4.3 % （平成28（2016）年度）	33 %以上 22 %以上 （平成29（2017）年度）	32.5 %以上 10.5 %以上 （平成33（2021）年度）	35.5 %以上 13.5 %以上 （平成37（2025）年度）
がん検診受診率（国民生活基礎調査（厚生労働省））	肺がん 44.5 % 大腸がん 40.5 % 胃がん 42.2 % 子宮がん 46.1 % 乳がん 46.1 % （平成25（2013）年度）	肺がん 45.5 % 大腸がん 43.3 % 胃がん 43.8 % 子宮がん 46.1 % 乳がん 47.4 % （平成28（2016）年度）	肺がん 50 %以上 大腸がん 45 %以上 胃がん 45 %以上 子宮がん 50 %以上 乳がん 50 %以上 （平成28（2016）年度）	肺がん 50 %以上 大腸がん 50 %以上 胃がん 50 %以上 子宮がん 50 %以上 乳がん 50 %以上 （平成31（2019）年度）	肺がん 50 %以上 大腸がん 50 %以上 胃がん 50 %以上 子宮がん 50 %以上 乳がん 50 %以上 （平成37（2025）年度）
40歳代の糖尿病治療者割合（国民健康保険）（健康福祉局調べ）	3.1 % （平成26（2014）年度）	3.15 % （平成28（2016）年度）	3.0 %以下 （平成29（2017）年度）	3.0 %以下 （平成33（2021）年度）	3.0 %以下 （平成37（2025）年度）
食に関する地域での活動に参加する人の割合 （食育に関する地域活動への参加割合：食育の現状と意識に関する調査） （食生活改善推進員数：健康福祉局調べ）	食育に関する地域活動参加 38.3 % （平成24（2012）年度） 食生活改善推進員数 3,862 人 （平成26（2014）年度）	食育に関する地域活動参加 33.6 % （平成27（2015）年度） 食生活改善推進員数 4,005 人 （平成28（2016）年度）	食育に関する地域活動参加 ⇒ 食生活改善推進員数 4,100 人以上 （平成29（2017）年度）	食育に関する地域活動参加 40 %以上 （平成32（2020）年度） 食生活改善推進員数 4,300 人以上 （平成33（2021）年度）	食育に関する地域活動参加 41 %以上 （平成37（2025）年度） 食生活改善推進員数 4,500 人以上 （平成37（2025）年度）

計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29（2016～17）年度	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成33（2021）年度	平成34（2022）年度以降
がん検診等事業 健康増進法や国の指針等に基づき、がん検診等を適切に実施します。	**●国の指針等に基づくがん検診等の継続実施** ・がん検診等の実施	・国の指針に基づく肺がん、胃がん、大腸がん、子宮がん、乳がん検診の実施	→	→	→	→ 事業推進
	●がん検診及び精密検査の未受診者への受診勧奨の実施 ・がん検診・特定健診等コールセンターの運用	継続実施	→	→	→	
	●がん検診の受診率向上に向けた取組の実施 ・がん検診台帳システムの導入（H28） ・がん検診台帳システムを活用した個別受診勧奨等の実施	・検診受診歴等のシステムの情報を活用した個別受診勧奨、再勧奨等の実施	→	→	→	
	●がんに対する意識向上の取組の実施 ・包括協定の締結企業等と連携した普及啓発等の実施	継続実施	→	→	→	

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29（2016～17）年度	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成33（2021）年度	平成34（2022）年度以降
生活習慣病対策事業 生活習慣病に対する正しい知識の普及と生活習慣の改善を支援し、市民の健康づくりと生活の質の向上を図ります。	**●生活習慣病予防等に向けた市民の取組の支援** ・関係機関や地域活動団体等と連携した取組の実施	・さまざまな主体との連携による生活習慣病予防の取組の推進	→	→	→	事業推進
	●若年層・働き盛り世代への生活習慣病対策の実施 ・職域保健や企業等と連携した広報等の実施	・関係機関や企業と連携した取組の実施	→	→	→	
	●効果的な普及啓発の実施 ・企業等と連携したイベント実施や広報等の実施	継続実施	→	→	→	
	●生活習慣病重症化予防の取組の実施 ・個別アプローチ等の重症化予防の取組の推進	・国民健康保険被保険者等における生活習慣病ハイリスク者に対する働きかけの実施	→	→	→	
健康づくり事業 市民が主体的に健康づくりに取り組めるよう、「かわさき健康づくり21」に基づく取組を推進します。	**●「健康増進計画（第2期かわさき健康づくり21）」に基づく取組の実施** ・地域活動団体や企業・職域保健等と連携した身近な場所での健康づくりの普及啓発活動の実施	・さまざまな主体と連携した取組の実施	→	→	→	
	・中間評価の実施と今後の方向性の取りまとめ	・中間評価と今後の方向性を踏まえた取組の推進	→	→	→	・最終評価の実施と「第３期」計画の策定予定(H34)〔2022〕
	・各種事業等を通した歯科口腔保健に関する普及啓発の実施	継続実施	→	→	→	
	●若い世代の健康づくりの取組の実施 ・妊婦とそのパートナーを対象に歯科健診を含めた総合的な健康づくりの取組（歯っぴーファミリー健診）の実施（H29）	継続実施	→	→	→	
食育推進事業 市民が健全な食生活を実践できるよう、「食育推進計画」に基づき食育の取組を推進します。	**●「食育推進計画」に基づく取組の推進** ・「第４期」計画の策定(H28)	・計画に基づく取組の推進	→	→	・「第５期」計画の策定	事業推進
	●イベント・講座、キャンペーンの実施等、食育の普及啓発の実施 ・多様な主体と連携したイベントや講座等の実施による普及啓発の推進	継続実施	→	→	→	
国民健康保険特定健康診査等事業 被保険者の生活習慣病を予防するため、「特定健康診査等実施計画」等に基づく取組を推進します。	**●「特定健康診査等実施計画」に基づく取組の実施** ・特定健康診査・特定保健指導及び実施率向上に向けた受診勧奨等の取組の実施	・若年層等への重点的な受診勧奨や、特定保健指導の環境整備による実施率向上等の取組の実施	→	→	→	
	・「第３期」計画の策定(H29)	・計画に基づく取組の推進	→	→	→	・「第４期」計画の策定予定(H35)〔2023〕
	●「データヘルス計画」に基づく取組の実施 ・「第2期」計画の策定(H29)	・計画に基づく取組の推進	→	→	→	・「第３期」計画の策定予定(H35)〔2023〕
	●がん検診・特定健診等コールセンターの運用 ・がん検診・特定健診等コールセンターの運用	継続実施	→	→	→	

政策１-５　確かな暮らしを支える

政策の方向性

- 高齢化の進展に伴い、医療や福祉における社会保障費は増加傾向にあり、今後も厳しい財政状況が見込まれることから、持続可能な社会保障制度の運営が求められています。
- 市民生活を送る上での確かな安心を支える給付制度の運営を維持するとともに、失業や病気などにより、生活の維持が困難になった人に対し、生活保護などの社会保障制度をはじめとしたセーフティネットをしっかりと維持し、市民の暮らしの安心を保障します。

市民の実感指標

市民の実感指標の名称 （指標の出典）	計画策定時 （H27）〔2015〕	現状 （H28）〔2016〕	目標 （H37）〔2025〕
社会保障制度に基づく市の取組が、病気、怪我、失業などによる市民の経済的な不安の軽減に役立っていると思う市民の割合 （市民アンケート）	16.6%	20.7%	20%以上

施策の体系

政策１-５ 確かな暮らしを支える

- 施策1-5-1 確かな安心を支える医療保険制度等の運営
- 施策1-5-2 自立生活に向けた取組の推進

施策１　確かな安心を支える医療保険制度等の運営

第１期の主な取組状況

- 国民健康保険や後期高齢者医療制度については、国保特定健康診査・特定保健指導や後期高齢者健康診査を実施しました。また、診療報酬明細書（レセプト）の点検などの医療費の適正化に取り組むとともに、保険料の収納対策を強化したことで、国民健康保険の収入未済額に大幅な改善が見られるなど、制度の安定的かつ持続的な運営の確保を推進しました。
- 重度障害者医療費の公費負担や精神科病棟入院者への医療費一部負担などによって障害者の医療費にかかる経済的な負担の軽減を図るなど、暮らしの安心を支えるための取組を進めています。

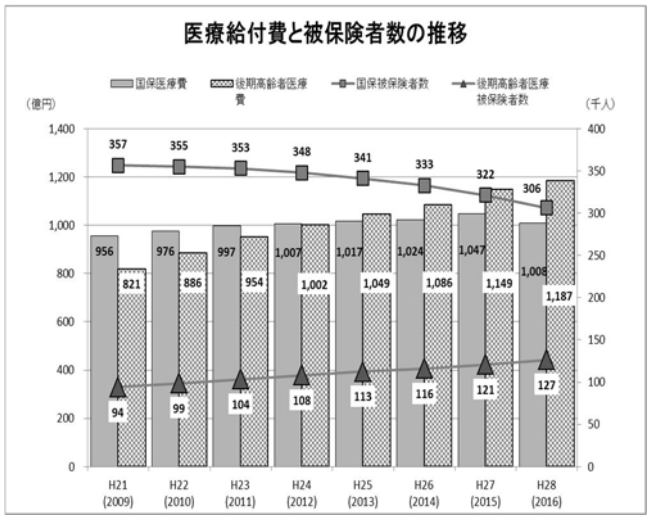

※決算ベース
資料：健康福祉局調べ

施策の主な課題

- 国民健康保険や後期高齢者医療制度の医療費等が増加傾向にあるため、医療費の適正化や滞納対策など制度の安定的な運営に向けた対応が必要です。
- 平成 30（2018）年度から、国の制度改正に伴い、県が国民健康保険にかかる財政運営の責任主体となりますが、引き続き制度の安定運営に向けた取組が必要です。
- 難病に係る医療費助成等が県から移譲されることに伴い、本人・家族など利用者に支障が生じることがないよう十分配慮した支給事務や実施体制の確保等が求められます。

施策の方向性

- **国の制度改革への対応や医療費の適正化を図りながら、国民健康保険や後期高齢者医療制度の安定的かつ持続的な運営を確保**
- **県から移譲される難病関連事務の円滑な実施と公平かつ安定的な助成制度等の整備**

直接目標

● 信頼される医療保険及び医療費等の支援制度を安定的に運営する

主な成果指標

名　　称 （指標の出典）	計画策定時	現　　状	第１期実施計画期間における目標値	第２期実施計画期間における目標値	第３期実施計画期間における目標値
国民健康保険料収入率等 （健康福祉局調べ）	【現年度分】 92.96 % 【収入未済額】 67億5,319万 円 （平成26（2014）年度）	【現年度分】 94.12 % 【収入未済額】 43.5億 円 （平成28（2016）年度）	【現年度分】 93.8 %以上 【収入未済額】 50億 円以下 （平成29（2017）年度）	【現年度分】 95.0 %以上 【収入未済額】 30億 円以下 （平成33（2021）年度）	【現年度分】 95.0 %以上 【収入未済額】 30億 円以下 （平成37（2025）年度）
後期高齢者医療保険料収入率等 （健康福祉局調べ）	【現年度分】 99.31 % 【収入未済額】 9,737万 円 （平成26（2014）年度）	【現年度分】 99.39 % 【収入未済額】 12,997万 円 （平成28（2016）年度）	【現年度分】 99.45 %以上 【収入未済額】 8,900万 円以下 （平成29（2017）年度）	【現年度分】 99.48 %以上 【収入未済額】 8,900万 円以下 （平成33（2021）年度）	【現年度分】 99.48 %以上 【収入未済額】 8,900万 円以下 （平成37（2025）年度）

計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29（2016～17）年度	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成33（2021）年度	平成34（2022）年度以降
国民健康保険事業 国民健康保険事業を安定的に運営します。	**●国民健康保険事業の安定的な運営** ○医療費適正化の推進 ・特定健康診査・特定保健指導や、民間活用を含めたレセプト点検及び重複・頻回受診対策等の実施	継続実施 →	→	→	→	事業推進
	○被保険者資格の適用適正化の推進 ・年金情報を用いた資格喪失処理の徹底等による適正化の実施	継続実施 →	→	→	→	
	●医療保険制度改革・改正等への適切な対応 ・制度改革・改正等への対応	・神奈川県が策定する国民健康保険運営方針に基づく事業の実施 ・国による制度改革の方向性を踏まえた財政運営の推進 →	→	→	→	
国民健康保険料等収納業務 国民健康保険料の滞納整理を強化し、収入を確保するとともに、収入未済額の縮減を推進します。	**●法令に基づく適正な賦課と徴収の実施** ○国民健康保険料の滞納整理強化及び収入未済額縮減の推進 ・収入額の確保と収入未済額の圧縮に向けた取組の実施	・法令に基づく取組の実施 ・民間活力の効果的な活用や口座振替納付の推奨等の実施 ・滞納整理職員の育成による効果的な収納業務の実施 →	→	→	→	事業推進

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29（2016～17）年度	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成33（2021）年度	平成34（2022）年度以降
後期高齢者医療事業 75歳以上の高齢者等に対し、広域連合による独立した医療制度等を実施します。	**●後期高齢者医療事業の安定的な運営** ・医療費適正化の推進 ・後期高齢者医療健康診査の実施 ・レセプト点検の実施 ・広域連合による後発医薬品の利用促進や重複・頻回受診者への対応の実施 ・保険料軽減特例の見直し（第1段階）や高額療養費等の自己負担額見直しへの対応	継続実施 継続実施 ・広域連合によるレセプト点検の実施 継続実施 ・保険料軽減特例の見直し（第2段階）への対応	・保険料軽減特例の見直し（第3段階）への対応	・国等による制度の見直しが生じた場合の適切かつ迅速な対応		事業推進
	●後期高齢者医療保険料の滞納整理強化及び収入未済額縮減の推進 ・収入額の確保と収入未済額の圧縮に向けた取組の実施	・被保険者に対する訪問徴収の実施 ・口座振替の勧奨による払い忘れの防止推進				
	●後期高齢者等の糖尿病性腎症重症化予防事業の実施	・糖尿病性腎症が重症化するリスクの高い者への受診勧奨及び保健指導の実施				
障害者等医療費支給事業 医療費の一部を助成し、重度障害者の保健の向上及び福祉の増進を推進します。	**●重度障害者の保健の向上及び福祉の増進に向けた取組の実施** ○持続可能な制度の構築を図りながら、重度障害者の保健の向上及び福祉の増進に向けた取組の実施 ・重度障害者医療費助成の実施	継続実施				事業推進
	○障害者の増加に対応した持続可能で安定的な給付制度の構築に向けた検討・調整 ・制度のあり方の検討	継続実施				
	●障害者・高齢者等歯科診療事業の推進 ・歯科保健センター等の運営に対する支援の実施 ・高齢者歯科診療事業を統合	継続実施				
		・歯科保健センター等のあり方の検討及び検討結果に基づく取組の推進				
成人ぜん息患者医療費助成事業 成人の気管支ぜん息患者に係る医療費の一部を助成することにより、健康の回復と福祉の増進を図ります。	**●気管支ぜん息患者の健康の回復と福祉の増進に向けた取組の実施** ○持続可能な制度の構築を図りながら、気管支ぜん息患者の健康の回復と福祉の増進に向けた取組の実施 ・成人の気管支ぜん息患者に係る医療費自己負担の一部助成の実施	継続実施				事業推進
	○他の医療費助成制度や他のアレルギー疾患との整合性・公平性等を踏まえた制度のあり方の検討 ・制度のあり方の検討	継続実施				
	●アレルギー疾患対策基本法及び基本的な指針に基づく本市のアレルギー疾患対策の方向性の検討	・関係局や関連団体等と連携した方向性の検討				

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29（2016～17）年度	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成33（2021）年度	平成34（2022）年度以降
指定難病対策事業 難病患者やその家族の居宅生活を支援する取組を推進することで、保健福祉の向上を図ります。	**●難病の知識の普及や療養に関する情報提供の実施** H29難病の知識の普及や療養に関する情報提供を目的とした講演会の開催回数:2回	開催回数：３回	開催回数：３回	開催回数：３回	開催回数：３回	事業推進
	●骨髄バンクドナー登録会の開催 H29開催回数：1回	開催回数：１回	開催回数：１回	開催回数：１回	開催回数：１回	
	●難病患者支援従事者研修への職員の派遣 H29派遣数：1人	・国立保健医療科学院が開催する難病患者支援従事者研修に職員を派遣				
	●難病患者等（特定医療費（指定難病）医療受給者証所持者）に対する各種施策の周知 ・周知の実施	・パンフレットの配布やインターネットを通じた各種施策の周知				
	●特定医療費支給認定事務等の実施 ・神奈川県からの権限委譲に向けた準備	・神奈川県から権限委譲を受けた特定医療費支給認定事務、指定医療機関・指定医の指定等の実施				

施策２　自立生活に向けた取組の推進

第１期の主な取組状況

- 就労可能な生活保護受給者に対し、就職などによる自立を一人でも多く促す必要があることから、個々の能力が最大限に発揮されるよう、キャリアカウンセリングや求人開拓、ハローワークとの連携による個別支援などの各種就労支援事業を実施し、一人ひとりに寄り添いながら、能力・意欲に応じたきめ細やかな就労支援を実施しています。
- 生活保護受給世帯の中学生を対象にした学習支援について、対象者を中学３年生から１・２年生へも広げるとともに、実施場所を８か所から 11 か所に拡充し、貧困の連鎖の防止に向けて、高校等への進学を支援しています。

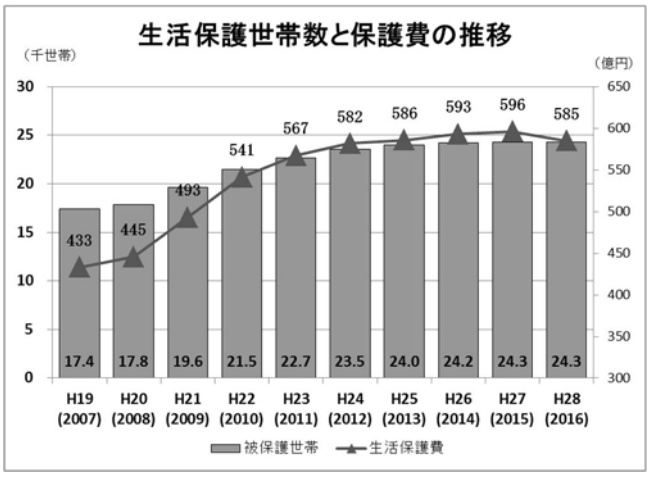

※決算ベース
資料：健康福祉局調べ

施策の主な課題

- 生活保護制度が、セーフティネットとして持続可能なしくみを維持するためには、真に保護が必要な人に最低限度の生活を保障するとともに、生活保護に至る前の段階で、困窮状態からの脱却に向けた取組が必要です。
- 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、国の「子供の貧困対策に関する大綱」において示されている、貧困の連鎖の防止に向けた取組の一つとして、生活保護受給世帯の子どもへの学習支援が求められます。

施策の方向性

- **真に保護が必要な人に対する最低限度の生活の保障と、就労など自立のための支援や医療扶助の適正化に向けた取組の推進**
- **生活保護受給世帯の子どもの自立を支援するための取組として、「貧困の連鎖防止」に向けた学習支援の実施**
- **生活保護に至る前の生活困窮者に対する社会的・経済的自立に向けた就労・生活支援の実施**

直接目標

● 最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活を送る人を増やす

主な成果指標

名　　称 （指標の出典）	計画策定時	現　　状	第１期実施計画期間における目標値	第２期実施計画期間における目標値	第３期実施計画期間における目標値
生活保護から経済的に自立（収入増による保護廃止）した世帯の数 （健康福祉局調べ）	**608** 世帯 （平成26（2014）年度）	**666** 世帯 （平成28（2016）年度）	**650** 世帯以上 （平成29（2017）年度）	**650** 世帯以上 （平成33（2021）年度）	**650** 世帯以上 （平成37（2025）年度）
学習支援・居場所づくり事業利用者の高校等進学率 （健康福祉局調べ）	**99** % （平成26（2014）年度）	**100** % （平成28（2016）年度）	**100** % （平成29（2017）年度）	**100** % （平成33（2021）年度）	**100** % （平成37（2025）年度）

計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29（2016～17）年度	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成33（2021）年度	平成34（2022）年度以降
生活保護自立支援対策事業 生活保護受給者への就労支援や生活保護受給世帯の中学生への学習支援等により、自立に向けた取組を推進します。	**●生活保護受給者に対する各種就労支援事業の実施** ・さまざまな要因により、ただちに就労することが困難な生活保護受給者に対する各種就労支援事業の実施	継続実施	→	→	→	事業推進
	●生活保護受給世帯の中学生に対する「貧困の連鎖」の防止に向けた高校等への進学支援の実施 H29高校等への進学に向けた学習支援：市内11か所・週2日・1回2時間	市内12か所・週2日・1回2時間	市内13か所・週2日・1回2時間	・国の動向等を踏まえた事業の実施	→	
生活保護業務 経済的に困難な状況にある人に最低限度の生活を保障するため、生活保護業務を適正に実施します。	**●生活保護制度に基づく、真に保護が必要な人に最低限度の生活を保障する取組の実施** ・最低限度の生活の保障及び受給者の自立に向けた年金等の収入確保への支援の実施 ・漏給防止、濫給防止の取組等による適正実施の確保	継続実施	→	→	→	事業推進
生活困窮者自立支援事業 生活保護に至る前に、生活困窮者が社会的経済的に自立できるよう、就労・生活の支援を行います。	**●生活困窮者への就労・生活支援等の実施** ・「生活自立・仕事相談センター（だいＪＯＢセンター）」の運営	・国の動向等を踏まえた事業の実施	→	→	→	事業推進

政策１-６　市民の健康を守る

政策の方向性

- 高齢者の増加、慢性疾患を中心とした疾病構造の変化、医療の高度化等により、市民の医療ニーズが増加するとともに多様化しています。
- 地域における医療機関相互の機能分担と連携を図り、良質かつ適切な医療を効果的に提供できる体制づくりや、救急医療体制の充実により、すべての市民のすこやかな生活を支えます。

市民の実感指標

市民の実感指標の名称 （指標の出典）	計画策定時 （H27）〔2015〕	現状 （H28）〔2016〕	目標 （H37）〔2025〕
安心して医療を受けることができると感じている市民の割合 （市民アンケート）	53.8%	60.4%	60%以上

施策の体系

政策１-６ 市民の健康を守る

- 施策1-6-1 医療供給体制の充実・強化
- 施策1-6-2 信頼される市立病院の運営
- 施策1-6-3 健康で快適な生活と環境の確保

施策１　医療供給体制の充実・強化

第１期の主な取組状況

- 住み慣れた地域ですこやかに暮らせる医療環境の整備に向けて、かかりつけ医師等の普及や医療機関間での役割分担・相互連携の推進を図るとともに、救急病院や周産期母子医療センター等への運営支援を適切に行うことで、傷病者の状況に応じた救急医療体制を確保するなど、地域の医療供給体制の充実に取り組んでいます。
- 救急需要の高まりにあわせて、救急隊の適正配置をめざし、平成30（2018）年度の増隊に必要な人員の確保・研修、出張所の改築などの準備を進めるとともに、救急救命士の養成による病院に到着するまでの救護体制の確保や、救急車の適正利用に向けた広報等に取り組んでいます。

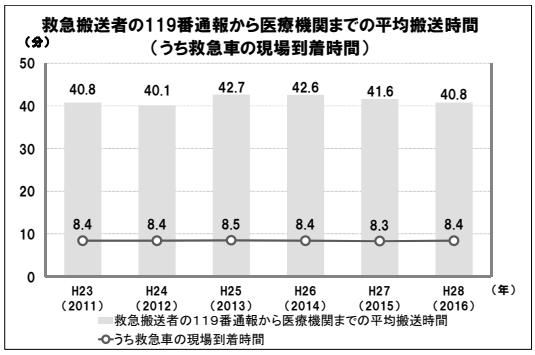

資料：消防局調べ

施策の主な課題

- 平成 37（2025）年の医療需要と病床の必要量を定めた県の地域医療構想を踏まえた不足する病床機能の確保や連携体制の構築とともに、高齢化・疾病構造の変化及び医療の高度化等に伴い増加・多様化する在宅医療のニーズに対応した医療供給体制の整備が必要となっています。
- 県の方針により県内の准看護師の養成が停止となっている中、医療の進歩に伴う高度化・多様化への的確な対応や、地域包括ケアシステムの担い手としての質の高い看護師を安定的に確保するための養成機関のあり方が課題となっています。
- 高齢化の進展に伴う人口構造の変化、在宅介護や単身世帯割合の増加等により、今後も救急需要の高まりが見込まれるため、傷病の緊急度に応じた適切な救急医療を提供できる体制を確保するほか、救急車の適正利用を促進するとともに、救急隊の適正配置を検討する必要があります。

施策の方向性

- **医療機関における必要な病床機能の確保や、地域の医療機関の機能分担・連携による医療供給体制の充実**
- **資質の高い看護人材の養成や看護職員の市内医療機関等への定着促進と、安定的な看護師の養成・確保に向けた取組の推進**
- **緊急性の高い傷病者に対する確実な救急医療資源の提供**
- **救急車の適正利用の促進や救急需要の高まりにあわせた救急体制の整備**

直接目標

● いつでも安心して適切な医療が受けられる環境を整える

主な成果指標

名　　称 （指標の出典）	計画策定時	現　　状	第１期実施計画期間における目標値	第２期実施計画期間における目標値	第３期実施計画期間における目標値
かかりつけ医がいる人の割合 （休日急患診療所患者統計）	**57.5** % （平成26（2014）年度）	**59.5** % （平成28（2016）年度）	**58** %以上 （平成29（2017）年度）	**60** %以上 （平成33（2021）年度）	**61** %以上 （平成37（2025）年度）
身近な地域の医療機関を受診する市民の割合（平日日中の発熱等への対応） （市民アンケート）	**86.9** % （平成27（2015）年度）	**90.7** % （平成28（2016）年度）	**87** %以上 （平成29（2017）年度）	**91** %以上 （平成33（2021）年度）	**92** %以上 （平成37（2025）年度）
川崎DMAT（災害医療派遣チーム）の隊員養成研修修了累計者数（3指定病院合計） （健康福祉局調べ）	**130** 人 （平成26（2014）年度）	**175** 人 （平成28（2016）年度）	**170** 人以上 （平成29（2017）年度）	**250** 人以上 （平成33（2021）年度）	**350** 人以上 （平成37（2025）年度）
救急搬送者の119番通報から医療機関までの平均搬送時間【うち救急車の現場到着時間】 （消防局調べ）	**42.6** 分 **【8.4分】** （平成26（2014）年）	**40.8** 分 **【8.4分】** （平成28（2016）年）	**42.6** 分以下 **【8.4分以下】** （平成29（2017）年）	**42.6** 分以下 **【8.4分以下】** （平成33（2021）年）	**40.0** 分以下 **【8.0分以下】** （平成37（2025）年）
救急隊が到着するまでに、市民が心肺蘇生を実施した割合 （消防局調べ）	**31.4** % （平成26（2014）年）	**36.2** % （平成28（2016）年）	**32.1** %以上 （平成29（2017）年）	**37.2** %以上 （平成33（2021）年）	**38.0** %以上 （平成37（2025）年）

計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29（2016～17）年度	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成33（2021）年度	平成34（2022）年度以降
地域医療対策事業 地域医療審議会において地域医療に関する重要事項を調査審議するとともに、将来において不足する病床機能の確保及び医療機関相互の機能分担と連携を図るなど、地域医療の充実に取り組みます。	**●「かわさき保健医療プラン」に基づく取組の推進** ・計画の改定（H29）	・計画に基づく取組の推進	→	・中間見直しの実施	・中間見直しに基づく取組の推進	→ 事業推進
	●地域医療審議会の運営 H29開催回数：2回	開催回数：3回	開催回数：3回	開催回数：3回	開催回数：3回	→
	●神奈川県と連携した地域医療構想調整会議の運営 H29開催回数：3回	開催回数：3回	開催回数：3回	開催回数：3回	開催回数：3回	→
災害時医療救護対策事業 災害発生時に、迅速かつ適切な医療救護活動を行えるよう、災害時の医療体制の整備に取り組みます。	**●災害時医療体制の整備** ○災害医療コーディネーターと連携した実効性のある体制の整備 ・市内各病院の役割の明確化や医療救護所の整備	継続実施	→	→	→	→ 事業推進
	○計画的な備蓄医薬品の配置 ・備蓄医薬品の更新・管理	継続実施	→	→	→	→
	●川崎ＤＭＡＴ隊員養成研修の実施 H29実施回数：1回	実施回数：年1回	実施回数：年1回	実施回数：年1回	実施回数：年1回	→

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29（2016～17）年度	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成33（2021）年度	平成34（2022）年度以降
救急医療体制確保対策事業 救急医療ニーズに対応した小児救急や周産期救急等の救急医療体制を確保するとともに、安定した運営を支援します。	**●救急医療体制の充実に向けた取組の推進** ○休日や夜間における急患診療の提供 ・救急病院や医師会による休日（夜間）急患診療所の運営に対する支援の実施	継続実施 →	→	→	→	事業推進
	○年末年始等における急患歯科診療の提供 ・歯科保健センター等の運営に対する支援の実施	継続実施 →	→	→	→	
		・歯科保健センター等のあり方の検討及び検討結果に基づく取組の推進 →	→	→	→	
	●周産期医療ネットワークの推進及び安全・安心な出産の確保 ・総合（地域）周産期母子医療センターの運営に対する支援の実施	・運営支援の継続実施と周産期医療関連施設の連携の推進 →	→	→	→	
	●24時間365日対応による医療機関案内及び救急医療の適正利用の推進 ・救急医療情報システム「かわさきのお医者さん」や救急医療情報センターの運営	継続実施 →	→	→	→	
医務・薬務事業 医療機関、薬局等の立入検査、監視、指導等を行うとともに、医療安全相談センターにおける苦情・相談に適切に対応します。	**●病院及び有床診療所等への立入検査の実施** H29実施回数：39回	実施回数：39回以上	実施回数：39回以上	実施回数：39回以上	実施回数：39回以上 →	事業推進
	●医療法に基づく適正な事務の実施 ・医療安全相談センターにおける相談業務の実施 ・医療法等許認可事務及び事前相談業務の実施	継続実施 →	→	→	→	
	●薬局等に対する監視指導の実施及び苦情・相談対応 ・市内薬局等の立入検査、監視指導及び苦情・相談の実施	継続実施 →	→	→	→	
	●毒物及び劇物取締法関連施設に対する監視指導の実施 H28実施回数：207回	実施回数：150回以上	実施回数：150回以上	実施回数：150回以上	実施回数：150回以上 →	
	●危険ドラッグに関する啓発等、薬物乱用防止活動の実施 ・若年層を中心にリーフレット等を利用した薬物乱用防止啓発活動の実施	継続実施 →	→	→	→	

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29（2016～17）年度	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成33（2021）年度	平成34（2022）年度以降
看護師確保対策事業 看護職員の充足対策として、市内医療施設等への確保・定着、潜在看護職員の再就業支援及び資質の高い看護人材の新規養成を図ります。	**●看護師の養成に向けた取組の実施** ・看護師養成施設に対する運営支援 ・看護師等修学資金の貸与の実施	継続実施 →				
	●看護職員を対象とした定着支援に向けた取組の実施 ・相談事業や研修事業を実施するナーシングセンターへの運営補助の実施 ・院内保育事業の運営費補助の実施	継続実施 →				
	●市立看護短期大学の魅力的な養成機関としてのあり方の検討 ・４年制大学化に向けたあり方の検討（H29）	・整備基本計画の策定	・施設改修の基本実施設計 →		・施設改修工事 →	・４年制大学開学予定(H34)〔2022〕
				・大学設置認可申請		
	●川崎看護専門学校の方向性の検討結果に基づく取組の推進 ・准看護師の看護師資格取得ニーズ等を踏まえた今後のあり方の検討及び方向性の決定	・川崎看護専門学校の今後のニーズが低くなることを踏まえた、運営法人への補助金廃止に向けた取組の推進 →		・補助金廃止		
救急活動事業 救急車の適正利用や市民の応急手当の知識・技術の習得などにより、救命効果の向上を図ります。	**●救急需要対策の実施** ・救急受診ガイド等を活用した救急車の適正利用の推進	継続実施 →				事業推進
	●市民救命士の養成 ・教材費の受講者負担及び民間への全部委託の実施（H29） H28養成数：11,404人	継続実施 →				
		養成数：10,000人以上	養成数：10,000人以上	養成数：10,000人以上	養成数：10,000人以上 →	
救急隊整備事業 人口動態等を踏まえ、救急隊を適正に配置し、現場到着時間の維持・短縮による救命効果の向上を図ります。	**●救急需要の高まりに合わせた効率的・効果的な救急隊の配置に向けた取組** ・効率的・効果的な救急隊配置に向けた調査・検討	継続実施 →				事業推進
		・王禅寺出張所への救急隊の配置		・宿河原出張所への救急隊の配置		
救急救命士養成事業 救急救命士の常時乗車体制を確保するとともに、より高度な救命処置ができる認定救急救命士を養成します。	**●救急救命士の常時乗車体制の運用** ○常時乗車体制の運用に向けた新規救急救命士の養成 H28養成数：7人	養成数：7人	養成数：7人	養成数：7人	養成数：7人 →	事業推進
	○救急隊の増隊に向けた新規救急救命士の養成 王禅寺出張所への救急隊配置に向けた養成：6人（H28）	宿河原出張所への救急隊配置に向けた養成：6人				
	●高度な救命処置が行える認定救命士などの養成 H28新規認定救命士養成数：52名	養成数：年23名以上	養成数：年8名以上	養成数：年8名以上	養成数：年8名以上 →	

施策2 信頼される市立病院の運営

第１期の主な取組状況

- 川崎病院は市の基幹病院として、また、井田病院及び多摩病院は地域の中核病院として、急速に進展する高齢化や慢性疾患の増加などの疾病構造の変化、医療の高度・専門化等へ対応し、市民が必要とする質の高い安全で安心な医療を、安定的かつ継続的に提供しています。
- 川崎病院については、超高齢社会に向けた医療機能の強化・拡充など、医療機能再編整備に向けた取組を進めています。
- 井田病院については、一般病床の一部を転換し、地域の医療・ケア担当者との連携等を担う地域包括ケア病床を整備しました。また、多摩病院についても、救急及び急性期医療を中心とする良質な医療を安定的に提供するなど、地域の中核病院としてその役割を果たしています。

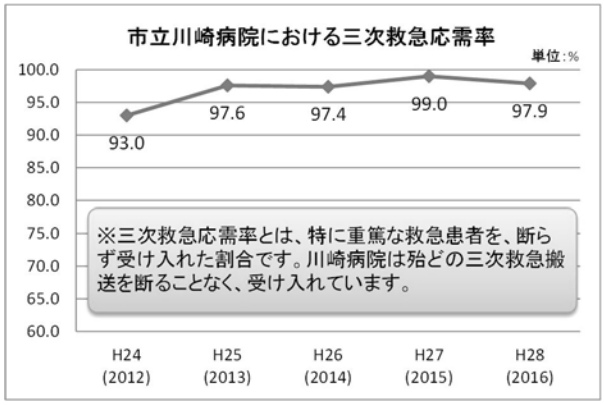

資料：病院局調べ

施策の主な課題

- 市立病院は、高度・急性期医療や政策的医療、先進的医療機器の導入、地域医療を担う医療従事者の育成など、今まで担ってきた役割を引き続き果たしていくとともに、今後増加する医療需要を見据え的確に対応し、市民に医療を安定的かつ継続的に提供していく必要があります。
- 今後急速に進展する高齢化と人口増に伴う医療需要に対応するため、地域の医療機関や介護事業者とも連携しながら、地域包括ケアシステムや地域医療構想を踏まえた取組をより一層推進していく必要があります。

施策の方向性

- **三次救急を中心とした救急医療体制の強化など、今後の医療需要を見据えた川崎病院の医療機能再編整備の推進**
- **川崎南部医療圏で初めてとなる PET－CT の導入など、がん診療機能等の強化・拡充**
- **地域医療機関との連携、機能分担の推進や、地域包括ケアシステム・地域医療構想を踏まえた取組の推進**
- **安定的かつ継続的な医療提供体制づくりの推進**

直接目標

● 誰もが安心して暮らせる公的医療を提供する

主な成果指標

名　称（指標の出典）	計画策定時	現　状	第１期実施計画期間における目標値	第２期実施計画期間における目標値	第３期実施計画期間における目標値
入院患者満足度・外来患者満足度（病院局調べ）	入院 87.5 % 外来 77.6 % （平成27（2015）年度）	入院 87.6 % 外来 76.8 % （平成28（2016）年度）	入院 88.4 %以上 外来 79.3 %以上 （平成29（2017）年度）	入院 90.0 %以上 外来 82.0 %以上 （平成33（2021）年度）	入院 90.0 %以上 外来 82.0 %以上 （平成37（2025）年度）
病床利用率（一般病棟）（病院局調べ）	72.9 % （平成26（2014）年度）	76.5 % （平成28（2016）年度）	83.0 %以上 （平成29（2017）年度）	83.0 %以上 （平成33（2021）年度）	83.0 %以上 （平成37（2025）年度）
救急患者受入数（病院局調べ）	49,873 人 （平成26（2014）年度）	48,835 人 （平成28（2016）年度）	50,800 人以上 （平成29（2017）年度）	52,000 人以上 （平成33（2021）年度）	52,500 人以上 （平成37（2025）年度）

計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29（2016～17）年度	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成33（2021）年度	平成34（2022）年度以降
川崎病院の運営 市の基幹病院として、小児から成人、妊産婦まで、幅広い患者層に対する高度・特殊・急性期医療、救急医療、小児・周産期医療などを提供するほか、精神科救急患者、感染症患者の受入を行います。災害時には医療救護活動の拠点としての機能を発揮します。						
	●経営状況を見極めながら、段階的な医療機能再編整備の検討・推進					
	・医療機能再編整備基本構想(H28) ・基本計画策定(H29)	・医療機能再編整備に向けた県・国との協議	・医療機能再編整備に向けた基本設計	・医療機能再編整備に向けた実施設計	・医療機能再編整備の工事着手	・新棟竣工予定(H35)〔2023〕以降
	○救命救急センターの運営と効率的な受入体制整備の推進					
	H28救急患者受入数:28,611人	救急患者受入数:29,800人以上	救急患者受入数:29,800人以上	救急患者受入数:29,800人以上	救急患者受入数:29,800人以上	→
	●再編整備と連動したスマート化の推進（防災機能強化・中長期保全・省エネ改修）					
	具体化に向けた検討の実施	継続実施 →				
	●精神科救急医療の安定的な提供					
	H28精神保健指定医数:3人	精神保健指定医数:3人以上	精神保健指定医数:3人以上	精神保健指定医数:3人以上	精神保健指定医数:3人以上	→
	●地域医療支援病院の運営と連携の推進					
	H28紹介率:50% H28逆紹介率:70%以上	紹介率:50%以上 逆紹介率:70%以上	紹介率:50%以上 逆紹介率:70%以上	紹介率:50%以上 逆紹介率:70%以上	紹介率:50%以上 逆紹介率:70%以上	→
	●がん診療連携指定病院の運営と機能の強化					
	○手術支援ロボット、内視鏡下治療、化学療法の充実によるがん診療の推進					
	・県がん診療連携指定病院の新規指定の取得(H28)	がん登録数(報告値):1,290件以上	がん登録数(報告値):1,320件以上	がん登録数(報告値):1,350件以上	がん登録数(報告値):1,350件以上	→
	○がん検診の充実					
	胃がん内視鏡検診枠の拡充:H28週25枠→H29週52枠	継続実施 →				
	・がん検診について市民啓発の推進	継続実施 →				
	○PET－CTの運用					
		運用件数:600件	運用件数:1,000件	運用件数:1,100件	運用件数:1,100件	→
	○がん相談支援センター等のがん診療連携指定病院機能の安定的運営					
	H28がん相談件数:191人	がん相談件数:300人以上	がん相談件数:300人以上	がん相談件数:300人以上	がん相談件数:300人以上	→

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29（2016～17）年度	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成33（2021）年度	平成34（2022）年度以降
井田病院の運営 地域の中核病院として、増大するがん等の成人疾患医療を中心に、高度・特殊・急性期医療、緩和ケアなどを提供するほか、結核患者の受入を行います。	**●救急医療の充実に向けた取組の推進**					
	H28救急患者受入数:7,633人	救急患者受入数:9,000人以上	救急患者受入数:9,100人以上	救急患者受入数:9,200人以上	救急患者受入数:9,200人以上	→ 事業推進
	●がん診療機能の強化					
	○手術支援ロボット、内視鏡下治療、化学療法の充実によるがん診療の推進					
	・地域がん診療連携拠点の認定更新	がん登録数(報告値):1,224件以上	がん登録数(報告値):1,262件以上	がん登録数(報告値):1,300件以上	がん登録数(報告値):1,300件以上	→
	○がん検診及び人間ドックの充実					
	・胃がん内視鏡検診枠の拡充:H27週26枠→H29週41枠	継続実施	→	→	→	→
	・がん検診について市民啓発の推進	継続実施	→	→	→	→
	○緩和ケアの継続的な提供					
	H28緩和ケア患者受入数:476人	緩和ケア患者受入数:497人以上	緩和ケア患者受入数:510人以上	緩和ケア患者受入数:552人以上	緩和ケア患者受入数:552人以上	→
	○川崎病院とのがん診療に関わる連携強化					
		継続実施	→	→	→	→
	●地域包括ケアシステム構築に向けた機能の充実					
	○地域包括ケア病棟の活用と、回復期機能の充実					
	・地域包括ケア病棟の整備(H28)	地域包括ケア病棟稼働率:85%以上	地域包括ケア病棟稼働率:85%以上	地域包括ケア病棟稼働率:85%以上	地域包括ケア病棟稼働率:85%以上	→
	○地域医療機関との連携による機能分化の推進					
	H28地域医療従事者等との症例検討会開催数:21回	継続実施	→	→	→	→
	○在宅復帰・在宅療養支援の充実					
	H28訪問診療件数:1,647人	訪問診療件数:1,680人以上	訪問診療件数:1,690人以上	訪問診療件数:1,700人以上	訪問診療件数:1,700人以上	→
	●井田病院の改築工事					
	・第3期工事の完了(H29) ・斜面防護工事の推進	・斜面防護等工事の完成				
多摩病院の運営管理 地域の中核病院として、小児から成人、妊産婦まで、幅広い患者層に対する高度・特殊・急性期医療などを提供します。	**●指定管理者制度を活用した効率的な病院運営の推進**					
	・指定管理者による効率的な運営の実施	継続実施	→	→	→	→ 事業推進
	●外部有識者等第三者による病院の管理運営状況に対する意見聴取					
	H28多摩病院運営協議会の開催:年２回	多摩病院運営協議会の開催:年２回以上	多摩病院運営協議会の開催:年２回以上	多摩病院運営協議会の開催:年２回以上	多摩病院運営協議会の開催:年２回以上	→
	●救急及び急性期医療を中心とする良質な医療を安定的に提供する取組の推進					
	H28救急患者受入数:12,591人	救急患者受入数:12,400人以上	救急患者受入数:12,700人以上	救急患者受入数:13,000人以上	救急患者受入数:13,000人以上	→
	●長寿命化に向けた適切な施設維持の実施、医療需要に基づく的確な医療機器更新の推進					
	・計画的な施設整備及び医療機器更新の実施	継続実施	→	→	→	→
良質な医療の提供を担う人材の確保・育成事業 効果的な広報活動、柔軟な採用選考、多様な任用制度の活用等により、採用困難職種である医師、看護師等の確保に取り組むとともに、局人材育成計画に基づき、各種研修の充実、受講支援等を行い、職員の人材育成と能力開発に努めます。	**●医師・看護師等の人員体制強化に向けた取組の推進**					
	○川崎病院医療機能再編整備及び医療の高度化・専門化に対応する組織・人員体制強化に向けた取組の実施					
	・医師・看護師等の人員体制の検討	継続実施	→	→	→	→ 事業推進
	●効果的な広報活動、柔軟な採用選考の実施及び多様な任用制度の活用による医療人材の確保					
	H28助産師・看護師の合同就職説明会:年19回	助産師・看護師の合同就職説明会:年19回以上	助産師・看護師の合同就職説明会:年19回以上	助産師・看護師の合同就職説明会:年19回以上	助産師・看護師の合同就職説明会:年19回以上	→
	●人材育成計画に基づく各種研修の企画、実施及び受講支援など病院運営を担う医療人材の育成					
	H28認定看護師:全42人	認定看護師:全43人以上	認定看護師:全45人以上	認定看護師:全47人以上	認定看護師:全47人以上	→

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29（2016～17）年度	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成33（2021）年度	平成34（2022）年度以降
経営健全化推進事業 公立病院改革プランに位置づける川崎市立病院中期経営計画の策定や見直しを行うとともに、当該計画に基づく施策の進捗管理、点検・評価を行います。また、医療情報に関わる基幹システムの更新や、情報通信技術(ICT)を用いた医療提供の効率化、患者サービスの向上に資する取組を支援し、局内の情報化を推進します。	**●川崎市立病院中期経営計画に基づく安定的な病院運営及び経営の効率化の推進** ・新たな地域医療計画策定を踏まえたプランの整合性の評価	・取組状況の進捗管理と点検・評価の実施 ・地域医療構想調整会議での議論を踏まえた市立病院の機能の検討	→	・次期川崎市立病院中期経営計画の策定	・次期川崎市立病院中期経営計画に基づく取組の推進	→ 事業推進
	●計画的・戦略的な設備・医療機器の整備 ・手術支援ロボットの導入 ・PET-CTの導入	・総合医療情報システムの安定的な運用及び更新検討	→	・新たな総合医療情報システムの、段階的更新	→	
	●患者サービスの向上に資する取組の推進 ○外来患者サービスの向上等に資するICTを活用した受診支援・医療連携の推進 ・外来待ち時間対策に関する検討	継続実施	→	→	→	

施策３　健康で快適な生活と環境の確保

第１期の主な取組状況

- 大規模な健康危機管理事象が発生した際の指揮命令系統の一元化を目的として、平成 28（2016）年４月に保健所組織を再編し、本庁組織の保健所と各区の保健所機能を備えた支所を設置して（１保健所７支所体制）、地域に密着したきめ細やかな対応を図りながら、専門的、技術的拠点として、平時からの人材育成と企画・調整・指導・支援機能の強化を図りました。
- 市民の衛生的な生活環境を確保するため、食品等の監視指導、収去検査、衛生教育等を実施するとともに、食品の製造工程管理の国際基準である HACCP（ハサップ）の普及を推進しているほか、平成 30（2018）年度の開設に向けて動物愛護センターの再編整備を進めています。

川崎市動物愛護センター　完成イメージ

施策の主な課題

- 首都圏に位置する本市は、人や物の活発な移動や、人口の集中により、感染症等の発生時には、大規模な流行が懸念されるため、市民の健康被害に対して的確な対応を図る必要があります。
- 動物行政をめぐる社会情勢が変化し、動物愛護の気風が高まる一方で、動物による迷惑の防止を求める声も大きく、動物の飼い主に対する適正飼養の普及啓発などが重要となっています。

施策の方向性

- **新型インフルエンザ等への対応など、感染症の発生予防とまん延の防止に向けた取組の推進**
- **動物愛護センターの供用を開始し、ボランティアや市民団体等の多様な主体と連携・協働しながら、人と動物が共生する社会の実現に向けた取組の推進**

直接目標

● 感染症・食品等による健康被害を防止するとともに、良好な生活環境を整える

主な成果指標

名　　称 （指標の出典）	計画策定時	現　　状	第１期実施計画期間における目標値	第２期実施計画期間における目標値	第３期実施計画期間における目標値
麻しん・風しん予防接種接種率 （健康福祉局調べ） ※第１期：１歳の間 ※第２期：小学校入学前の１年間	第１期 98.6 % 第２期 91.6 % （平成26（2014）年度）	第１期 98.5 % 第２期 93.2 % （平成28（2016）年度）	第１期 98.6 %以上 第２期 95 %以上 （平成29（2017）年度）	第１期 98.6 %以上 第２期 95 %以上 （平成33（2021）年度）	第１期 98.6 %以上 第２期 95 %以上 （平成37（2025）年度）
感染症予防（手洗い・咳エチケット）の実施率 （市民アンケート）	95 % （平成27（2015）年度）	94 % （平成28（2016）年度）	95 %以上 （平成29（2017）年度）	95 %以上 （平成33（2021）年度）	95 %以上 （平成37（2025）年度）
食中毒の発生件数 （健康福祉局調べ）	8 件 （平成26（2014）年度）	13 件 （平成28（2016）年度）	8 件以下 （平成29（2017）年度）	8 件以下 （平成33（2021）年度）	8 件以下 （平成37（2025）年度）
「食中毒予防の３原則」の実施率 （市民アンケート）	86.8 % （平成27（2015）年度）	84.1 % （平成28（2016）年度）	87 %以上 （平成29（2017）年度）	88 %以上 （平成33（2021）年度）	90 %以上 （平成37（2025）年度）
市が実施する衛生的な住環境に関する講習会の実施回数 （健康福祉局調べ）	95 回 （平成26（2014）年度）	93 回 （平成28（2016）年度）	116 回以上 （平成29（2017）年度）	144 回以上 （平成33（2021）年度）	172 回以上 （平成37（2025）年度）

計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29（2016～17）年度	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成33（2021）年度	平成34（2022）年度以降
予防接種事業 感染症の発生及びまん延を予防するため、予防接種法に基づく予防接種を実施します。	・予防接種台帳管理システムを活用した未接種者の把握及び再勧奨（麻しん風しん） ・コールセンター等の運営 ・マイナンバー制度に対応した予防接種台帳管理システムの適切な運用	**●予防接種（ジフテリア、百日せき、ポリオ、破傷風、麻しん、風しん、結核等）の接種率の維持・向上** ・これまでの取組の継続による接種率の維持・向上及び法令等の変更に対応した定期予防接種の円滑な導入・推進	→	→	→	事業推進
感染症対策事業 感染症の発生及びまん延を予防するため、新型インフルエンザ等感染症対策の推進及び市民等への普及啓発を実施します。	**●新型インフルエンザ等対策の普及啓発、発生時の医療体制等整備及び薬品及び医療資器材等の備蓄** ・訓練、研修の実施及び医薬品及び必要資器材の効率的な備蓄等の実施	継続実施	→	→	→	事業推進
	●感染症発生時に備えた関係団体との協定等、連携の強化 ・薬剤耐性アクションプランに基づく、地域ネットワークの連携強化や検証の実施	継続実施	→	→	→	

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29（2016～17）年度	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成33（2021）年度	平成34（2022）年度以降
	●感染症の患者発生動向の把握と情報提供 ・法令等に基づく感染症の届出状況や集団発生等の情報の把握による全数把握疾患や定点把握疾患の探知 ・市ホームページ、広報、報道等による情報提供	継続実施 →				
	●インフルエンザ、ノロウイルス等の集団感染を防ぐための、社会福祉施設等への衛生教育の実施 H28実施回数：40回	実施回数：40回以上	実施回数：40回以上	実施回数：40回以上	実施回数：40回以上 →	
	●結核定期外及び定期健康診断の確実な実施 ・確実な接触者健診、管理検診と定期健康診断実施向上に向けた普及啓発の実施	継続実施 →				
食品安全推進事業 飲食に起因する健康被害の発生防止を図ります。	**●「食品衛生監視指導計画」に基づく食品関係営業施設等への監視指導等の実施** H28監視指導率：96.3%	監視指導率：100%	監視指導率：100%	監視指導率：100%	監視指導率：100% →	事業推進
	●HACCP（ハサップ）の普及に向けた取組の実施 ・講習会等による導入支援	継続実施 →				
	●食品表示の適正の確保に向けた取組の実施 ・食品関連事業者等へ監視指導の実施	・監視指導の実施 →		・全ての食品が新たな食品表示基準に基づく表示へ移行することに対応した取組の実施 →		
公衆衛生等に関する試験検査等業務 公衆衛生等に関する迅速・適正な試験検査を行うとともに、調査研究、研修指導及び公衆衛生情報の収集・解析・提供を推進します。	**●公衆衛生等に関する試験検査の迅速かつ適正な実施** ○法令改正や規格基準、検査方法の改定等に即した検査の実施 ・食品検査業務における精度管理の推進	・「食品衛生検査施設における検査等の業務管理要領」の改正を見据えた精度管理の推進 →				事業推進
	・感染症法等の改正に対応した信頼性確保の実施（H28）	継続実施 →				
	●公衆衛生上の課題解決に向けた調査研究の推進及び成果の評価・公表 ・外部機関との共同研究等の実施と研究成果の公表	継続実施 →				
	●感染症情報をはじめとした公衆衛生情報の迅速な収集・解析・発信 ・感染症発生動向調査事業の円滑な実施 ・ホームページを活用した試験検査情報の発信	継続実施 →				
	●健康危機事象発生時への準備と対応 ・原因不明疾患等の発生時に迅速・的確に対応ができる体制の構築	継続実施 →				
	●殿町地区に移転開設する国立医薬品衛生研究所との連携 ・協定に基づく取組の実施	・近接性を活かした多様な取組の推進及び連携強化 →				

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29（2016～17）年度	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成33（2021）年度	平成34（2022）年度以降
動物愛護管理事業 動物の適正管理とともに、動物愛護の普及啓発を図り、人と動物が共生する社会の実現に取り組みます。	**●動物愛護と適正飼養の普及啓発の推進** ・動物愛護フェアの開催等による普及啓発活動の実施 ・特定の飼い主のいない猫を地域で適切に管理する地域猫活動の普及啓発など野良猫対策の推進	継続実施	→	→	→	事業推進
	●「ひと・どうぶつＭＩＲＡＩプロジェクト」の取組など、多様な主体との連携によるプロジェクトを軸とした普及啓発の推進 H29市民公開講座の実施回数：4回 H29意見交換会の実施回数：6回 H29譲渡会の開催回数：14回	市民公開講座の実施回数：3回 意見交換会の実施回数：4回 譲渡会の開催回数：12回	市民公開講座の実施回数：3回 意見交換会の実施回数：4回 譲渡会の開催回数：24回	市民公開講座の実施回数：3回 意見交換会の実施回数：4回 譲渡会の開催回数：24回	市民公開講座の実施回数：3回 意見交換会の実施回数：4回 譲渡会の開催回数：24回	→
	●動物由来感染症対策の実施 ・狂犬病予防接種の促進や鳥インフルエンザまん延防止に向けた広報の実施	・広報による啓発及び感染症発生時に備えた体制の整備	→	→	→	→
	●ペットの災害対策の強化 ・災害時の動物救護体制の整備及び飼い主への効果的な普及啓発	・被災動物の救護活動拠点である新動物愛護センターでの保護・収容体制の整備	→	→	→	→
		・飼い主及び避難所運営主体への普及啓発	→	→	→	→
	●動物愛護センターの再編整備の推進（建設工事） ・建設・工事	開所				
環境衛生事業 環境衛生関係施設の監視指導や自主管理の推進に取り組むとともに、地域包括ケアシステムを推進するために、衛生的な住まい方に関する支援を実施し、健康で快適な生活環境を確保します。	**●「環境衛生・水道衛生監視指導計画」に基づく監視指導等の実施** H28監視指導率：60%	監視指導率：100%	監視指導率：100%	監視指導率：100%	監視指導率：100%	→ 事業推進
	●衛生的な住環境の確保に向けた取組の実施 H28講習会実施回数：93回	講習会実施回数：123回以上	講習会実施回数：130回以上	講習会実施回数：137回以上	講習会実施回数：144回以上	→
	●環境衛生関係施設事業者・管理者の適正な自主管理の推進支援 ・施設訪問等の実施	・健康的で快適な生活環境を確保する取組の支援	→	→	→	→
葬祭場管理運営事業 人口の増加や年齢構成の変化により年々増加する火葬需要の増加に対し、利便的かつ安定的な葬祭場運営を行います。	**●増加する火葬需要と多様化する葬儀形態等への適切な対応** ・「友引日」開苑の実施	・火葬需要に応えるため、一定回数の「友引日」を開苑	→	→	→	→ 事業推進
	●かわさき北部斎苑大規模改修工事の実施 ・増築棟整備工事 ・既存施設改修	・駐車場整備工事 ・既存施設改修完了	・駐車場整備完了			
	●使用料の見直しに向けた取組の実施 ・他都市の状況や北部斎苑の大規模改修費等を踏まえた検討	・改修工事の進捗状況にあわせた検討結果に基づく取組の実施	→	→	→	→